

第四百十五回
国会

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第四号

平成十一年六月十六日(水曜日)
午前九時開会

委員の異動

六月十五日

辞任

岩城 光英君

本岡 昭次君

魚住 裕一郎君

渡辺 孝男君

吉川 春子君

戸田 邦司君

石井 一二君

補欠選任

佐藤 昭郎君

藤井 俊男君

山本 保君

但馬 久美君

山下 芳生君

高橋 令則君

佐藤 道夫君

辞任

加納 時男君

森山 裕君

補欠選任

岩永 浩美君

長峯 基君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 芳男君

石渡 清元君

大島 慶久君

田村 公平君

吉村 剛太郎君

朝日 俊弘君

伊藤 基隆君

弘友 和夫君

富樫 練三君

日下 郁代子君

委員

阿南 一成君

岩永 浩美君

海老原 義彦君

太田 豊秋君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

狩野 安君

亀井 郁夫君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

清水 嘉子君

田浦 直君

長峯 基君

畑 恵君

水島 裕君

脇 雅史君

江田 五月君

岡崎 トミ子君

川崎 幸子君

奥石 東君

高嶋 良充君

寺崎 昭久君

藤井 俊男君

山下 八洲夫君

但馬 久美君

山下 栄一君

山本 保君

池田 幹幸君

八田 ひろ子君

山下 芳生君

大脇 雅子君

照屋 寛徳君

高橋 令則君

星野 朋市君

奥村 展三君

菅川 健二君

佐藤 道夫君

小沢 恵三君

陣内 孝雄君

高村 正彦君

大蔵大臣

文部大臣

国務大臣

科学技術庁長

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

国務大臣

北海道開発庁長

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

国土庁長官

自治大臣

国家公安委員

国務大臣

内閣官房長官

金融再生委員

国務大臣

総務庁長官

国務大臣

防衛庁長官

国務大臣

経済企画庁長

国務大臣

環境庁長官

内閣参事官

兼内閣総理大臣

官房会計課長

宮澤 喜一君

有馬 朗人君

宮下 創平君

中川 昭一君

与謝野 馨君

川崎 二郎君

野田 聖子君

甘利 明君

関谷 勝嗣君

野田 毅君

野中 広務君

柳沢 伯夫君

太田 誠一君

野呂 田芳成君

堀屋 太一君

真鍋 賢二君

尾見 博武君

内閣審議官

兼中央省庁等改革推進本部事務局長

内閣審議官

兼中央省庁等改革推進本部事務局長

内閣官房内閣安全保障・危機管理室長

兼内閣総理大臣官房安全保障・危機管理室長

内閣官房内閣情報調査室長

内閣法制局長官

内閣総理大臣官房審議官

金融再生委員会事務局長

金融監督庁長官

金融監督庁検査部長

金融監督庁監督部長

総務庁長官官房審議官

総務庁人事局長

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

河野 昭君

松田 隆利君

伊藤 康成君

杉田 和博君

大森 政輔君

佐藤 正紀君

森 昭治君

日野 正晴君

五味 廣文君

乾 文男君

西村 正紀君

中川 良一君

瀧上 信光君

東田 親司君

佐藤 謙君

柳澤 協二君

坂野 興君

大森 敬治君

山中 昭栄君

防衛施設庁施設部長	宝槻 吉昭君
経済企画庁調整局長	河出 英治君
経済企画庁総合計画局長	中名生 隆君
経済企画庁調査局長	新保 生二君
環境庁長官官房長	太田 義武君
環境庁水質保全局長	遠藤 保雄君
国土庁大都市圏整備局長	板倉 英則君
兼国会等移転審議会事務局次長	林 桂一君
国土庁防災局長	阿南 惟茂君
外務省アジア局長	東郷 和彦君
外務省条約局長	溝口 善兵衛君
大蔵大臣官房長	武藤 敏郎君
大蔵大臣官房総務審議官	坂 篤郎君
大蔵省主計局次長	伏屋 和彦君
大蔵省金融企画局長	小野 元之君
文部大臣官房長	御手洗 康君
文部省教育助成局長	佐々木正峰君
文部省高等教育局長	眞野 章君
厚生大臣官房総務審議官	伊藤 雅治君
厚生省保健医療局長	近藤純五郎君
厚生省老人保健福祉局長	横田 吉男君
厚生省児童家庭局長	羽毛田信吾君
厚生省保険局長	矢野 朝水君
厚生省年金局長	江崎 格君
通商産業省産業政策局長	

運輸省運輸政策局長	羽生 次郎君
運輸省港湾局長	川嶋 康宏君
運輸省航空局長	岩村 敬君
郵政大臣官房長	鍋倉 真一君
事務代理	松井 浩君
郵政省貯金局長	天野 定功君
郵政省電気通信局長	品川 萬里君
郵政省放送行政局長	野寺 康幸君
労働大臣官房長	坂本 哲也君
労働大臣官房政策調査部長	藤井 龍子君
労働省女性局長	渡邊 信君
労働省職業安定局長	小野 邦久君
建設大臣官房長	青山 俊樹君
建設省河川局長	香山 充弘君
自治大臣官房総務審議官	鈴木 正明君
自治省税務局長	成瀬 宣孝君
自治省税務局長	谷合 靖夫君
消防庁長官	志村 昌俊君
常任委員会専門員	入内島 修君
常任委員会専門員	

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○文部科学省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○経済産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国土交通省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○環境省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大島慶久君 おはようございます。本題に入る前に、昨日、朝鮮半島の西に位置する黄海上で発生いたしました北朝鮮艦隊並びに韓国艦隊との銃撃戦について、外務省の見解をまず賜りたい。きょうは、せっかく全国的な国会中継の日でございます。新聞報道はされておりますけれども、国会中継の場から改めて、現在、承知されている

内容について御説明をいただくと同時に、もしよろしければ内閣としてのコメントもちょうだいしていきたい。

よろしくお願ひしたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) 韓国国防部の説明によりますと、十五日午前九時半ごろ、北方境界線を越境してきた北朝鮮警備艇が韓国海軍艦艇に対して射撃を加えてきたため、韓国側が応射し、両者の間で約十分間にわたり射撃の応酬が行われたものというところであります。

これによって、北朝鮮側の艦艇が二隻沈没し、一隻は確認中でございますが、多分二隻沈没したであろう、こういうことでございます。韓国側にも哨戒艇等が一部破損する等の被害が出た模様でございます。

また、同日午前、板門店において国連軍司令部と朝鮮人民軍との間の将官級会談が行われ、本件事件について話し合われましたが、特段の進展はなかったと承知しております。

我が国政府としては、このような事態に立ち至ったことは非常に残念である、今後事態の推移を注視してまいりたい、こういうふうな考えをしております。韓国側が、一方で断固たる対応をとると同時に、話し合いによって物事を解決しようとしているというところを日本側は評価し支持をしているというところでございます。一刻も早く平和的に解決されることを期待しているというところでございます。

○大島慶久君 それでは、本題に入らせていただきます。

総理は、今国会の施政方針演説におかれまして、また昨日の同僚議員の質疑の中でも、現在を明治維新あるいは第二次大戦後に続く第三の改革の時期と位置づけられております。私も全く同感でございます。まさに、平成時代における大改革である。

ただ、私はこうやって国会の審議に携わらせていただきますと、その重要性、意義その他感ずるところも多くございますし、それなりに理解がで

さるわけでございますが、残念ながら国民の皆様方は、昨日の地方分権にかかわることは割合身近な問題として理解が得やすいのかもしれないが、今国会のまさに中核を担うと言っても過言ではありませんこの大改革にかかわります中央省庁の再編をいこうとでございます。国民の皆様方がどういった感覚でこの重要な法案を見据えておられるのか、極めて私は疑問でございます。

きょうはそんな意味で、テレビを通じて総理の口みずから、できるだけわかりやすいお言葉でそういったことの重要性についてお話をいただきたいと存じますと同時に、改革ということになればいろいろとショックも大きなものがあるはずでございます。特に、我が国におきます今までの中央集権にかかわる国づくりというものはそれなりにいろいろと意義の深いものがございますし、また認めなければならぬ立派な役割も果たしてきたと存じます。けれども、それが時代の流れの中で大きく変貌してきております。そこに国民の皆様方のいろんなギャップもあるのではないかと思っております。

特に、行政にかかわる、国家公務員はもとよりでございますが、地方公務員の皆様方もこの改革、省庁再編ということが本場に、後世ある時期になればそれなりの評価につながると思っておりますけれども、現時点ではこの改革を成功させるか否かは、やはりそういったいわゆる公務員とされる役人の皆様方が本場にこの内容を理解し、今後の二十一世紀の国を憂いながらしっかりと従来どおり頑張っていくんだと、こういう強い決意がなければなかなかかからないのではないかと、そこら辺を私は危惧いたしております。

その点もあわせて、総理からそういった国民の皆様方へのメッセージと同時に、いわゆる公務員と言われる皆様方が引き続いて十分に力を発揮し国家のために頑張っていくことができるように説得いたしますか、コメントをいただければ幸いです。

○国務大臣(小淵恵三君) このたびの中央省庁改

革は、前内閣でいわゆる六大改革ということで目標を立てました。その中で行政改革ということの一つ大きく組上りのせ、国民の理解を得ながらこれを実行しようということでございます。

このことは、言うまでもありませんが、内外経済情勢の変化を踏まえまして、国の行政組織及び事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにしたいということでございます。その総合性、機動性、透明性の向上を図りまして、戦後の我が国の社会経済構造を転換して自由かつ公正な社会の形成を目指すものであります。

現在御審議をいただいております法律案に中央省庁等改革や地方分権は行政改革の大きな枠組みの重要な一部として位置づけられておりまして、これらの改革を速やかに具体化させるために法律案の一刻も早い成立をお願いいたしておりますところでございます。

私といたしましては、国政の最重要課題として、また二十一世紀に向けた我が国経済の繁栄のかけ橋として、さきにいただきました経済戦略会議の答申もしっかりと受けとめながら行政改革に今後とも積極的に取り組み、その推進のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

大島議員が申されましたように、今なぜ中央省庁を大改革しなきゃならぬかと、こういうことでございますが、やはりこれは明治以来、中央集権的な政治体制の中で、いわゆる官主導的な政治に對しての御批判も生まれてきておることは事実でございます。まして、やはり官から民へ、そして中央から地方へ、こういう形のものが今回の行革の大きな柱であると思っております。

日本の官僚制度といいますが、そうしたものは私は、これは世界のいわゆるビュロクラシーと言われる制度の中では、役所の方、国家公務員あるいは地方公務員にいたしましても、世界に比べれば非常に高いモラルとモラル、道徳とそしてまた士気というものを持っておるという認識でございます。ございましたが、最近の状況を見ますと、国民の皆さんから見ましてもやや情性に堕し

ておられるわけでありまして、またそういったいろいろの権限を持って行政を行うということについての批判も多く出ているわけでありまして、また、残念ながら綱紀が緩んでいろいろの不祥事も散見されるわけでありまして、そうした意味での国民的な信頼が非常に失われつつあるという事態でございます。

時あたかも新しい世紀を迎えることでございまして、この際、日本の官僚制度をきちんと見直し、政治優位の体制をしっかりと確認し、そして真に国民の理解を得られるような制度改革を行う絶好の機会と、こうとらえて今回こうした改革を進めさせていただくということであると思っております。

ぜひ国民の皆さんの御理解を得て、新しい機構のもと、新しい志を持って役所の皆さんも国民に対する公僕としての責任を果たしていただきたい、そういう強い念願も込め、またそれに期待されるという形をつくり上げることが今回の改革の大きな趣旨であると認識をいたしております。

○大島慶久君 現在、我が国は、総理の強いリーダーシップのもとで経済再生に向けて全力を挙げております。このことは、我が国のみならず、目を向ければアジア全体にもかわる重要なこととてございます。さらには全世界の、特に経済に關係のある、我が国にとつてはぜひともなし遂げていかなければならぬ経済再生。くどいようでございますが、その先頭に立つて、総理初め、きょう御出席の閣僚が一丸となってこの難局を乗り越えていただきたい。そのための糧として今回の中央省庁再編をぜひとも成功させていただきたい。国民の一人といたしまして、心からお願いを申し上げます。

それでは次に、具体的な内容について質問を申し上げます。

まず、内閣の機能強化でございます。新たな国家行政機構の構築へ向けた広範な内容から成る中央省庁等改革の課題の中で、特に内閣の機能強化対策については各方面から高く評価をされるところでございます。この点につきまして

は、内閣の指導性強化に向け、内閣法第四条改正による総理大臣の基本方針の明確化、あるいは同十二条改正による内閣官房の企画立案機能の付与を初め、総理及び内閣を補佐、支援する戦略的趣旨に立つて内閣府の創設等が盛り込まれております。

これにより、政治主導による行政運営が制度的にも法的にも裏づけられることとなり、ますます複雑化の様相を見せる内外の諸情勢にあつて、総理のリーダーシップのもと、より迅速に総合的、効果的な施策を展開できるようになるものと大いに期待をいたしております。

そこで、一連の内閣機能強化についてどのような受けとめておられるのか、まず総理の御所見を賜りたいと思っております。

○国務大臣(小淵恵三君) 行政全体の戦略性、総合性を確保いたしまして、機動的で迅速な意思決定を可能とするため、国政運営の上で内閣及び内閣総理大臣が指導性をより発揮しやすい仕組みを整えることが喫緊の課題でございます。

このため、今回の法案におきましては、第一に内閣総理大臣の内閣の主要政策に関する基本的な方針等の発議権の明確化、第二に内閣府及びこれに置かれる四つの合議制機関の新設、第三には強力な調整権限を有する特命担当大臣の新設、第四に内閣総理大臣の直接補佐体制の整備等により内閣機能の強化を図ってまいります。これらの措置の実施によりまして、国政運営上、内閣及びその首長である内閣総理大臣の指導性がより一層発揮できる体制が整備されるものと考えております。

現行の内閣総理大臣ももちろん内閣の首班としてその責任を負っておられるわけでございますが、また大臣の罷免権も有しておられるという意味ではそれなりの指導性を発揮できる形にはなっておりますが、それぞれの省庁に対する大臣を通じての指揮その他につきましても不明な点がございまして、そうした法的な根拠もこのたび改めて、内閣府という形で、先ほど申し上げましたような形をきちんととることによりまして総理大臣の責任をより明

確化すると同時に、指導性も発揮できる形にするということは、ひいては結論的に言いますと、政治が優位な形でこれを行い得るような体制をつくり得るというのが今回の眼目の一つでございます。こうして新しい内閣府を形成し、そしてそれに対するそれぞれの組織を充実し、またこの発議権の明確化等が達せられれば、その責任もまた重大でありますと同時に指導性も発揮し得る体制になるものと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○大島慶久君 従来もそれなりにはおやりになっておられるかと存じますが、内閣の機能強化に際し、災害、事件、事故等の突発的事態、あるいは危機管理機能強化に際してもさらに取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

そこで、さきの能登半島沖合における北朝鮮工作船の事件の際には、政府は自衛隊法第八十二条に基づく海上警備行動の発動の前提として持ち回り閣議を持たれましたが、複数の閣僚は残念ながら事後承諾となるなど、緊急時における政府の意思決定のあり方を問うものとなったような気がいたします。緊急時に際しては、事後の閣議承認を条件に、事前の閣議によらず迅速に指揮監督できるような方向での対応が私は望まれるのではないかと思います。

これは内閣法第六條改正問題とも絡んだ大変難しい問題かと存じますが、総理の御所見を重ねてお伺いを申し上げます。

○国務大臣(小淵恵三君) 御指摘のように、先般の能登半島沖合不審船事案に当たりまして、安全保障会議及び閣議を経て、自衛隊による海上警備行動を実施したところでございまして、閣議決定につきましては各大臣の了解をいただいております。

政府といたしましては、去る六月四日に関係閣僚会議を開催いたしました本事業についての教訓、反省事項を取りまとめたところでありますが、不審船への対応につきましては、官邸対策室を中心にした関係省庁間の連絡を密にし、海上警備行

動による対応が必要と判断される場合には迅速に閣議を開催し、閣議決定を行うこととしたところでありました。

今後とも、本件に関する一層の検討を精力的に続け、我が国の安全の確保及び危機管理に万全を期してまいらなければならぬ、先般の事案に対する対応にかんがみまして改めて内閣といたしましてもしっかりとした対応をとらねばならぬ、このように考えておる次第でございます。

○大島慶久君 次に、経済財政諮問会議について質問をいたします。

総理直属の合議体が常設される内閣府のあり方で、特に重要なものが経済財政諮問会議であります。経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本方針、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項についてはこの経済財政諮問会議の任務とされておられ、これも総理大臣の総合戦略上の立案能力を高めるための具体策の一つとして高く評価いたすところでございます。

そこで、経済財政諮問会議の答申の予算編成等への反映、実効性について伺いたいと思っております。閣議との関係で、経済財政諮問会議の答申する予算編成の基本方針等がすなわち閣議決定に結びつくのかどうかという点が明確ではありません。もちろん、座長は総理がお務めになり、大臣も出席した上で答申されることとなるので、閣議においてもそのままの形で決定されると考えてよいのか。閣議と経済財政諮問会議の関係について、御答弁を願いたいと思っております。

○国務大臣(小淵恵三君) 経済財政諮問会議を内閣府に置くということですが、その事務局機能は内閣府の内部部局のうち経済財政政策に関する総合調整を担当する部門が担うものでありまして、同部門には行政組織の内外から人材を登用することといたしております。

このため、任期つき任用制度、すなわち役所の皆さんがあらかじめ一定期間というものを定めて任用する制度であります。こうした制度とか、民間から専門的知識を有する人材を積極的に登用する仕組みの整備に努めてまいりたいと思っております。

法的な面と実態の面があらうかと思っております。法的には、言うまでもありませんが予算の編成権は内閣に属することでございますので、閣議においてこれを決定いたさなければなりません。それに対して、一方、総理大臣が議長たるこの経済財政諮問会議、これには先ほど申し上げましたように民間からも有能な方にお入りいただくということでございます。その中でいろいろの御議論というものを踏まえながら、これをいかに反映していくかということが起こってくるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○国務大臣(太田誠一君) 経済財政諮問会議は、経済財政政策に関して内閣総理大臣のリーダーシップを十分に発揮するとともに、有識者の意見を十分反映させることを目的として内閣府に設置される機関であります。

この会議は、内閣総理大臣を議長として、関係国務大臣、民間有識者等の合議により調査、審議をするものであり、予算編成の基本方針等に関する同会議の答申や意見は内閣総理大臣が重要政策に関する方針として閣議において発議をし、この発議をしようことが、今回の内閣法改正の最大の改正点で総理自身による発議権の明記ということとでございます。

わざわざこれを書いたのは、まさにこういう予算編成の基本方針のようなことは内閣総理大臣自身が発議をするのであるということで、その発議権をここに書いたわけでありまして、この今おっしゃったことがまさに一番大切なポイントであって、総理の発議権の内容をこの経済財政諮問会議がつくるんだ、企画立案はここでやるんだというところでございますから、その点については尊重する尊重しないということではなくて、まさにそれが今回の中央省庁改革の一番のエッセンスであるというふうに御理解を賜りたいと思うのでございます。

ただし、これは閣議決定が我が国の内閣法では最終的な行政権の行使でありますから、閣議決定に至る途中で閣僚の中にだれかこの際非常事態だからこれは言いたいというふうなことが出てくるかもしれないけれども、もとより総理が両方とも主宰をしている会議でありますから九〇％はそういうことで、内容もそこで決まるというふうにご考えてよろしいのではないかと思います。

○大島慶久君 きめ細かに御説明いただきまして、よく理解ができました。

その実務を担当することとなる事務局が出向官僚によつて占められ省益が顔を出したのでは、結局は、予算編成について官僚主導でなく政治主導で実施しようとしたとしても、例えば言葉は悪いかもしれませんが、依然として大蔵の権限が温存されるのではないかと、そういう意味で、当初の目的どおり諮問会議が機能するかどうか、こういった疑問視をする向きもございまして、その意味で事務局体制のあり方は大変重要であります。今回の内閣府設置法では書き込まれておりませんが、政令事項とされております。その中には国会のチェックがきかないわけでございます。

基本法では、行政の内外から人材を登用するとあり、その趣旨に沿って民間人の積極的登用も進めていくべきと考えられますが、経済財政諮問会議の事務局構成について、総理の御所見を伺いたいと存じます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、大島委員から御指摘の点につきましては、十分これを承知してその事務局体制はつくり上げていかなきゃならないというところは、もう御指摘のとおりだろうと思いま

あつて、総理の発議権の内容をこの経済財政諮問会議がつくるんだ、企画立案はここでやるんだというところでございますから、その点については尊重する尊重しないということではなくて、まさにそれが今回の中央省庁改革の一番のエッセンスであるというふうに御理解を賜りたいと思うのでございます。

ただし、これは閣議決定が我が国の内閣法では最終的な行政権の行使でありますから、閣議決定に至る途中で閣僚の中にだれかこの際非常事態だからこれは言いたいというふうなことが出てくるかもしれないけれども、もとより総理が両方とも主宰をしている会議でありますから九〇％はそういうことで、内容もそこで決まるというふうにご考えてよろしいのではないかと思います。

○大島慶久君 きめ細かに御説明いただきまして、よく理解ができました。

その実務を担当することとなる事務局が出向官僚によつて占められ省益が顔を出したのでは、結局は、予算編成について官僚主導でなく政治主導で実施しようとしたとしても、例えば言葉は悪いかもしれませんが、依然として大蔵の権限が温存されるのではないかと、そういう意味で、当初の目的どおり諮問会議が機能するかどうか、こういった疑問視をする向きもございまして、その意味で事務局体制のあり方は大変重要であります。今回の内閣府設置法では書き込まれておりませんが、政令事項とされております。その中には国会のチェックがきかないわけでございます。

基本法では、行政の内外から人材を登用するとあり、その趣旨に沿って民間人の積極的登用も進めていくべきと考えられますが、経済財政諮問会議の事務局構成について、総理の御所見を伺いたいと存じます。

す。

ただ、これはあくまでも予算の編成権に関連する問題でございますので、内閣としてこの機関が十分その任に値し得るようなことをいたしていかねばなりません。そういった意味で、その事務局に、率直に申し上げて政治が振り回されるようなものであつてはならぬことは当然のことでございますので、その体制につきましては御指摘の点を十分留意して整えていくべきものと考えております。

○国務大臣(太田誠一君) これにつきましては、事務局というよりも、経済財政諮問会議のメンバーそのものがみずから筆をとつてその基本方針の文章を書くというふうな組み立てになつております。今、総理の御答弁のとおり、事務局がリードをするということにはならない設計になつております。

○大島慶久君 次に、省庁再編について質問をいたします。

一八八五年の内閣制度創立以来、中央政府を根本から見直し、ここまでの大幅な縮小に踏み切ることは初めてのことに何つております。その点からも、省庁数をほぼ半減する今回の中央省庁改革がいかに大改革であるか想像ができます。

各国の人口比での公務員数を見ますと、人口千人当たり公務員数では日本が三十七人であるのに對して、アメリカは七十一人、イギリスは七十七人、フランスは九十三人。もちろん、各国とも制度が異なるわけでございますので一概には言えませんけれども、数字だけ機械的に比較をいたしますと、既に日本の政府組織は規模の小さいものになつていくのを見えますが、特殊法人や公益法人等膨大な官庁周辺産業と言われる組織があり、民業圧迫等が大きな問題となつております。これをさらに、省庁再編とあわせて分権や規制緩和の諸改革との複合的取り組みにより、より一層効率化、スリム化していくのが今後の行政改革の眼目であります。

改めて総務庁長官に、本法案に盛り込まれた行政

政スリム化の道筋について御説明を願います。

○国務大臣(太田誠一君) この法案は、中央省庁等改革基本法の官から民へ、国から地方へという観点に立つた国の行政組織、事務事業の減量、効率化を基本理念として立案したものであります。

具体的の方針は、法案と同時に決定した中央省庁等改革の推進に関する方針に整理をいたしております。すなわち、事務事業の廃止、民営化、民間委託という手段、それから独立行政法人制度というものを活用すること、それから省庁の大きくリ化、官房、局等の内部組織の整理、地方支分部局の整理などの組織自体の減量化、そしていわゆる定員の二五％削減という目標を掲げて行政組織の効率化を行うこととしたしておるわけであります。

あわせて、政府としては、特殊法人の整理合理化や規制緩和等の改革を進めておりまして、今後ともその改革を推進していくという考え方であります。

○大島慶久君 次に、新体制移行への地方の対応について伺いたいと思ひます。

明治十八年の内閣制度発足以来、戦後改革等幾多の改編を経つた拡大の一途をたどつてきた中央集権型行政システムを今回抜本的に改め、行政目的別に再編し、一府十二省庁体制が来世紀の始まる二〇〇一年一月にスタートする方針であります。これは政府・与党として決定した大方針であり、特に異を唱えるつもりはございませんが、多少技術的なことになりましたが、一月という年度途中での組織改編に懸念される点がありますので、お伺いをさせていただきます。

それは、中央省庁再編への都道府県、市町村の対応についてであります。これを政府はどのようにとらえておいでになるのでしょうか。特に、中央の組織に合わせて地方もその体制を組んでいく側面もあるため、年度途中で中央省庁組織が改編されることにより地方に不都合が生じないかという懸念もされます。実際、地方にはそういった声が高くて高いと思つております。

そこで、省庁再編に合わせた地方の対応は進んでいるのかどうか。政府として、地方としっかり連絡をとりつつ不都合が生じないよう改革を進めていく必要があると思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野昭君) 中央省庁再編の移行開始の時期でございますが、これは御承知のように基本法で二〇〇一年の一月を目標とすると書いてございまして、せつかくやることはなるべく早く、二十一世紀当初からやるべきであるということ、現在、先ほど御説明した方針の中で二〇〇一年一月ということを書いてあるわけでござい

ます。今後、移行に当たつてのいろいろな手続でございますが、まず、この法律をお通しいただきますと、中央省庁組織につきましても早速政令、組織の精査が必要であるということでございますし、あるいは独立行政法人につきましても、通則法をお通しいただきますと、それに続きまして個別法の立案というような作業があるわけでござい

ます。おっしゃる通りに、中央の国の行政と地方の行政、大変密接にかかわりがございまして、私ども、なるべく前向きに地方の行政組織についても精査をいたしまして、そこら辺、移行期に混乱がないように万全を尽くしてまいりたいと思つております。

○大島慶久君 冒頭申し上げましたように、これは政府・与党として決定をされた大方針でありまして、別に異を唱えるわけじゃございません。

今極めてざらりと御答弁をいただきました。けれども、これは中央省庁においても、今までの行政システムの中で、例えば予算編成一つをとりますと大体四月一日からというのが日本の行政型のあり方でございます。

果たして、こういう大改革であるから二十世紀から始めるんだ、そういう意味で一月一日というふうに私は設定されたのではないかと、この意味もよくわかります。けれども、本当にこれをそ

のまま実行した場合、そういったことに對する支障はないのかどうか。私は今でも、あの答弁をお聞きした後でも心配でたまひません。再度御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(太田誠一君) こういう大改革というのは、物事を円滑に運ぼうと思つてやることに余り重点を置き過ぎると私はできないんだらうと思ふんです。そこは気合いというか精神でもつて、この時期までに必ずやるんだというふうにとこかにけじめをつけて、そこに向かつて、それこそこの法案の提案に至るまでの過程につきましても、四月にこの法案をまとめるということもこれまでの政府の仕事ぶりからいけば相当無理があつたと思ひますけれども、とにかく小淵総理が号令を発して、そのとおりにしなければいけないということで大変無理に無理を重ねておりますけれども、大改革というのはそういうものであるかというふうにご考へておりますので、必ずそれは混乱なく移行できるものと確信いたしております。

○大島慶久君 限られた時間でございますのでこれ以上突き進みませんが、今、太田長官の御答弁に総理もほほ笑んでおられました。これがスタートするために支障があつてはなりませんけれども、ぜひ勇気を持つて、ここはやはりこういう国会議論を踏まえて変更した方がいいのかな、こういう考へがあればぜひ変更していただけたらな、こんなことを申し上げたいと思ひます。

今回の省庁再編に際して、国と地方自治体の関係に混乱が生じないよう万全の体制を整えておくべき、今、長官からも御答弁がございました。

例えば、市町村が清掃工場を建設する場合、国、都道府県、市町村と設備の規模あるいは処理方法、建設費これは補助金を含んでおりますから、等々について具体的な内容についての密接な協議あるいは指導が行われて事業化へと進んでいく、こういうのが今までのやり方でありまして。しかし、二〇〇一年一月一日から廃棄物行政一元化に伴い、恐らく厚生省ではなく環境省へとその協議先が変わっていくことになるかと思ひます。その場

合、担当官と密接に深い協議を継続してきたものが最初から協議より直しになるというようなことが決まっていたのではないわけでございます。スムーズな引き継ぎがどのように担保されるのか、考えておく必要があると思います。

また、国には大量の許認可権限が引き続き残ることとなるわけですが、再編や統合を理由に事務のおくれは許されるものではございません。

さらに、各省庁に類似の補助金が見られますが、補助率や補助対象に多少の違いがございます。補助目的やその省庁の補助目的との関係からやむを得ないものと理解できますが、同じ省庁の中で協議に行ったり局や課によって補助内容が異なってくるというようなことは極力避けるべきだと思います。統合されれば、同じ省庁の中の類似の補助金を統合整理することが混乱を回避することとなると思うわけでございます。

今後、統合再編に向かって事務的な調整、話し合いが行われていくものと思われませんが、二〇〇一年一月以降の事務事業の円滑な引き継ぎについての対応をお伺いしたいと思います。

○政府委員(河野昭通) 移行に伴いましては、先生がおっしゃいますように、例えば許認可の有効性等々いろいろその経過措置が必要なのわけでございます。今おっしゃいました補助金等も含めまして、必要な経過措置につきましては、本法律案施行後、これに沿って逐一確認しまして、必要であればまた新たに国会で御判断いただきたいと考えております。

○大島慶久君 官房と局の削減についてでございますけれども、官房、局の削減数、百二十八から九十六に、これは結構でございます。これも事務事業のスリム化を伴わなければ、単なる看板のかけかえとの評価も避けられません。

局の削減の結果、当然ながら局長ポストも減少することとなるわけでありまして、これに伴い、局長クラスの分掌官の増設は必要最小限にとどめるべきとあります。これについての設置要

求については極めて厳正に対処すべきと考えますが、総務庁長官の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 行政の総合性、機動性の向上は、今般の中央省庁等改革の基本理念の一つであります。中央省庁等改革基本法におきましても、状況に応じて機動的に事務を遂行できる職級の活用を図ることと定めております。局長級の分掌職というのは、まさにそういう状況に応じて機動的に事務を遂行できる職ということでございます。

しかしながら、分掌官といえども、行政組織のスリム化の観点からはこれを必要最小限度とすることが求められているのは御指摘のとおりでございます。また、さらに衆議院においても今、委員おっしゃった同僚官の附帯決議をいただいているところでもあります。すなわち、分掌職のもとには新たに固定的に人を集める、定員をそこにつけて集めるということはいいたさないう、もとより我々もその考えでおりますけれども、課とか局とかいうふうな固定的な組織ではないということでございます。

分掌職の設置につきましては、おっしゃいますように、必要最小限となるように取り組んでまいりたいと存じます。

○大島慶久君 次に、地方支分部局の整理合理化についてお伺いをいたします。

中央省庁の事務事業をスリム化する上で、地方支分部局の統合は最重要課題の一つであります。国家公務員の数は行政機関が約八十四万六千人であり、そのうちいわゆる霞が関勤務の職員は約三万九千人にすぎず、その大部分、約五十五万人は地方支分部局所属となっていることから、この改革なくして行革の実効性を期待はできません。

この地方支分部局の改革については、基本法において、その事務事業の必要性見直し、再編に合わせた総合化などの合理化方向が示されました。これを受けて、今回の減量・効率化計画において、府省編成に合わせたブロック機関の総合化、府県

単位機関の総合化が打ち出され、地方建設局八局と港湾建設局五局を統合し、地方整備局八局の設置等が示されておりますが、大部分は二〇〇一年以降の課題として先送りされるなど、やや迫力不足の感はありません。不満の残る内容となっております。

これについては、原則、中央と地方がそれぞれ実施困難なものは除いて、単なる中央と地方との中間的経路機関となっているものなどは廃止、整理を進め、また府県、市町村と事務が重複するものはでき得る限り自治体に任せていくなど、さらに積極的に組織事務の縮減合理化を図っていくべきと考えます。

地方分権とも密接に絡んだこの改革は、行政の効率化、スリム化の点からは中央省庁再編よりも意味があり、国家公務員数二五％削減を達成する観点からも、政府においても早急に第二次の整理合理化策を打ち出すべきではないかと思っておりますが、その取り組み方針について総務庁長官にお伺いをいたします。

○国務大臣(太田誠一君) 地方支分部局の整理合理化につきましては、中央省庁等改革の推進に関する方針において、当面実施すべき措置として地方建設局と港湾建設局の統合など、十四事項の実施を決定したところであります。同方針にも、「引き続き検討を行うこととする」というふうにしてあります。府省の編成に合わせたブロック機関の総合化などの地方支分部局の整理合理化を引き続き検討してまいりたいと考えております。

これは、考え方でございますけれども、中央省庁改革の中のさらに中央の部分をとにかくきちんとやろうというところで、この二段階目、地方支分部局については第一段階と第二段階というふうに分けて考えたわけでございますので、今、委員おっしゃいますように、このことが、今のこの改革にめぐりつた次第の改革に取りかかるというつもりでいるわけでございます。

○大島慶久君 めどがつか次第の改革にという

お言葉でございますけれども、ならば、めどのかない前にもある程度腹案的に、今回は地方建設局と港湾建設局、これを地方整備局にいうことで、何か一つだけぽつとスポットを当てて、あとは二〇〇一年以降ですと、こんな感じがしてならないわけでございますが、果たしてそれでいいのかどうか。再度、長官の腹案のものも含めて何かありでしたら御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 今のお話であります。地方建設局と港湾建設局だけでなく、地方医務局あるいは地区麻薬取締官事務所あるいは営林局の局支局、あるいは府県単位機関については公安調査事務所、都道府県の労働基準局、あるいは都道府県の女性少年室など、さつき申しましたように十四事項でございます。

私は、改革の手順といたしまして、一番本丸から改革をしていく、ここがめどがついたらその次の次というところでやっていかないと、何もかも一斉に出発をして最終的に何が何だかわからなくなるということを一歩恐れるわけでございます。残った地方支分部局の整理についても大体わかっていくわけでございますから、それをどうするかということは、要は、この改革の次の段階として臨む決意は固めているということ、具体的にどこが次はあるんだと、それは幾つかしかありませんので、大体おわかりのことと思うのでございます。

○大島慶久君 次に、定数削減についてお伺いをいたします。

昨年六月成立した中央省庁等改革基本法では、国家公務員数削減については十年間で一〇％とされておりましてけれども、自民・自由合意を受けて二五％とさらにハードルが高くなったわけでございます。

国家公務員定数約八十四万六千人、これは非現業五十三万二千人、現業三十一万六千人。このうち郵政公社化移行で約三十万人を除き約五十四万六千人が対象となるわけでありまして、二五％削減となりますと約十三万七千人減らさなければなら

ない。独立行政法人での定員削減は約七万人になりますから、残りの半分をいかに削減していくかが大きな課題となるわけであります。その達成のためには、独立行政法人の対象の拡大や民営化等のアウトソーシングの推進、新規採用の大幅抑制を初め、地方の出先機関の縮減や規制緩和、地方分権による中央の事務事業の徹底したカットが必要となってくると考えられます。

そこでお伺いをするわけですが、いさいますけれども、削減をあらしめるためにはあらゆる手段で講じていかなければなりません、いかにしてこの二五％目標を達成していけるのか、その道筋を描いておられるのか、その具体策についてお伺いをいたします。

○国務大臣(太田誠一君) 十年二五％削減の方針につきましても、自民、自由両党の合意を受け、政府方針として閣議において正式に決定したところであり、政府といたしましては、自民連立の合意を尊重し、与党とも密接に連携しつつ、この方針に沿った定員削減を実施する所存であります。すなわち、各府省の定員の少なくとも十年一〇％の計画的削減を進めるとともに、独立行政法人化という行政組織の改革による一層の定員削減を強力に進め、増員の徹底した抑制を図ること等により、二五％削減を目指した定員削減を実現するために最大限努力してまいりたいと考えております。

具体的には、四月二十七日の国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において、八十九の事務事業の独立行政法人化等を既に決定したところであり、これに加え、民営化、独立行政法人化、さらには規制緩和や、今般の中央省庁等改革における行政組織の整理に関するさまざまな取り組みがございます。平成十二年度から新規採用を減らし、増員の徹底した抑制を図るということ等、十年間にわたるさらなるさまざまな改革努力を行うことといたしております。こういうことでやってまいりたいと考えております。

○大島慶久君 独立行政法人についてお伺いをいたします。

行政スリム化の切り札としてその導入が期待をされ、また政府が最も力を入れてきた課題の一つが独立行政法人制度の実現であります。

この独立行政法人は、各法人の自主的、自立的運用を基本として、独立行政法人通則法では、運営効率化のための三年から五年の中期目標を設定、企業会計を導入し、予算の繰り越しや積み立てを認める等、合理的な経営手法を取り入れようとするものであります。また、中期計画の終了後、主務官庁と総務省に置かれる評価委員会がその業績評価を行い、主務大臣が業務、組織の見直しを行う仕組みも工夫されておられるわけでございます。

そこで、独立行政法人移行が示された八十九機関のうち八十五機関は職員身分が公務員であることから、国民からも、結局のところ定員管理の外に置かれて国庫の財政負担の軽減にはつながらない、実質的には何ら変わりはない、そういう批判も寄せられていることは事実でございます。

そこで、中期計画後の見直しの際には、業務内容の変化に応じてその職員身分のあり方もぜひ検討していくべきではないかと存じますが、総務庁長官の御見解を伺います。

○国務大臣(太田誠一君) 独立行政法人の中期目標期間の、三年とか五年とか言われておりますけれども、終了時の見直しにつきましては、国家公務員の身分を与えるかどうかも含めて、当該独立行政法人の業務継続の必要性、組織形態のあり方など法人の組織及び業務全般について行い、その結果に基づいて所要の措置を講じることとしたしております。

ただ、国家公務員の身分を与えるということが本質的に行政改革の考え方と逆のことであるというところは、そうではないわけでありまして、独立行政法人がみずからデイスクリージャー、経営内容の開示を行い、そしてそれが外部の国民の目にさらされるということ、そしてその経営の責任はまさに自己責任であるということ、さらにその役

員は特別職であって任期途中でも交代もあり得るということ、非常に緊張した状態でこの独立法人の運営はなされるわけでございます。

したがって、そこで働く方々も相当の緊張感を持って、意識も全く違った意識で仕事に携わることになられますので、言われているような国家公務員の身分だから今までと同じであるということでは決してないということはお理解を賜りたいと思うのでございます。

○大島慶久君 今申し上げましたように、政府が最も力を入れてきた課題の一つでございます。今、長官お答えいただきましたが、ぜひそういう道筋で達成が一〇〇％されますように、さらなる御努力をいただきます。

思い切った定員削減のためにも、独立行政法人の積極的推進が不可欠であると思っております。運営費、施設費等、予算措置がされ、その弾力的運用が可能といった点や給与に業績が反映される、そういった独立行政法人になることにより生じるメリットがまだまだ浸透いたしていないのではないかと、こんな感じがいたします。この点での周知の度合いが低いのではないかと存じますが、重ねて長官の御見解を伺います。

○国務大臣(太田誠一君) 委員の御指摘のとおりでございます。独立行政法人は、細かな各府省による事前の統制という状態から、つまり一つ一つの項目についての予算措置ではなく一括した渡し切りの交付金、ちょうど地方自治体に対するようなものでありまして、使途を定めない一括した交付金の形で、渡し切りで交付金を出すわけでございます。その中で組織、定員や予算などにつきましては、それぞれの項目について自立的に弾力的にその独立行政法人自体として自己の責任をもって対応することになるわけでございます。そして、それを事後の徹底した評価やデイスクリージャーによる事後チェックによつて管理をするということになるわけでございます。

こういう独立行政法人の持つておりますメリットというのは、おっしゃるとおりまだ十分に世

間の認識を得ているわけではないわけでございます。随分政府の広報としても努力をして、さまざまな機会にPRはいたしておりますけれども、でますれば、こういうやりとりをしていることをマスメディアに取り上げていただいて、内容がきちんと報道されることを願うわけでございます。

引き続き努力をしてまいりたいと存じます。

○大島慶久君 長官にもう一点御質問申し上げますが、独立行政法人は、国、大臣の関与が最小限に規定をされ、自主的あるいは自立的運営が基本となっております。よって、その責任体制のあり方を明確にしておく必要があるかと存じます。

独立行政法人と対比されることの多い特殊法人の場合は、特殊法人に何らかの不祥事件等、問題が生じた際、国会の主務官庁に対する責任追及は徹底してなされております。このたびの独立行政法人の場合、問題が生じた場合の責任をどうとっていくのか、この仕組みを考えておく必要があるかと存じますが、その点についての御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(太田誠一君) 独立行政法人制度は、細かな事前の統制ではなく、徹底した評価や公表による事後チェックに移行するというところでございます。組織、定員や予算執行などの面では、今申し上げましたように、自立性や弾力性を高め、効果的、効率的な業務運営を行わせることといたしております。このために、主務大臣の関与というものを法令に定める一定のものに限定する、主務大臣の関与を限定し、いわゆる一般的な監督権は有しないものとしたしております。

その独立行政法人の長の任命権、解任権、中期目標の期間の終了時における組織、業務全般にわたる見直し、中期計画の変更命令等の明示的なはつきりした権限を主務大臣は有するものであり、何度も申し上げますように、一般的な監督権は有しないわけでございます。これらの適切な行使によりまして主務省庁が行政責任を果たすものであります。

○大島慶久君 二五％の削減目標を達成するため

には、独立行政法人化の候補として挙げられている約十二万五千人を擁する国立大学にも切り込む必要があるのではないかと存じます。

この国立大学の独立行政法人化については、大学の研究開発の企業への技術移転、大学教授の会社役員等の兼任等の必要が論じられていること等を踏まえ、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得ることとなっておりますが、この点についての御所見を総理からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、委員からも、御理解いただいておりますが、独立行政法人化を含む国立大学のあり方につきましては、大学の自主性、これを尊重いたしまして、国立大学が教育研究水準の向上を図り、技術移転を初め産学連携など、期待される役割を十二分に果たし、社会に貢献することが可能となるよう、大学改革の一環として幅広く行うことといたしております。現下、文部大臣はこの問題につきまして検討を十分いたしております。

内容につきまして、大臣から御報告いただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(有馬朗人君) ただいま御指摘のとおり、国立大学の独立行政法人化につきましては、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得るとされているところでございます。

国立大学の改革につきましては、大学審議会の答申、中央省庁等改革基本法を踏まえまして、責任ある組織運営体制の確立、情報公開の推進など、内外に開かれた国立大学を実現するための法改正を今国会で行ったところでございます。また、引き続き、人事、会計等の柔軟性の向上、適正な評価システムの確立を図っていく考えでございます。

独立行政法人を含む国立大学のあり方につきましては、今後、大学の自主性、自立性を尊重いたしまして、これらの改革の状況を見つつ、国立大学が国際的に評価される教育研究の実施をできる

ようにすること、御指摘の技術移転を初めとする産学連携など、期待される役割を十二分に果たし、社会に貢献することが可能となるよう、大学改革の一環として幅広く検討を行う必要があると考えております。現在着々と実行しているところでございます。

いかなる方策をとるにいたしましても、世界的水準のすぐれた大学にすることが最も大切なことと私は信じている次第でございます。

○大島慶久君 次に、政策評価制度について質問をいたします。

政策評価制度については、各府省の政策を事前、中途にチェックすることができ、そのため行政組織の自己拡大あるいは自己増殖する傾向に歯止めをかけるすぐれた制度と大要評価をいたしているところでございます。

これは、各府省に設置予定の政策評価担当組織が新規に開始しようとするもの、一定期間経過して事業等が未着手または未了のもの、新規に開始した制度等、一定期間を経過したもの、社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるものに関する政策対象については評価を行います。

そして、総務省においては、全府省の見地から府省横断的に評価を行う必要があるもの、複数の府省にまたがる政策で総合的に推進するために評価する必要があるもの、府省の評価状況を踏まえ、厳格な客観性を担保するために評価する必要があるもの、その他、政策を所掌する府省からの要請に基づき、当該府省と連携して評価を行う必要があるものについて、必要性、優先性、有効性等の観点から改廃等の評価を行い、かつ省内に民間の有識者等で構成される第三者機関を設置し、十分チェックしていくシステムになっております。

しかしながら、何点か心配される点もございまして、以下伺ってまいりたいと思ひます。

第一点は、各府省は自己の領域にわたる政策について自己チェックを行います。これでもって果たして中立、公正、厳正な評価を行うことができるかどうかというところでございます。ややもすれば身びいきな評価となるのではないかと、こんな懸念がございしますので、御説明を願いたいと思ひます。

第二点は、各府省の政策評価の段階における第三者チェックは、高度の専門性が求められる場合、実践的な見地が必要な場合等は民間等の第三者の活用を図ると示されております。しかしながら、中立、公正の観点から、原則各府省の政策評価の段階から民間等の第三者によるチェックも活用すべきではないでしょうかという点でございます。

第三点目は、総務省が省庁横断的な政策などに對して評価を行い、同等の他府省の關係に勧告をもつて果たして実効性の担保が保てるかどうかというところでございます。つまり、総務省は他府省に對して政策の見直し等にまで口を挟むことができるかどうか、こんなことを疑問に思ふわけでございます。

第四点目は、政策評価基準のガイドラインは総務省が作成を進める方針と伺っておりますが、政策評価基準そのものを私は法律で定めるべきではないか、こういうふうにも思ひます。事実そういう声も聞かれるわけでございます。その点についていかがお考えか、伺いたいと思ひます。

最後、五項目でございますけれども、参議院自由民主党は五月十八日、決算審査を予算に反映させるために、「決算審査の重視等に関する提言」を取りまとめさせていただきます。その中で、決算報告がまともなれば直ちに国会に提出できるように財政法第四十条の改正をするべきと提言しております。この第五点に関しましては、恐縮でございますが、大蔵大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

以上の一から四点は総務庁長官からお答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(太田誠一君) 四問まとめてお聞きをいただきますが、ちよつと長くなることをお許しただけでございます。

政策評価は、行政がその政策の効果について事前事後に評価を行い、それが各府省の企画立案に反映されるようにするために導入するのであります。

す。このため、中央省庁等改革の推進に関する方針においては、まず府省庁において所掌する政策について厳正かつ客観的な評価を行うこととし、実施計画、実施要領、評価結果の政策への反映状況等について公表を進めることといたしているところでありませう。すなわち、企画立案をする当事者そのものが前の仕事、前やったことについてきちんと事後評価をしてから企画立案に取り組むということがまず大切であります。

その上で、総務省において府省の枠を超えた立場から、政策評価の総合性及び厳格な客観性を担保するための評価を行うことといたしました。第三者的な評価を可能とする仕組みとして総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会、仮称であります。こういうものを設置することによりまして客観的、厳格な実施を担保することといたしております。

広く政策のあり方に関しまして国民的な議論を喚起していくために、政策評価に関する情報の公表を進めるということをしております。それから、これらの措置を通じて、政府全体の政策評価が客観性を持ったものとなるように努力してまいります。評価そのものも国民の目にさらすということでございます。

それから、第二問目でございますけれども、各府省の政策評価は、その対象とする政策がまことに膨大であつて多様でありますので、政策の評価や内容に使われる手法もさまざまであると思ひます。このため、第三者の活用につきましては、各府省一律固定的に定めることはせずに、政策の内容等に応じて、高度の専門性が求められる場合、実践的な知見が必要な場合等は、学識経験者、民間などの第三者の活用を図ることといたしております。

こういうやり方でやるんだということを、今確定したことが申し上げられる状態ではないわけでありまして、試行錯誤の要素が多分にあると思はれるわけでございます。

第三問目でございますけれども、総務省が行う

評価は、政策を所掌する府省の立場とは別に、政策評価の総合性及び厳格な客観性を担保するため実施するものであります。このため、民間有識者で構成する第三者機関の審議、総務省においては第三者機関の審議を経て各府省大臣に対して勧告をするわけでございます。勧告でございます。各府省大臣に対し、勧告に基づきとった措置について、勧告をしたことがどうなったのかということについて報告を求める規定、徴求権というんですか、報告を求める権限というのがございます。

さらに、内閣法に基づく内閣総理大臣の行政各部への指揮監督、これは内閣法というよりも憲法でございまして、内閣総理大臣の憲法に定められた指揮監督権というものを行使してもらうということで意見具申、内閣総理大臣に対して、例えば是正命令のようなものを出してもらうということも含めて、意見具申権という大変強力な権限を総務省は持っております。ですから、有効に総務省のチェックはきくはずでございます。

最後に、政策評価についてでありますけれども、法律をつくるべきではないかという御意見はございました。そして、それにつきましては、あるいは全政府的にそういったものが必要であるかと思ひますので、中央省庁再編後、各府省の政策評価の実施状況を分析検討し、速やかに法制定の実現に向けた検討をしてまいる所存であります。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御質問がございましたので念のために調べてみました。毎年の決算が完了いたしますのは七月三十一日、いわゆる主計簿の締め切りをもって完了いたします。そうしまして、これは、過去ほとんど、三十年余り見ておりますが、最近も変わりございません。大体七月三十一日に締め切りまして、十月初旬、十日までには会計検査院に決算を送付いたしております。

会計検査院は、これもほとんど例外なく十二月の半ばに決算が済んだという報告を大蔵省の方に通知しております。そのような検査院の検査は、通常国会が開かれます日に国会に提出をされてお

りまして、したがって、平成二年以後は一月の国会召集日に国会に送付されております。

したがって、これで見ますと、大蔵省が会計検査院に送付いたしますのに使っておる時間が、八月、九月の大体二ヶ月でございます。それから、検査院が検査に使っておられます時間がやはり十月の半ばから十二月の半ばぐらいまで二ヶ月ぐらい。

国会が召集されたときに国会に提出いたしておりますから、大蔵省ないし検査院において余計に長い時間を使っておるようには見えません。ただ、御指摘のことは、財政法におきまして「内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。」と書いてございまして、そのとおりいたしておりますが、ただ、これを早められないかということは、もとより立法院としてお考えになるということはある得ることだと思います。

私も「常例とする」というのはそれより前に提出することは妨げないと考えておりますから、この法律でも事務的に急げばもっと早く提出することができると考えておりますが、その場合は、恐らく今、国会の召集は一月の二十日過ぎでございますから、仮に臨時国会がございましたときに、十一月とか十二月とか、そこに提出できないかと。

そうしますと、大蔵省あるいは会計検査院が今ほとんど四カ月使っておりますが、それをどうやって短くできるかという行政の方、立法院のお求めがあれば、行政がどれだけ努力をできるかということをお私達は会計検査院と協議して検討いたしたいと思っております。しかし、それとは関係なくこの「常例とする」ということをもつと法律を変えて促進する必要がある、こうお考えになれば、それは立法院の御意思ということになると思ひます。

行政府は、いずれにしてもできるだけ大蔵省、会計検査院間の作業を早めよという御意思であれば、そういう努力はいたさなければならぬ、こ

う思っております。

○大島慶久君 政策評価制度について長官からも大蔵大臣からも御答弁いただきました。

長官から、政策評価を国民の目にさらす、そういう御答弁がございましたけれども、ややもすれば今の日本社会、政治不信なんという言葉がよく使われますけれども、大変残念でなりません。総理を中心としたしまして閣僚の皆様方も、日夜本当に御努力をされて国民の幸せのために頑張っておられる。けれども、その中身は我々国会で審議する者にはおおよその状況を見ますことができておりますけれども、残念ながら国民の皆様方にはそういった評価には至らない。

私は、今回の省庁再編の大きな目玉として、この政策評価ということをもっと細部にわたって御検討され、そして国民の皆様方が政治に面と向かって目標を向けていただけるような制度でぜひあつていただきたい。心から願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。今回の中央省庁再編に当たりまして、医療、福祉の観点から、私の最後の質問になりますけれども、質問を申し上げます。

二十一世紀の少子高齢化社会を迎え、医療、保険、年金、介護、諸問題はますますその重要性を増しております。社会保障制度の構造改革をどのように進めていくか。我が国の政治、行政、財政、経済、社会全体に大きく影響し、その展望を明確にして取り組んでいく必要があらわれます。長く続いた不況もようやく明るさが見え始めておりますが、やはり先行き老後の不安等が大きいのしかかつていない。それをある程度払拭しないと本格的な景気の回復はおぼつかないのではないかと、私もこんな感じを受ける者の一人でございます。

経済構造改革において、市場原理、自己責任原則の確立が重要なことは言うまでもございせんが、他方、社会の安定、健全な発展のためのセーフティネットが不可欠であるわけでありまして、社会保障、福祉については、国と地方公共団体との関係は、国が全国的に統一した基準、制度について分担をし、地方自治体が住民への身近なサービスを提供していくということになるかと存じます。

中央省庁再編において厚生省、労働省が厚生労働省として統合されることは、このような国民生活の安定、安心という大きな観点で厚生行政と労働行政をどのように一体化して国民福祉の再構築を行うのか、福祉政策の展望、社会保障の見直し等に当たり、どのようなメリットがあるのか、まずお伺いをしたいと存じます。

そして、社会保障の見直しに当たっては、第一に、医療、年金、福祉等の各分野について、制度が縦割りになっているためにすき間が生じたり重複による無駄が生じてはいるかなどを点検し、制度横断的な再編等による全体としての効率化を図ることがまず大切であります。それから、利用者の立場に立ったサービスの確立や公私の適切な役割分担と民生活の促進を図り、規制緩和の推進と相まって効果的にサービスを提供していくことが重要ではないかと思ひます。具体的には、二〇〇四年四月から介護の観点から医療と福祉を再編した介護保険制度がスタートいたします。

以上申し上げたことを踏まえて、社会保障の今後のあり方、見直しの進め方について、総理の御所見あるいは厚生大臣の御所見を賜れたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) まず、中央省庁再編に伴いまして、厚生労働省が設置されることになりまして、本格的な少子高齢化に向けて、国民生活の保障及び向上の観点から、児童福祉施策と女性施策、年金と高齢者雇用施策、障害者福祉施策と障害者雇用施策など、厚生行政と労働行政の連携、強化がますます重要になり、そういった意味での同省の合併というものは大変重要だと考えております。厚生労働省におきましては、こうした行政課題の確かつ機動的に対応することが可能となるものと考えております。

また、厚生労働省は、社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進を考え、少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整を担当する省として位置づけられておりまして、今後、厚生労働省を中心として社会福祉及び社会保障の向上及び増進等のための施策の総合的な推進に努めてまいれるものと確信をいたしております。

そこで、このような少子高齢化が進行する中で、安心ができる社会を築くために、国民に信頼され、将来にわたり安定的に運営できる社会保障制度を構築していくことが何よりも重要だと考えております。

とりわけ、高齢化の進展に伴いまして給付の増大が見込まれる中、社会保障制度を、高齢者介護や子育て支援といった国民の新たなニーズにも的確に対応しつつ、経済との調整がとれ、将来世代の負担が過重なものにならないようにしていくことが必要であると考えております。

このような考え方に立ちまして、制度相互の整合性、連携等に十分配慮しながら、社会保障に対する国民の需要に適切に対応すること、利用者本意の効率的なサービス提供の仕組みをつくること、公私の適切な役割分担を明確にしつつ規制緩和等を進めることによりまして民間活力の導入を促進するという基本的方針に沿って、社会保障制度全体の構造改革に取り組んでおるところでございます。

御指摘がありました介護保険制度であります。来年度からぜひ円滑な実施を図りたいと念願をいたしております。目下課題でありますところの年金制度改革、医療制度の抜本的改革などの社会保障構造改革に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○国務大臣(宮下平吉) 基本的な方向性あるいは理念等につきましては、今、総理から御答弁のあったとおりでございますが、私どもとしては二十一世紀におけるこの構造改革、少子高齢化あるいは経済の低迷というようなことも背景にござい

ますので、国民が安心して安定できるビジョンを示しまして、そして新しい世紀を乗り切っていくかなければいけない。目下、今、総理のおっしゃられましたように年金の改革、医療保険の改革あるいは介護制度の問題、また社会福祉の問題等々、広範な領域にわたります状況をつくり上げるために、国民が本心に安心できる状況をつくり上げるために懸命な努力を払おうとしておるところでございます。

他方、雇用の労働省、現在は労働省でございますが、統合いたしますれば、雇用の関係とこの社会保障制度というものは非常にリンクしておりますし、表裏一体の点が多々ございしますから、それらが総合的に機能が發揮できるように、かつては厚生省一省でやっておりましたが、二十三年に労働省が独立したわけでございしますが、その後大きな変化もありますので労働省の役割も非常に大きくなっております。したがって、それらをさらに統合することによってこの方向性を誤らないようにしたいかなければいけないというように考えております。

○大島慶久君 ただいま総理からも宮下厚生大臣からも介護につきまして来年からのスタートを期すのだ、こういう御答弁をいただきました。

初めて日本における介護保険法という法律ができたわけでございまして、それぞれ受け皿となる市町村がいかなるシステムの中で大変御苦労を、また不安を感じている、こういった声は私も十分承知をいたしております。けれども、初めてできた法律を施行するわけでありますからいろいろと、一〇〇%最初からうまくいくとは限りません。けれども、勇気を持って、せっかく必要性を感じてつくった大事な法律でございしますから、後退することなく、ぜひ来年四月からは介護保険法がスタートを切っていたくように再度御要請を申し上げまして、残りの時間は同僚の田村議員がまた関連の質問をいたします。

私の質問をこれで終えさせていただきます。と存じます。どうもありがとうございました。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 関連質疑を許します。田村公平君。

○田村公平君 おはようございます。

総理にお伺いをしたいと思います。総理就任以来もう約一年が、三百日を超えたと思えます。総理けれども、前内閣のもとでこの中央省庁等改革関連法案というよりも、あの夏の暑い日にキャビトル東急で腕まくりをして一府十二省という構想ができたというふうなマスコミ等からは承っておりますが、私は小沢政権発足のときに一票を投じた者の一人として、景気対策を一生懸命やっていたので、とにかく前内閣の六大改革、いろんな問題にいっぱい手を付けておりましたけれども、それよりも景気をよくすること、経済が上向くこと、それを専一にやっていたのだという思いを一人の政治家として持っております。

景気は、きょう経済企画庁長官も、全閣僚おられますが、下げどまりとかなんとかその間にいろいろ表現がありました。よくわかりません。ただ、株価がだんだん上がってきたということも一つの事実であります。

そういう中で、先ほど来、きのうは地方分権、きょうは中央省庁改革ということで議論をしております。議論を聞いておりましたがよくわからない部分があります。正直言って、分権というのは平成五年だったと思えます。私、浪人中だったものですから、暇はありましたのでいろいろ勉強する機会もあつたんですが、地方分権推進法に基づいて一次、二次、三次、四次、五次というふうな勧告が出て、国と地方との関係をどうしようとか、そういうことでありましたけれども、何でも、何で一府十二省庁体制になるのかというのがよくわからない部分がありますので、ちょっと総理から教えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(小淵恵三君) これは基本法の指し示すところを忠実に一府十二省として取りまとめさせていただきます。このことでございます。

考え方は、やはり行政というものは、各省庁は一般的にはどうしても拡大の傾向といいますが、

あるいは各省庁を細分化するというのが世界の趨勢でございます。明治以来、内閣ができてから、以来、恐らく今日までそういう傾向であったわけでございますけれども、ここはひとつ大きくくりをして、そして今までの省庁が拡大してきたことに對し、いまだ一度再編成することによってより効率的な行政が行い得る、そうした精神に基づいて、今回お話をいたしましたような一府十二省体制をつくり上げていく、こういうことだろうと考えております。

○国務大臣(太田誠一君) 総理のお答えで尽きています。省庁を大きくくり化するのはどうしてなのかということですが、それは従来の縦割り行政の弊害から脱皮するということ、ところが中央省庁改革の一番の眼目でございしますので、大きくくり化するというのはいつのやり方であらうと思えます。

それから、任務に基づいて今までは対象ごとに縦割りをやつてきたものを、行政の目的である任務というところから大きくくりにしていこうということ、十二省庁になったわけでございます。ですから、共通の目標を持つていっているもの、競合するもの、あるいは重複するものについて大きくくり化していったというのが十二省庁の姿であります。

○田村公平君 総務庁長官、そういうふうにおっしゃったから今度逆に質問しますが、縦割り行政の弊害とは何ですか。具体的に全部教えてくださいます。

○国務大臣(太田誠一君) 縦割り行政の弊害というのは、それぞれの省庁が自分の縄張りを決めてそこで群雄割拠しておるというのか、つまりそれぞれの省庁が自分自身の権限というものをばらばらにふやしていくという過程が縦割り行政の弊害であるというふうな理解をしております。

○田村公平君 私はNHKの芸能局のディレクターをやつていたものですから、頭の中で考えたことを台本にして、それをビジュアルな映像にして一般の人にわかるようにせぬといかぬのです。あなたの話を聞いてみると、ちょっとわからぬ。

○国務大臣(太田誠一君) まさに田村議員と同じく、
 気持ちでございます。ここで議員同士で、政治家
 同士やりとりをして、そのことが国民に伝わって
 理解をしていただくということが最も大事なことで

僕は、何々の審議会とかいうのは何か隠れみのの
 そうは言うけれども法律ができたからやらぬとい
 かぬじゃないか、もとの議論に戻つたらと。法律
 があるからといったって、法律というのはだれか
 がつくったわけですから、それは賛成したこと
 事案だけでも、よく中身がわからないからわか
 るようにするための審議をしているわけですか
 ら、どうですか、ゼロにするという方向は

ていますのでわかりやすく言いますけれども、建設省の出先機関として四国地方建設局というのがあります。

大臣の選挙区には松山工事事務所というのがあります。私の選挙区には、土佐国道工事事務所、高知工事事務所、中村工事事務所、去年の五月十五日から四国山地砂防工事事務所、四つの直轄の事務所があります。(多いな)と呼ぶものもあり

そういうところに住んでいる人は役所の、つまり法務局が統廃合あるいは管林署が三分の一に統廃合されました。それだけでも地域の方は不安感があるんです。公的機関がいてくれるだけで非常な安心感があるんです。最後の清流とかなんとかかわかれません。最後に、四万十川は実は暴れ川なんです。そこに建設省の中村工事事務所があります。水防訓練はそこが中心になって、地元の消防団や警察や一般住民の方と一緒に演習をしています。そういう関係がみんな不安なんでしょう。この省庁再編でどこへ行ってしまうかと。そういうことを、今もう既に国土庁長官も兼務

されて何か国土交通省に近いところまで来てい
る、兼務している大臣ですから、イメージをちょっ
と教えてください。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 先生の御指摘の、先
ほど大島先生の御質問またお考えの中で、中央の役
人の数に比べれば大部分の方が地方に出ていて
おる、それを徹底してリストラしなければ人員削
減にはならないではないかという御意見が
ございました。

その御意見のときに私も感じておったわけでござ
います。ただいま先生の御指摘がありました
ように、建設省でございましたら地方建設局が
ございまして、そのもとに工事事務所、そのまた下
に出張所というのがあるわけでございまして、そ
れがもう細かく網の目のごとく地域の方々と連係
プレーができておるわけでございます。

大島先生の御意見はそれを減らすようにという
こと、また先生のお話はそれがもう行き渡って
おるからそういうようなことを小さなものにする
と住民が不安を覚えるのではないかとという
ことでございまして。ですから、そこが大変難し
いわけでございまして、改革というのは一〇〇%
右から見て左から見ても、上から見て下から
見てもすべていいなということはありませんわ
けでございます。

ですから、逆に言えば、これからの地方整備局
というのが先生の御心配のようなことが起こら
ないように、職員の意識改革というものも行っ
ていくことがないようにはしていくというのが私
先生の御心配を払拭する唯一の方法ではないかな
と思っております。逆に、今後は
そういう地方整備局というものを通して運輸省の
港湾局であるとかそういうようなところと一体と
して、まず地方整備局の意識改革といましよう
か、そういうものを徹底してやっていく以外には
方法がないのではないかとこの私には今思っ
ています。

○田村公平君 どうも意識改革なんて言われま
す。ますます形が見えなくなってきました。大都市

に住んでおられる、僕は別に都市と地方のこと
でけんかをしたいとかそういうことじゃありません
が、こういう機会はなかなかないものですから。
都市の人は、スイッチを入れれば全部動いていく、
スイッチをひねればガスも出てくる。うちの方は
中山間地域が多いのですからいまだに薪のとい
ろもありまして、特にプロパンガスを運んでくれ
ないといつても、七百メートルぐらいの山の上に
住んでいる人たちは配達料を払っても、高齢化が
進んでいますし、そういう中で生活していますから
何か公の機関がなくなっていくというのは非常
に寂しいという、先が見えない不安感。

それで、地すべりがあつたり土砂災害があつて
人が生き埋めになつても、都市の近郊は、同僚議
員には栃木の選出の方もおられます、福島の方も
おられますから、私も災害で行かせてもらつたん
ですが、同じような規模の災害があつても、こっ
ちは新幹線が通つていたり高速道路が東京へ向
けて入つてきていますので大ニュースになるん
です。山手線が五分とつても大ニュースになりま
す。うちの唯一、一つしかないJRの土讃線が三
カ月とつてもニュースにはなりません。

そういうところの人たちの思いというものと非
常に乖離を感じるわけです。省庁再編といつた
ときに、何か頭のいい東大法学部を出た事務官が、
前総理が腕まくりしてばつと決めたか何か知らぬ
ですけれども、それを整合性のあるようにきれ
いにまとめ上げたというふうな感すら私は抱いて
おるんです。

そういうことについて、これはだれに聞いたら
いいんですかね、それは事実とはいえないかな
いづらいいし、そういうことにも思ひを
いたしてくれませんかというの、これはやっ
ぱり総務庁長官に聞かぬといかぬのですかね。
○国務大臣(太田誠一君) 田村議員のお考えにな
っていることは、この中央省庁改革の法案の過程
でいわゆる優秀な官僚の方々を中心になつてこの
考え方をまとめたのではないかとこのことをおっ
しゃりたいんだらうと思うわけでございます。

実は中央省庁改革の本部で実際の法案の企画立
案の作業をしておる方々はまさにそういう方々で
ありますけれども、その方々もこの国がこのまま
であつていいとは思っておりませんし、また橋本
総理や小淵総理のようにまさに国民の声を背にし
て、こういうふうなこの国の形を変えていかなく
ちゃいけないという考え方というものがお互い相
まつてこのたびの改革の法案はまともなものと
いうふうな考えをしております。

決して官僚の作文だけではありません。血の
通つた政治家の声も十分に入っておりますので、
ぜひそこは御理解を賜りたいのであります。
○田村公平君 お言葉を返すようですが、というよ
うなことをだんだん言いたくなりますが、与党の
立場ですからもちよつと控えて。

僕は今ずっと人間のことを言っているんです。
きのうも同僚の議員の方からそういう人間の問
題が出ましたが、どうも組織論ばかり言っている
けれども、そこに人間が浮かび上がってきました。
そこで申し上げますが、例えば、今、本省の局
長クラスの方々、二〇〇一年までですから肩たた
きをもう既に受けて局長に残っているはずで
三十人ぐらいの課長の中から何々の局長になる
のは年次でいうと、次官候補を含めて、大蔵省な
んかにも優秀な主計局長が次の次官をねらつて
おつて七月の人事が発令されるとかというのを新
聞でも見ました。それはともかくとして、本省
あるいは本省じゃなくてもいいですが、いわゆる
地方採用の方々を含めてI種、II種、III種の人間
が働いているわけです。では、この局の数が十局
になるとか、おれは今課長補佐をやっている。つ
いこの間も補佐クラスの方と話をする機会があ
りました。自分の人生が見えない。当然、このラ
イフでいけばここまでだ。官舎に住んでいて、五
十年前後で追い出されて、子供はまだ小さい。
そういう中で、残業手当もろくにつかぬ中で一生
懸命仕事をしている。それは、強烈な自負心と国
家というか国益というものの対する誇りの中で

やっていると。そういう人たちの将来が見えないような形で、
もちろん民間もリストラで大変でありますけれども、
しかし国家公務員になつていられる人も人間なん
です。そういう展望が、特殊法人の合理化だ、統
廃合だ、住宅・都市整備公団が何とか公団になる、
それはわかるんですが、何か人の人生というもの
をどういうふうな考えておるか。政治にとつて
一番大事なものは人間なんです。組織のためにやる
のじゃなくして人のためにやるのが政治だと思
っていますので、それぞれの主義主張、やり方があ
ると思ひますけれども、特に私は自治大臣にそこ
いらのことを、お門違いかもしれませんが、大臣
はたしか僕の記憶が間違つていなければ、第二議
員会館当時で大昔の話になりますけれども、役所
から政治の世界に転じた方ですから、どう思いま
すか。

○国務大臣(野田毅君) 大変難しいテーマだと思
うんです。

結局、今我々が置かれてある状況というのは、
なぜ今行政改革なり地方分権なり規制緩和なりと
いうことをテーマにしているか。それは、百年に
一遍か二遍しかない大きな我々自身の意識改革を
も実は求められている。そういうことを乗り越え
ていかないと、長い意味で、今の人間も大事に
けれども、これから先の次の世代の人間も大事に
していかなければいけないという両面を我々は備
えている。

そういう意味で、政治というのは、決してそん
な理屈ばかりで世の中は動くものじゃありません。
どんなシステムをつくつても動かすのは人間
でございます。そういう意味で、このシステムを
変えるということはすなわち裏腹の問題として、
そのシステムを動かしていく我々人間の意識その
ものも一緒に変えていくという、連動していかな
ければ意味がないと思ひます。

そういう意味で、先ほど来いろいろ御議論あ
りました。中央省庁のスリム化の問題も大きく
りにしたといういろいろな話がありますが、私の理

解でありますから過ぎたならばお許しをいただき
たいと思うんですが、それはすなわち、できるだ
け国の仕事を減らそう、民間がやるべき世界につ
いてはできるだけ国も地方も、言うなら政府セク
ターがくちばしを入れる分野を減らそうじゃない
か。そして、自立という言葉が今キーワードになっ
ていますが、個人も企業もみずからの判断で自己
決定していく、そして自己責任、そのことがやれ
るような環境づくりをしようじゃないか。そのた
めには、国も地方も民に対して過剰介入は避けよ
うじゃないか。もちろん、セーフティーネットはし
っかりしなければいけません。危機管理、セー
フティーネット、これは大前提でございます。そ
ういう中で、国の仕事をどんどん減らしていく、
地域においてやるべきことはどんどん地域の自主
決定にゆだねていこうじゃないか、これが地方分
権である。

私の地元でも、都市もあれば地方もござい
ます。地方が、特に農業などがどんな厳しい環境に追
いつかれて、本場に農山漁村というものが非常に
危機感を今覚えている現状にあります。そういう
中で、どうやって地元の人間が主体になって自分
たちの地域をよくしていくかという、きつけれ
ども多少意識変革が迫られている。今までは、ど
ちらかという国に何かさせて、あるいは国に貢
献して地元をよくしていくというものが地元貢
献する政治家の仕事だった。そういう面も全く切
り離してというわけにはいかないけれども、多少
やっぱり今までのやり方だけではなくて、自分た
ち自身の主体的な発想の中でメニューも自分たち
でつくっていくんだというような国づくりの方向
に向かつていかなければならないという、今そう
いう環境にあるんじゃないか、そんな感想を持っ
ておる次第でございます。

○田村公平君 突如、自治大臣に話を振りました
申しわけございません。本日はここで総理にちよ
とコメントをもらいたるところですが、それは後
でまとめていただきたいと思います。

今、自治大臣、そういうお話でありましたけれ

ども、そうはいいながら、やっぱり地方公務員に
もこの国家公務員二五%削減ということの影響が
出てくると思います。特に、地方では地方公務員
というのは大変雇用の場所としては、ほかに産業
がなかなかないものだから、私どもの高知県で
言いますと、県税収入が六百億円でございます
で、それで六千億円の予算を組んでいる、やっぱ
り国におんぶにだっつという部分があります。そ
ういう意味では、僕は大臣がおっしゃる悪い政治
家かもしれません。

そういう意味での、天下りが一概に悪いとか、
それは悪い役人の中にはおりますけれども、一律
で見るとはなくて、きめ細かい配慮をこれか
ら二〇〇一年に向けて、この法案が通るか通らな
いかはまだ知りません、何せあしたは会期末なの
で、これはどういふふうになるのかわかりません
が、ここにおられる全閣僚は居眠りしないでき
ちんと聞いておいてほしいと僕は思うので、さっ
き冒頭におはようございますと、こう言ったわけ
であります。

そこで、今地方との関係が出たものですから、
きのうの論議でもありました、地方がいわゆる自
己責任でやれと。ところが、これは知事のメー
ル友達が覚えい刺汚染で、地域おこしで、オウム関
連企業と取引しておる池田町委託業者覚えい刺事
件。これは、中心人物が知事の紹介、知事はイン
ターネットで二、三行で知り合ったのを、これは
すばらしいというので池田町というところにその
人間を配置して、前科六犯なんです、去年の暮
れからことしにかけて、高齢化率四〇%の町であ
りますけれども、それでもインターネットという
ものにこれからの時代の産業ですから興味を持っ
ている方がおります。主婦とか娘さんが来て、と
コーヒーやお茶に覚えい刺を入れて、それで大事
件になったんです。高知県知事というのは非常に
そういうことに熱心な方であります。

それから、元県幹部が一千五百万円詐欺、これ
は知事の側近中の側近で、私も個人的に知ってお
る人間ですけれども、そのときの平成九年に商工

政策課長、つまり監督責任を持っておる課長当時
に五億二千五百万円を無担保で現金で、これは
ちよと信じられない話ですが、現金で金が渡っ
て、それで高知商銀が破綻をいたしました。

それやこれやで、ここにおける法制局長官もかつ
て私は国籍条項の件で御質問したことがあるので
御記憶にあると思いますけれども、なかなかいろ
んなところに、ついでこの間も四十川サミットと
いうことで県民の税金を使って、岩手県知事、宮
城県知事、秋田県知事、三重県知事、それに私
どもの知事ということで、非常に全国的にいろんな
形の、いい意味悪い意味を含めて、情報発信はし
てくれるんですが、それでどうとう県議会も統一
地方選挙直後の組織議会で問責決議をいたしました。
私どもの参議院も、実は初めて問責決議とい
うのが通りました、時の防衛庁長官は辞職をいた
しました。

この国会と地方議会の問責決議の意味は違うこ
とは重々承知しておりますが、きのうの分権の話
にちよと入り込んで申しわけないんですが、地
方に全部、そういうことを言うけれども、じゃ地
方の自己責任、自浄能力というのがない場合に、
つまりスーパースターの知事さんなんです。前総
理の弟さんですよ。なかなか刃向かえぬのです。
何か言うのがつんとやられますから。なぜかとい
うと、田舎は土木、公共事業依存型の経済ですか
ら、刃向かうと指名から外されたらもう絶対だめ
ですから。そういう実態を余り全国の人には知らぬ
でしよう、そんな人口八十一万人程度の、あらし
があつたり土砂崩れがあつたり、そういうところ
なんです。そういう事例を見たときに、果たし
て分権について本当にこのまま突き進んでいいの
かどうかという、若干とかかなりの疑問を感じ
るんですけれども、自治大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 地方分権を進めていくと
いうことになれば、当然の事柄として、それを担っ
ていく地方公共団体あるいは住民の自主性、自立
性といえますか、私は、いわゆる地方自治を申し
上げるときに、「ジリッ」というのに二つを言っ

ておるんです、みずから立つという自立とそれか
ら自己規律という自律。そういう両面が必要であ
る。それは意識改革ということと同時に、また制
度的にも、あるいは行政の役割分担のみならず財
政的な側面、そういったことまで含めた一つの自
主性、自立性を保障していくようなことをしてい
かなければなりません。

ただ、今日まで長い間、口ではそういうことを
言いつつながら、なかなか実態がそこまで伴い切れな
かった側面もあつて、結果として、地方において
も相変わらず国に対する依存心が最終的になかつ
たか。最後は国に頼めば何とかなるかもしれない
で、そういう嫌いなものはなかったのではないか。
しかし、それを前提にして、いや、地方は最終
的には自己責任をとり切らないんだからやっぱり
地方分権はだめだよと言つてしまえば身もふたも
ないであつて、そういう意味で今そこへ向けて
必死で頑張つていかなければならない。方向性は
地方の自己決定、自己責任といえますか、その自
主性、自立性を確保していく。それを阻害しない
ようなバックアップをしていきたい。

現状においてそれが完全にでき上がっているか
と云われたら、まだまだその点で満足できる状況
には立ち至っていないというところは、御指摘の側面
はあるかと思ひます。それだけに、住民におい
ても、自分たちで自分たちの地域の行政機関ある
いは議員あるいは首長というものは自分たちの自
己責任で決めるんだという選挙の際にしっかりと
自己判断を行つていただいて、言うなら自律作
用といえますか自浄作用といえますか、そういう
中で御決定をいただくということが大事ではない
かというふうにご考えております。

○田村公平君 非常に、まさに絵にかいたような
立派な答弁だと思ひます。なぜかといひますと、
僕は、高知県は情報公開条例を持っていますので
いろんな方々から情報をいただいたんですが、北
海道の県人会があつて雪祭りに行つたり、ある
はシンガポールへ行つてみたり南米へ行つてみた

り奥さんを連れてベルギーへ行つてみたり、一年のうち一カ月以上日本にいないんです。今もヨーロッパへ行つていますけれども、十三日から八日間。何というんですか、そういう任意団体。つまり、雪祭りに行くというのは高知県知事としての公務でもないんです。北海道の県人会だつて任意団体なんです。それに奥さんを連れていく。全部旅費を切つて、八級というランクで日当手当てを出している。

それを幾ら言つたつて、結局一部週刊誌がこののうのみたないもので、その一部週刊誌というのは高知あたりですと部数が少ないですから買い占められちゃつて一般に知られていない。かといつて、私がそれをコピーして全部配つたところで、そんな偉い知事さんに逆らつたら、私はそうじゃなくても次の選挙は危ないと言われているからあれなんです。だから、僕は目の当たりにそういう事例を見ているだけに、自分のしかも政治生命がかかっているだけに、非常にせつない部分があります。

そういう中で、やつぱり行革というのであれば、省庁再編も大事かもしれない、分権も大事かもしれないけれども、しよせんは、行き着くところ人の問題です。特に、地方のいわゆる知事というものは、地方というよりも四十七都道府県の知事というものは、合衆国大統領より偉いかもしれません。軍隊は合衆国大統領は持つていますけれども、ただし合衆国大統領は二期八年です。議会もなかなかうるさいです、与党だと思つても嫌な法案は拒否されます、反対されます。しかし、いわゆる知事というのは、地方警察という名のもとに県警本部まで動かせるという、いわば地方版軍隊まで持つています。しかもこれは五期でも六期でもできる。しかも人気があるとすれば、うかつに逆らつて、自分の選挙のことを考えた余り議会で知事に余計なことを言つて嫌われて自分のところへ予算が回つてこなくなつて困る。そういうおどろおどろしたものと、そして表面上のきれいなつき

合ひというものの、地方自治の中には複雑なものがあります。言いたくてもこれはなかなか言えぬのですよ、僕だつてこれ言いながら参つたなと思つている部分がありますから。

そういうことにも十分留意をしていただいて、健全な、本当にこの国が二十一世紀に向かつて、司馬遼太郎さんの言葉じゃないですけども、まさに誇り得る、もう世界の中の日本と言われて四半世紀たつたんじゃないですか。立派な国をつくつていく、その始まりにするために我々こうして審議をしているわけです。これは全閣僚本當に肝に銘じて、真剣にお互いが自分のこととして悩みながら審議を、あしたまでしかありませんけれども尽くしていただきたいというふうに思つております。

私の持ち時間はまだあと三十一分ありますけれども、予定では中継の関係がありまして元ディレクターとしてはつらいところでありまして、十一時三十一分までに終わつていただけたらとありますが、いと言われておりますので、なるだけ短縮をしたと思つております。

そこで、規制緩和の問題に入らせていただきます。

私は、規制緩和を言うときにグローバルスタンダードとよく言われますけれども、何で横文字を使わぬといかぬかなという気がしております。というのは、もう歴史が証明しておりますが、憲法もメード・イン・USAならば、すべての国際的な基準というのメード・イン・USAのグローバルスタンダードと。こういうもののじゃなくて、我が国には我が国の規制すべきもの、緩和すべきもの、いろいろあると思ひますが、通産省のお役人もやられ、大阪万博でも頑張られ、この前の参事人質疑もさせていただきましてけれども、今度は堺屋長官、経企庁長官としてちよつと規制緩和ということについてお答え願ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) グローバル化といひますのは必ずしもアメリカに合はすことではございませぬが、世界の潮流といたしまして、人、物、

金、そして情報が流通するようになりました。国境がどんどん下がつていく、これは世界の技術的な進歩と人々の欲求の多様化によつてとめがたいところでございませぬ。そうなりますと、やはり自由競争が激しくなり、それによつて価格も下がれば需要も生まれる、そしてまた新しい産業もやり方も出てまいります。

今の行政におきましても、いい行政がはやつて人々の注目を浴び、それに至らぬところはやはり改善が求められていく、それが選挙を通じて繰り返される。一回や二回ではなかなかそうはなりませんでしょうし、部分的には違ふところもあるでしょうけれども、大きな流れとしては国民の、経済でいいますと消費者の主権を信用していく、これが規制緩和の基本でございませぬ。

もちろん、先生御指摘のように、日本として残さなさいいけない規制というのがあります。現在は、残さなさいかぬもの以上に残つていふ部分がございますから、これは徐々にやはり自由経済の方に向かつていって、その効果を發揮して需要を拡大する、そして新しいものを生み出す、価格を安くする、そういった効果を發揮するのが筋だろうと考えております。

○田村公平君 堺屋長官に、通産省におられたといふことの前言を入れたのは、有名な戦争がありまして、これはベータでいくのかといふ、ソニーのベータが世界的に、プロの技術屋さんから見ると一番情報量も当時よかつたんですけれども、いわゆるベータ・VHS戦争で負けまして、ベータシステムというのは今全部VHSになつていまして、ビデオの世界です。

そういうことがあつたときに、つまり僕は民間企業の肩を持つていたわけではなくして、それがもう世界基準になつていた場合に大変な利益が我が国に入つてきたと思ひます。あるいは、コンピュータの時代になつていふようなICが入つていふすけれども、ほとんど、知的所有権といふか基本特許はアメリカが持つております。我々の国がつくれればつくるほど勞せずして他の特許権を

持つていふ国を富ませている。そういう愚かなことをしていただきたくないといふことで、何でもかんでも何か横文字使つてグローバルスタンダードと言へばいいといふことじゃないかという意味で規制緩和のことについてちよつと御質問させていただきます。

というのは、ITSといふのを平成二、三年ころから私たちの若い建設省の仲間と勉強し始めまして、今これが郵政とか通産とか建設だけじゃなくていろいろなところで、形としてはスマートウエーといふことで、将来的にはいろいろな情報をもらいながら無人走行、あるいは僕も年をとつていきますから、加齢は皆さん平等に來ますけれども、もし運転中にダウンしてもそれを察知してきれいにちゃんと目的地まで着く、あるいは異常事態が起さればヘリなり救急車が来る。これは大変大きな成長産業と言われております。

当然のようにEUやアメリカあるいは我が国のシステム、基本はITSといふぐらいですからアメリカのものでございませうけれども、そういうものに対してございませうとした省庁間のまさに壁を越えて取り組みをしていただかないといけません。思ひますが、これは建設大臣はもう十二分に承知されておる話だと思ひ、通産大臣にこのITS、スマートウエーのことについて御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) ITSといふのは、理論的には私は成り立つシステムだと思つておりますけれども、具体的にこういうものが交通システムに入つてきたときに、やつぱり自動車の利用者といふのは若い方も高齢者もいろいろな方がおられるといふことで、これが実際に用をなすまでには相当私は時間がかかるのではないかと思つております。

ただ、こういうものを導入いたしますと、例えば料金所での渋滞とか、そういうものは確実になくなつていふと思ひます。ただ、これは導入するときに相当システムチックに導入しなせんと、かえつて交通が混雑するとか混乱が起きるとか事故が起

等々を含めますと、田村委員の御指摘されましたのは、御指摘もまた憂慮しなきゃならぬこととして、何が何でも行革ありき、そして定められた基本法に基づいて法律をつくってそれを遂行するということの中にはいろんな問題があるということをお話しされたのではないか。ですから、法律はぜひ通していただいてこれを実行していかなきゃならいませぬけれども、てんからこれを遂行するということの中にはいろんな問題を含んでおる、その一つ一つを法律を施行する段階におきましては十分目を通してながら進んでいかなきゃならないという御指摘をいただいたものだろうと思つております。

そういう意味で、十分今の御質問等のことを承りながら、ぜひ、これをもとにして法律が制定

されました以降は、真に国民のためになる行革であるべき、また行革によっていろいろな問題がみずからの問題として起こってくることにつきましても、最小限度の問題をとどめていかなきゃならないと思っております。

ただ、行政の責任者として考えれば、まずパブリックといいますが、公がありきということでございますので、まず、身を正すのは公におる公務員であり、またその頂点にある我々じゃないかという自覚を持ちながら、この法律につきましても真剣な気持ちで取り組ませていただきたいということを申し上げさせていただきます、答弁になりましたかどうかわかりませんが、私の気持ちを表現させていただきます次第でございます。

○田村公平君 本日に質問通告とほとんど関係なしで台本も何もいままにいろいろ関係の方々に質問いたしまして、ぶしつけがあつたかもしれないが、これからのリハ・サルだと思つていただきまして、政治が主導権を持つていくということでお互いが切磋琢磨しながらいい国をつくっていくようにしたいと思つています。

私も、二〇〇一年の一月一日じゃなくて七月には選挙であります、大変なアゲンストの風が吹いていたらどうしようかと思つながら、世のため人のためにお互い頑張つていきたいと思つています。

きょうはありがとうございました。(拍手)
○江田五月君 おはようございます。お疲れでしょうが、お休みの方もひとつ目を覚ましていただきたいと思います。

中央省庁等改革関連を中心に、民主党・新緑風会を代表してトップバッターとして質問をさせていただきます。

まず、小淵総理、今もお話しのとおり、この国会はもうあすでおしまひなんです。あしたから総理はケルン・サミットにお出かけになる。どうされますか。この大法案、きのうは地方分権一括法できょうが中央省庁で、やつと総括集中が始まっ

たばかりのところなんで、これであしたまでに終わるというわけには到底いかない。

そこで、この両法案ともこの国会の当初から課題になつていたわけで、予算もありました、重要法案、いろいろありました。そして、こゝへ来て、この法案を仕上げるために、私たちはすべて賛成というわけじゃありませんが、しかし審議をし結論を得るために、国会の若干の延長ということはあるいはそれはあるかもしれない、しかし通常国会といふのは百五十日とルールが決まつていて、延長は一回と決まつていてるわけですね。

いろいろ延長話が出てくるようで、二十日程度という話があつたかと思つたら、次は八十五日ですか、と思つたら今度は五十日とか、迷走。八十五日といふのは小淵総理が寝ずに考えた総理の決断と、こういうことだつたのが、何かあつたという間にしほんだという感じがするが、何をお考えなのか。自公連立といふことを考えておるのか、あるいは総裁選をどうするか、解散・総選挙といふような動きを探つておられるのか、何をお考えおられるのか。

これは、延長のことを口にしたら国会はその場でストップといふようなこともあるいはあるのかも知れませんが、どうされるおつもりなのかをちよつとお聞かせください。

○国務大臣(小淵恵三君) 今さらでございますが、国会の会期につきましては、国会法の規定によりまして、「両議院一致の議決で、これを延長することができ」とされております。

政府といたしましては、多くの法案を現在両院において御審議をいただいておりますのでございします。国民のためにも、どうしても制定をしていただかなければならない法律案もございしますので、ぜひこうしたいものが御審議、成立をしていただけるようにお願いをいたしたい、こう思つております。したがういまして、会期の延長につきましては、国会でお決めのいただくことではありますけれども、特に政府といたしましては、去る六月十一日に、産業構造転換・雇用対策本部におきま

して、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取らまゝといたしておりますので、関連の補正予算と法案につきましてもできるだけ早く編成あるいは法案化いたしまして、国会の御審議をいただき、これら対策を迅速に実施に移すべきものと考えております。

重ねてでありますけれども、現下の国内における雇用問題は、経済の再生とも非常に関連することではございします。競争力を強化することの中には、各企業体におきましてもかなり厳しいリストラを實行しようといふことでございまして、これが行われるといふことになりまして当然のことながら雇用が失われるといふことでございまして、現下の政治の大きな課題であると思つておりますので、その解決のためにできれば補正予算等を国会に御審議願ひ、各種の政策を遂行していきたい、こう念願いたしております。そうした御審議をいただくために、でき得べくんば、国会における熱心な御審議によりまして、こうした問題について具体的な施策を遂行できるように御理解をいただきたい、こう考えておるところでございます。

念のためでございますが、私のところにも、民主党の代表並びに緊急失業・雇用対策本部長、両氏から、「必要な法整備と財政措置を今次通常国会中に講ずることを申し入れる」、こう書いてありますので、そうした民主党のいろいろな具体的政策につきましても、御審議をいただきたがら、政府としてはこれを實行することができれば幸いだと、こう願つておるところでございます。

○江田五月君 いや、それだけの話なら、やれ五十日だ八十日だと迷走することじゃなかったんじやないんですか。それが一体、総理のリーダーシップで言ひ出されたものが急にしほむとか、非常に何かほかの思惑でいろいろとやつていらつしやるんじやないかと。わかりにくい。わかりにくいこと、もう一つ、総理のリーダーシップがどこにあるのかということ。私はこういう政治の流れといふのは国民の皆さんにとってもわかつていた

だけないと思ひます。

さて、今のそういうわかりにくい政治じゃなくて、あるいは総理のリーダーシップがどこにあるかわからない政治じゃなくて、もつと国民にわかりやすく、もつと政治のリーダーシップがちゃんと総理を中心に果たしていきけるようにという、私は行政改革といふのはそのあたりが一番の眼目じゃないかと思つておるんですが、何のための中央省庁改革、行政改革なのか、これがどうも皆さんの頭の中ですつきりしてないんじやないかという気がして仕方がありません。

政府の行政改革会議の最終報告、これはおととし、平成九年十二月三日に提出されている。今回、この法案の審議に当たつて、私も再度これに目を通してみました。

その「行政改革の理念と目標」、なかなかいいことが書いてある。しかも、この文章の書きぶりといふのは、先ほどもいろいろお話がございましたが、心がこもつていふんじやないか、これは官僚の皆さんにはなかなか書けない文章じやないか、そんな感じもするようなのがいふところであつて、この最終報告の全部ではありませんが、「はじめに」、あるいは「行政改革の理念と目標」、あるいは最後「未来に向けて(結びにかえて)」、こういうあたりは与野党を通じて我々みんなの共通の基盤になるものではないかといふふうに思つておりますが、総理は、今回の行政改革、中央省庁改革とこの行革会議の最終報告とはどういふ関係にあるといふふうに思つておられますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 行革会議のそういう御検討をいただきたながら、前内閣におきましてこれを取りまとめさせていただいた。特に、橋本前総理が総理の時代に心血を注いだ、みずから本部長となりましてまとめ上げましたのが今日提案になつております法律案の原点でございしますので、そういった意味におきまして、今お示しをされた考え方に基づいてこれを制定しようとしておることでございします。

○江田五月君 この行革会議の最終報告というものが、恐らくそれに基づいて基本法をおつくりになり、その基本法に基づいて今回お出しになったと。

最終報告で高らかにうたわれている理念と目標、これは私も共通の基盤になる。しかし、そこから先がどうも国会の延長の話と同じように迷走をされておるんじゃないか、こういう感じがいたします。

この最終報告では、例えば「はじめに」ところで、「今回の行政改革の要諦は、肥大化・硬直化し、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを根本的に改め、自由かつ公正な社会を形成し、そのための重要な国家機能を有効かつ適切に遂行するにふさわしい、簡素にして効率的かつ透明な政府を実現すること」だと、そういうこと。あるいは「もはや局部的改革にとどまり得ず、日本の国民になお色濃く残る統治客意識、だれかがやってくれるだろうという意識と言っているんでしょか、に伴う行政への過度の依存体質に訣別し、自律的個人を基礎とし、国民が統治の主体として自ら責任を負う国柄へと転換することに結び付くものでなければならぬ」とか、もちろんセーフティネット、そういう制度的保障はこれは当然の話ですが、そして「従来日本の国民が達成した成果を踏まえつつ、より自由かつ公正な社会の形成を目指して「この国のかたち」の再構築を図る」とか、いろいろそういうことが書いてあります。

総じて言えば、私は、これはやはり従来の日本型のシステム、これを新しい二十一世紀型のシステムへ転換する、言いかえれば、行政改革だけでそれはできないですよということも書いておられるわけで、ほかのいろんな、経済のこともあります、あるいは司法のこともあります、さまざまなことがありますが、そうやって行政改革を初めてする我が国の構造改革を実現しようと、こういうことではないかと思えます。これは総理、いかがですか。

○国務大臣(太田誠一君) 最終報告のことにたびたび先ほどから江田委員が言及をされていたので、最終報告の考え方は、まず一番象徴的には、民主主義の理念に基づいてという内閣法的一条と二条の改正にいろんな思いを込めて入っております。

○江田五月君 それはいいので、そうじゃなく総理に、この国の構造を、行政改革も含め、経済のこと、司法のこと、国会のこと、すべてこの国の構造を変えなきゃいけない、そういうテーマに我々は取り組まなきゃいけないんだという、それがこの最終報告の主張だと思いますが、その点は総理、まさか異論はないでしょうね。

○国務大臣(小淵恵三君) 行政改革会議の真剣な御討議のもととめられたものは、そうしたことを企図しておると考えておりました、できるものからぜひ取り組ませていただかなきゃならぬ、こう考えております。

○江田五月君 今、総理は、この三期のGDPが前期比プラス一・九%で、大変御機嫌だというように拝見しますが、そういうことに一喜一憂ではなくて、やっぱりきちんとした構造改革をやらなきゃいけない。今、経済がちょっと明るさが見えるように感ぜられると、これからまだ先わかりません。そうなってきたら、これはまだ先わかり去年我々が与野党を通じて一生懸命に努力をしてまいりました金融再生法というものがひとつあずかって力があつたのではないかと思っているんです。しかし、金融再生法にもかかわらずといいますが、もとより当たり前といえは当たり前ですが、それ以前からあった大蔵省を中心とする護送船団方式によるこの国の金融と財政の運営、これがいろんな問題を起こしてきましたし、今も起こしております。

ちよつと最近のことを見ますと、たくさんありますね。国民銀行、幸福銀行、東邦生命、東京相互銀行、そして長銀では遂に元預取の逮捕と。いろいろ出てきた。これは、やはり私は、金融と財政の完全分離をきっちり図らなきゃいけない、

それが残って、大蔵省改革が不徹底のままではこうしたことが次から次へ起きていくような、いわゆる金融と財政、この行政改革というのは徹底しない、こう言わざるを得ないと思う。

金融再生法のときに、衆議院の方で我々の鳩山由紀夫幹事長代理がお話をいたしました、あのときに私もどういふ思いを持って総理と約束を交わしたか、それがどうほにされているか、総理はこの点についてどうお考えなんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 財政と金融の分離等に関する昨年の党首会談及び三派実務者間合意の内容の具体化につきましては、これが政党内閣の合意であることから、政党内閣協議の中で整理が行われたところであります。

政府といたしましては、政党内閣協議が合意に至らなかったことにつきましては、ことに残念に思っておりますが、政党内閣協議の経緯等も踏まえながら法案化を行ったものでございまして、この点はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

また、金融システムの健全化の問題につきましては、江田委員御指摘のように、昨年度に国会を開かせていただきました、この二つの金融機能再生法及び金融機能早期健全化法を通過させていただきました。おかげさまでございまして、いろいろと今金融機関が大変厳しい現状でございまして、この法律によりまして、助けるものは助け、そしてみずから立つものは立つということにおきまして、それぞれこの法律に基づいて対処いたしております、そして、このこと自体は、現在厳しい環境にありますけれども、国際的に見ますと日本の金融システムが安定化したという認識においては大きな成果が上げられておるものと思っております。

それから、この分離の問題につきましては、さらに詳しく申し上げればよろしいかと思ひますけれども、いづれにいたしましても、この問題について新しい行政機構の中で対処することになっております。特に大蔵省におきましては、金融の問題について、これが非常に過去御議論になった経緯も踏まえまして、これを整理整頓いたしまして、

で、それぞれ新たに発足いたします財務省の中で、この金融の問題について主体的に扱うことは決してないという形になつておるわけでございまして、そういった意味では、それぞれ政党内閣の話し合いで対処いたしております、国民にも御理解をいただけるような体制になつておると思つておる次第でございまして。

○江田五月君 とても国民に御理解をいただけるようなものになつていないと言わざるを得ないですね。

一方で金融再生法をつくった、それと同時にもう一方で大蔵省改革をやるんだ、その両方が車の両輪になつて初めて構造改革になつていくんですが、財金分離不徹底と。このままで行ったら今後も金融のさまざまな不祥事というのは続いていくんじゃないか。幾ら不祥事が続いたって、再生法があつて一応セーフティネットはできていますから金融秩序が乱れてしまふということにはならないでしょうけれども、しかしやっぱりそれはよくないですね。

さらにもう一つ、金融について健全化法をつくりました。これに私たちは構造改革として問題があるということまで賛成をしなかつたんですが、この仕組みの中で十八兆円のお金を用意した。そして、七兆四千五百億円のお金の注入が銀行に對して行われた。七兆四千五百億円。同じ時期に、銀行は放漫経営で破綻したゼネコン各社の債権放棄の要請を受け入れました。これはほぼ一兆円。一兆円のゼネコンの借金を棒引きにした。

なぜゼネコンは借金を棒引きにしてもらえるんですか。しかも、結果的には公的資金という名の税金で穴埋めされた形になつていふんですが、これは構造改革と言へるんですか。どうですか、小淵総理。

○国務大臣(柳沢伯夫君) 今の御質疑にお答えする前に、金融、財政の分離の話は……

○江田五月君 いいです、それは。

○国務大臣(柳沢伯夫君) よろしうございませう。ただ、先生の言いつ放しでは国民に無用な誤

解を与えようというおそれもありますので……

○江田五月君 時間もありませんから。

○国務大臣(柳沢伯夫君) それでは、時間の面もありましたから、今の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、先生の御質問の中に、七兆五千億の我々の健全行に対する投融資が何か税金で、ストレートに税金であるかのような表現がありましたけれども、これはあくまでも私どもは投資であり融資であるという位置づけでもってやっておることをまず御理解願っておきたい、このように思います。

そこで、企業が非常にうまくいかなかったというときに、先生も御承知のとおりですが、倒産の法制によって残余財産の分配をするのがいいのか、あるいは企業の更生を図っていくことにおいてそれぞれの債権者等の権利をより多く確保していく方がいいかということは、選択の問題でございいます。

そして、債権放棄というのは、概して言うところ後者において行われていることを今、先生問題とされて提起されていると思いますけれども、これは我々の金融機関の側からも回収を極大化するという経済的合理性ののつとてやっていることでございまして、いたずらに債権を放棄してそれをバックファイナンスで、公的資金で穴埋めされているというような構造にはなっておりません。私どもは、金融機関が債権を放棄いたしましたとしても、そんなことと関係なく私どもが投資をさせていた資金については回収をさせていただくという立場でありまして、金融機関はそれぞれの責任において、場合によっては代表訴訟のリスクを冒してまでそういう経営判断としての債権放棄をしているんだということをぜひ御理解願いたいと思います。

そうして、ゼネコンの構造改革問題を我々の金融の方で面倒を見る、そこまで我々の金融機関行政の中でやれというのは、余りにも多くの政策を一つの政策部門でもってやらせるということになるわけでありまして、私どもは、その問題はそ

問題として、今建設省の方はこの六月いっぱい結論を出すということで検討しているということも先生よくひとつ御調査等をお願いしたい、このように思います。

○江田五月君 お願いですから、答弁の方もひとつ短くやっていただく技術を磨いていただきたいと思ひます。

今のことで私は国民には納得してもらえない。長銀の大野木前頭取のことをぜひひとつ考えていただきたいと思ひます。

さて、この最終報告にはすごいことが書いてあります。個人、つまり「自律的な個人の生、すなわち個人の尊厳と幸福に重きを置く社会を築き、」そういう個人ということに重点を置いていくわけです。そして、今社会は著しく画一化、固定化されてしまっている、知らず知らずのうちに実は新たな国家総動員体制をつくり上げてきたのではなかったか、そういうことが書いてあるんです。これを要えよう。

そういうときに、盗聴法あるいは住民基本台帳法あるいは国旗・国歌法と。私は例えば最初に盗聴禁止法をつくらうと、あるいは国旗・国歌にまつてちゃんと審議会などをつくらうとどうだ。そうでないと構造改革に逆行するんじゃないやありませんか。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、江田委員からいろいろ御主張はございしましたが、今我々のなさんとすることは、構造改革を執行していく一つの大きなステップである、こう考えて努力をいたしておるところでございます。

○委員長(吉川芳男君) 残余の質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・

税制等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、内閣法の一部を改正する法律案外十七案を一括して議題とし、中央省庁改革等に関する集中審議を行います。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○江田五月君 御苦労さまです。

私は、午前中に平成九年十二月三日の行政改革会議の最終報告に言及をいたしました。これはなかなかよくできている。改めてこの際読み直してみたいですが、本当に同感同感また同感ということ、お互い共通の基盤がここにあるじゃないか。ここからスタートして、しかし今の政府案というのは不徹底きわまりない、こういうことをこれから申し上げたいと思ひます。

午前中の最後に、行革会議の最終報告を引きましてこんなことを言いました。

今、社会は著しく画一化、固定化されてしまっている。敗戦の廃墟の中から立ち上がり、経済的に豊かな社会を追求する過程で、知らず知らずには実は新たな国家総動員体制をつくり上げたのではなかったか。こういう反省、そこに立つて、これからは個人の尊重、一人一人の人間が独立自尊の自由な自律的存在として最大限尊重されなければならぬ。そういう自律的存在たる個人の集合体である我々国民が、統治の主体として、自律的な個人の生、すなわち個人の尊厳と幸福に重きを置く社会を築こうじゃないか、そういうことが書いてある。これが今必要とされる構造改革。

この国会は、振り返ってみると、例えば情報公開法であるとか、男女共同参画社会基本法であるとか、こういう自律した個人がみずから責任を負いながら社会をつくっていくという方向に資する法律もつくりました。しかし、どうも最後になつて、盗聴法あるいは住民基本台帳法、国旗・国歌法といった、何かそういう方向とはちよつと違うんじゃないかという方向のものが出されて、私は逆に、盗聴禁止法とか、あるいは個人情報保護法とか、国旗・国歌については審議会をつくるとか、そういうところからスタートしてはどうか

と思っております。

さて、そこで中央省庁の法案に入ります。

今回のこの法案は大きくくつて三つ、一つは内閣機能の強化、もう一つが中央省庁の再編、そして独立行政法人の通則法、こういうくくりになつてはいるわけですが、いろいろ我々は批判したいところがあります。

国土交通省、どうしてこんなばかどかい公共事業担当の省をつくつたのか。総務省、どういう任務でこの総務省というのはいくらされるのか、あれもこれも全部入れてたまぜになつてはいるじゃないかと、政策評価が総務省というところではないかと、いろいろあります。

例えば、小淵総理は行政コスト三〇％削減とおっしゃるんです。三〇％というのはいつと比べて三〇％削減なのか、その数値は幾らになるのかというところは、これははっきりするんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 行政コストの削減につきましては、私は、行政の生産性向上に全庁挙げて取り組むための政策イニシアチブとして掲げたものでございまして、去る四月二十七日に行政コスト削減に関する取り組み方針を閣議決定いたしました。

この取り組み方針では、行政の減量化と行政の効率化という両輪によりまして行政コスト削減のための不断の努力を行っていく必要があるとし、行政の減量化については、当面、中央省庁等改革の推進により、行政の効率化について今回の方針で掲げられた取り組みを中心として全力を挙げて取り組むことといたしております。

また、この方針におきまして、中央省庁が所掌する行政は、おのの行政目的や手法を異にし、その効率化のための手法もさまざまであること、行政コストについては、単に人件費や事務費といった行政経費としてとらえるよりも、むしろ広く行政全体の生産性向上に資する概念としてとらえる方が適切と考えられることから、各省庁が所掌する行政分野ごとに、時間、人員、経費等さまざまな指標により計測される行政コストを平成十

一年度から十年間に三〇%削減することを目標といたしております。

各省庁は、今後この方針に従いまして行政コスト削減に積極的かつ計画的に取り組むこととしており、その進捗状況を見きわめつつ、二〇〇一年の中央省庁再編による新たな体制の中で改めてどのように削減できるか再点検するなど、行政コスト全体について見直しを常時図りながら、この目標を達成できるように最大限努力してまいる決意でございます。

御質問に対してちよつと長くなりましたが、要は、十一年度から十年間のコスト削減を図ろう、しかし省庁再編が行われますので、そのときも一度、新しい行政官庁としてどのように削減の方向が定められるかということをもう一度点検させていただきます。こういうことでございます。

○江田五月君 総理自身もおわかりです。長くずつとお読みになって、どうもこれでは余り国民には伝わらないというので後で言いかえられましたが、それでもまだ伝わらないんじゃないか。要するに、生産性向上で政治的イニシアチブだと言われるんですけども、三〇%という数字がさっぱりそれではわからないんです。私は、午前中の最初にも申し上げましたけれども、やっぱり政治のわかりやすさ、そして政治のイニシアチブというリーダーシップ、特に総理大臣のリーダーシップ、これが今必要なきだと思っております。

中央省庁の改革については、実は私たち民主党は基本方針を決定いたしました。衆議院の方で法案を出しました。その基本的な考え方は、これまでの行政改革、随分ありました。いろんな取り組みがございました。しかし、公社改革のように実を上げていますものもあるけれども、いずれも竜頭蛇尾といえます。多分その理由は三つあるだろう。一つは、やっぱり理念がはっきりしない、何をやるんだと。私たちは、昔、大学で勉強したときの言葉をだんだん思い出して、行政の中に給付行政と権力行政と。例えば治安の維持とかあるいは通貨とか法務とか、こういうのは権力行政。公共施設とか福祉とか、そういうものは給付行政。権力行政、これは国がやらなきゃいけないでしょう。給付行政のうちの国全体の基準とかあるのは調整のルールとか、これは国が決まなきゃならぬけれども、その他はすべてもう地方にやってもらってもいいんじゃないか。そういうような理念を持つて、もちろんこの最終報告の理念もすばらしい理念ですが、そうした理念を持つことが必要と。

二つ目は、行政改革というのは、時代とともに変遷する行政に対する要請、これに常にこたえざるの取り組みなんだと。そのことが忘れられていくんじゃないか。ですから、これからの行政改革というのは、そういう不断の取り組みに常に立ち向かっている仕組みを内蔵していかないと。ないんじゃないか。

そして三つ目は、行政改革をやる責任主体、これがはっきりしない。私は、かつて社民連時代に国鉄改革で逐次地域分割、非公社化という案を出したことがあるんです。つまり、国鉄改革はいろんな案があるけれどもどれもどうも実現できない。だれが責任を持ってやるかわからないからできないので、そういう責任主体をつくることろからまずということ提案したことがございまして、同じような気持ちをも今も持っております。

そこで、この最終報告にも「行政に求められる役割は時々刻々めまぐるしく変遷しており、半永久的な、堅牢な行政組織を構築することは、新たな硬直的行政を生ぜしめかねない。政策内容の評価を行うがごとく、行政組織についても、不断の見直しを行い得るような仕組みを組み込むことが必要不可欠である」と、そういうことを書いておられるんですね。

そこで、総理、皆さんの行政改革でどの部分から行政改革の責任主体になり、これがあるからこれから不断に行政改革に取り組んでいくんだという、どの部分がそういうものになるのかということとを私はお伺いしたい。

総理に伺っています。

○国務大臣(太田誠一) 小淵内閣は一体でございますので、お許しをいただきたいと思っております。総務省が基本的にはその仕事を担うわけでございしますが、どういふふうにしてやるのかということ、いわゆる総務省が行う仕事の中で政策評価というものがございます。各省庁が行う仕事について絶えずその評価をする。評価をして、これが要らないとかこれは不適切であるということになると勧告をいたします。勧告をしたことに対して、どうなつたかという報告を求めます。報告を求めて、言うことを聞かなければ内閣総理大臣にその是正を求める意見書をいたします。内閣総理大臣は、憲法に定められた行政改革に対する指揮監督権を行使して是正するということになるわけであります。総務省がやります。

○江田五月君 私は、それではだめだと思っております。やっぱり総理大臣のリーダーシップだと思っております。

今、私は総理に尋ねた。そうすると太田総務庁長官が出てこられた。太田さんはまだ総理になつておられないので、総理大臣のリーダーシップというものをしっかり確立することが、行政改革を行うについても、あるいはその他の改革を行うについても今必要なのです。

ですから、私たちの提案は、行政改革というのは、一つは官から民へ、もう一つが中央から地方へと。しかし、もう一つは、行政に行政改革をやらせたって、それはまいたの上のこいのみならずから包丁で刺身になれと言っているようなものですから、それではだめなので、行政に対して改革をしようというのはやっぱり政治のリーダーシップなんです。行政から政治へ、これが内閣機能の強化であり、同時に、単に内閣機能と言つたってその内閣機能を行政をいっぱい入れて強化したってだめなんです。その内閣の中の総理大臣の政治的リーダーシップの強化、これをやらなきゃいかぬ。

そこで、私たちは首相府、内閣府、こういうものを

のをしつかりつくつて、内閣総理大臣がちゃんと政治的リーダーシップを果たせるようなそういう仕組みをつくり、そしてこの二つのものができて、その上で総理大臣及び総理大臣がしっかりとリーダーシップを果たす内閣が行政各部をちゃんと掌握した上で行政改革というものをきっちりやりなさいよ、そういうプロセスを経なければいけないでしようということを言っているわけですね。ちよつと時間をおかりして、我々の説明をもう少し続けたいと思ひます。(図表掲示)

こういう形で、ここに内閣。総理大臣が一つ飛び抜けているわけです。その総理大臣を助けるために首相府という、これはざつと全部で五百五十人ぐらいの規模になります。民間とかあるいは政治家だけでも三十人程度をこへばつとそろえ。これで総理大臣を完全に支える。

そして、内閣全体については、内閣府というものを置いて、こういう強力な総理大臣のリーダーシップを確立した内閣でこれからの改革を行っていくこと。そのために内閣法を改正する。

そして、閣議というもので決まなければ総理大臣は動けないというのじゃなくて、例えば閣議を引つ張っていくための総理大臣の発議権であるとかあるいは閣議運営の基本方針を総理大臣が一人で決められるとか、そういうことをやる。

もちろん、総理大臣にいろんな力が集中します。それは中央集権というのじゃないんです。政治のリーダーシップです。その総理大臣がだめなら国会は不信任すればいいわけですから。しかも、そういう総理大臣がいると、あの人を総理大臣にしてこの国を変えたいと国民が願えば、総選挙のときに、今度は小選挙区制ですから、そういうものが生きます。総理大臣を直接自分たちで選びたいという国民の思いが今あるんです。これはあるんです。そういう思いもある程度こたえることができるようになって、国民がみずから主体になってこの国の形を変えようという、そういう内閣をつくらうと。

そして、次はこれに行きましょう。

これはちょっと大きいですけども、「民主憲政の手順」で、一番上が現在です。中央政府がだあっと権限を持っています。そして、地方の政府も持っていますが、民間はこうやってぐっと圧縮されてしまっている。

もう不要になった事務ではないか、これはやめましょう。民間部門でできるのではないかと、規制緩和とか民間開放しましょう。地方の政府でできるのじゃないか、地方分権しましょう。私は、公共事業などというのはもう原則地方へ全部落として、国土交通省というのは本当にぎゅっと小さくしてしまいたいと思います。

そうやって残った中央政府の仕事がここにあります。このうち、さらに民間委託できるものは外部サービス購入。あるいは実施部門を分離できるもの、そこで初めて独立行政法人というのが出てくる。そして、残った本当に小さくなった中央政府、皆さんの行革会議の事務局局長の水野さんが、三万何千人でしたか、随分小さな数を言われる。そういう小さな中央政府をどういうふうな構成したらいいか。そこで初めて省庁再編というのが出てくるのじゃないか。そういうのが私たちの考える手順です。

これをちなみに政府のものと比較してみますと、一番上、ちょっと字が小さいですが、総理の地位は、皆さんの単なる首長、我々の方は首長として内閣を統括する、総理の強い権限をちゃんと明示する。行政事務の分担管理については、政府は固定的縦割り行政、我々の方は課題に応じて柔軟に対応。閣議の運営は、内閣総理大臣が基本方針を決定して閣議を主宰する。

案件発議について太田長官はいろいろおっしゃいますけれども、今でももちろん総理は当然発議権はありますね。書いていないだけで当たり前の話です。それから、ほかの大臣が内閣総理大臣に案件を示して閣議を求められると。発議権はほかの大臣にあるとはいって、総理大臣がそれはだめだと言ってしまうおしまいですから、これは内閣総理大臣にのみ与えればいいじゃないか。

あるいは、行政の指揮監督の関係、権限疑義の裁定の関係、中止権の関係など、詳しくは申し上げませんが、私どもの案は政府の方と、何か政府案の焼き直しだというような批判もあるように聞きましたが、それは理解していない。全然そこは違うんです。

では、伺いましょう。政府案の方で、これは総理大臣のことですから、一体どこが内閣機能が強化されているんですか。政府案はどこが内閣機能が強化されているんですか。

○国務大臣(小淵恵三君) まず、民主党の行政改革に対する基本方針、今、江田委員がお示しをされました、公党としてこの省庁改革についての御見解を示されました。そのことについては我々も謙虚に承らせていただいております。

そこで、中央省庁改革等の一つの大きなポイントといたしまして、総理や内閣のリーダーシップの強化ということでございます。この点につきましては、民主党の案につきましても検討をさせていただきますが、内閣機能の強化という基本的な考え方につきましてはほぼ政府案と同様であるというふうに認識をいたしておりますが、内閣総理大臣が、内閣としての意思にかわりなく、内閣総理大臣の単独の意思決定により指揮監督を行うことを認めているなど、合議体である内閣を行政権の帰属主体としている憲法の趣旨に照らし問題があると考えられるものも含まれておると考えております。したがって、政府案においてその強化につきましても、先ほど来お話しのように、発議権の明確化等の問題によって内閣総理大臣のリーダーシップが発揮できるような組織体としての政府案をもつて是といたしておるところでございます。

と同時に、副大臣制度や政務官の導入、これも結果的にはそういうことになるんだろうと思えます。総理大臣としてそれぞれの大臣にいろいろな指示を行います、また同時にそれが各省庁に参りまして、大臣の考え方を行政のそれぞれ直にある方々にお示しをして協力を求めていかなきゃならぬと思えます。そういう過程の中で、国会議員の方々が、それぞれの役所に今の大臣並びに政務次官、政務次官にかりまして副大臣あるいは政務官という形で役所の中に入って、スタッフ並びにラインとしてきちんと仕事をしていくということも結果的には内閣の権限を強化し、かつ内閣総理大臣のリーダーシップを発揮できる背景をつくるということも今回の改革の大きな柱である、こう考えております。

○江田五月君 どこが内閣機能の強化になっているんですかという点について、今、総理の説明は、内閣総理大臣の発議権等というのは一つおっしゃいました。だけど、そのほかには何もおっしゃっていないんです。そして、発議権については、さっきも言いましたとおり、それは今でも総理大臣の発議権はある。当たり前の話です。そのほか、総理大臣、あなたがおっしゃったことは、それぞれの省庁について政務官とか副大臣とかそういう政治任用のポストがあつて、これが大臣の権限を強めて、それぞれの省、行政機構に対する掌握の能力を強めていくだろうと。それはもちろんあります。だから、我々もその点は、そういうものををつくらうとしていくところですよ。しかし、そのことによって内閣総理大臣の権限が強まってくる、リーダーシップが発揮できるようになっていく。これは間接的にはもちろん役に立つでしょうけれども、直接的にはもちろん役には立たないんじゃないか、そういう趣旨のこと。これは憲法上問題じゃないか、そういう趣旨のことをおっしゃったんでしょうね、いろいろ言われたから。しかし、内閣制度というのは戦前からずっと続いてまいりました。そういう戦前からずっと続いてきた制度や慣行を受けて、新しい憲法のと

きに内閣法というものをつくって戦前からのものを受け継いだ。しかし、それをちょっとわきに置いて考えてみたら、戦前と戦後と憲法はがらっと変わっているんですね。行政権は内閣に属する。内閣というのは確かに合議体的性格はある。しかし、一方で内閣総理大臣の位置というもの、地位というものは、これは大きく変わったわけで、国民から直接選挙で選ばれる国会によって直接指名されるんです。内閣総理大臣が。しかも、内閣総理大臣一人だけが直接指名される。あとの大臣は内閣総理大臣が選んでいくわけなんです。しかも、いつでもやめさせることもできる。罷免自体は内閣総理大臣の任意の意思で行える。その罷免の上奏は内閣の決定が要るでしょうけれども、罷免自体は自由にできる。内閣総理大臣一人で内閣を構成することもあります。わかりますね。前の内閣が総辞職をしてもまだ大臣の皆さんはずっとその職務は続きます。続きますが、次の内閣総理大臣が国会で選ばれたらそこで終わりです。そして、その次に各省大臣が選ばれるまでの間は総理大臣一人ですべての大臣の任務を遂行していくわけです。

そういう内閣総理大臣、つまり今の憲法はそういう二つの原理があるんです。その二つの原理があるときに、内閣の合議体的性格というところばかりに重点を置いて内閣総理大臣と。ひょっとしたら小選挙区制になりますと国民があの内閣総理大臣にしたいと思つて選挙をする、ひょっとしたらじゃない、そういうことは強くこれから起きてくると思います。そういう内閣総理大臣にもっともつと権限行使できるような仕組みをつくらないと、そうでないと内閣という政治の一番中心部分の構造改革はできないんじゃないかということをおっしゃっているんですが、いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほどは発議権の問題の明確化を申し上げましたが、これも前に御答弁申し上げたところでありまして、今回の政府案におきましては、内閣府及びこれに置かれる四つの合議制機関の新設、それから強力な調整権限を有

する特命担当大臣の新設、それから内閣総理大臣の直接補佐体制の整備等によりまして内閣機能の強化を図っておるところでございます。

そこで、今、江田委員がお話しされた点については、現行の内閣総理大臣も、御指摘のようにかつて旧憲法下における内閣総理大臣、各閣僚が署名を拒否すれば御案内のように内閣が常に瓦解しておったという歴史的な経過にみれば、新憲法下における総理大臣の権限というものは極めて強力なものでございます。ある学者によりまして、日本の総理大臣というものは各国に比較いたしましてまことに権限が強力であるという考え方もなされる。それは閣僚の任命権あるいは罷免権というものを現実には有しておるところはそれとおりだろーと思ひます。

しかし同時に、内閣総理大臣としての権限をさらに發揮する意味での發議権とか、こうした形あるいは組織としての内閣府というものを一つの組織としてきちんと整備するということにおいて、より一層総理大臣としての権限を國民の意思に沿って実行するということが可能なものとして、政府案としてはこの組織で十分發揮できる、この認識をして出させていたおと、こういうことでございませう。

○江田五月君 行革会議の最終報告はこの点ではやっぱちよつと弱いんですよ。内閣機能の強化は内閣の調整機能の強化だと、こういうことであつて、政治的リーダーシップの確立という点に欠けている。このことを申し上げて、あと同僚伊藤委員の関連質疑に譲ります。

○委員長(吉川芳男君) 関連質疑を許します。伊藤基隆君。民主党・新緑風会の伊藤でございます。

江田委員の質疑に続きまして、関連で質問させていただきます。

まず、総理大臣にお伺ひいたします。私は、行政府の目的は公益の実現であるというふうに思っています。行政改革はどのように公益

の実現を図るかの観点からの将来に向けたシステムづくりであろうかというふうに思っております。公益とは、国の立場から考える、そういうことでもありますし、國民の立場から考えるという切り込み方もある、しかしこれは一体とならなければならぬというふうに思っています。

例えば、将来にわたる経済の安定的発展、そのための行政の支援システムと新しい産業の創出、こういう目的もあるかと思ひます。二つに財政の健全化、三つに通貨の信用体制の確立、四つに金融の安定化と社会的機能の確立、さらに資源、エネルギー、食糧の供給体制の確立、危機管理体制の確立、七番目に國民生活に直結する安心、安定的な社会システムの確立、さらに教育です。

午前の自民党のお二人の委員の方からも、この國民生活に直結する安心、安定的な社会システムの確立というところに着目された意見が出されておりますが、いわゆるセーフティネット論でございますが、そのことに重点を置いて質疑を行つていきたいと思ひます。

きょうは時間的な限りがございますから途中までしか触れられないと思ひますけれども、後にまたチャンスをおたきまして、引き続き同じテーマで本特別委員会の論議の中でやつていきたいと思つております。

ただいま私は、例えばということで幾つか申し上げましたけれども、政府はどのような戦略に基づいて公益をどのように実現しようとして行革を実行しようとしているのか、総理の考え方を冒頭お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 先ほど来、江田委員からも御指摘がありました、行政改革会議におきまして本場に熱心に御討議をいただきました。その中では、国家が果たすべき機能といたしまして、国家の存続、富の確保、拡大、國民生活の保障、教育、國民文化の伝承などがありまして、行政は法のもとでその実現のために適切な役割を担つていく必要があると考えております。今、伊藤委員から御指摘をいただきました七つの問題も、また

そういった角度からの切り口として考えれば同様な考え方ではないかというふうな気がいたしております。

そこで、現在取り組んでおります行政改革におきましては、国の行政組織及び事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにするために、その総合性、機動性、透明性の向上を図りまして、これによりまして戦後の我が國の社会経済構造の転換を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指すことを基本の理念といたしておるところであります。

このような取り組みを通じて、先ほど申し上げました国家が果たすべき機能を実現していくために適切かつ有効な行政をつくり上げることができると考えておまして、そのために今回の法律を提出させていただいておるところであります。

○伊藤基隆君 今、総理は答弁の中で、行革会議が熱心な討論をされたということでございますが、私はその行革会議の討論といましようか審議、決定の経過に、一九九七年の問題でありますけれども、少し触れなさいやらないというふうな思つております。そのときの思ひもございまして、若干触れていきます。

一九九七年十月九日の読売新聞に瀨島龍三氏が行革についての考え方を述べております。私は瀨島さんがこういうことを言ってくださったかと思つて、その切り抜きを今でも大事にとつております。行革論議が中間報告を終わつて最終決定に至る間の議論が沸騰している時期でありました。行革はセントラリゼーション、集中化と、ディセントラリゼーション、分散化を同時進行で行わなければならない、よほど明確な理念と行革のテーマ間の整合性が要求されると述べました。これは一九九七年十月九日に発表された読売新聞の世論調査の結果に基づき行つた発言であります。さらにこう続けておられます。

調査結果によると、橋本首相が掲げている六大改革のなかで、國民が関心を持っているのは「社会保障構造改革」(三九%)がトップで、「行政

改革」(三二%)は「財政構造改革」(三五%)などに次ぐ四位だった。さらに、政府の行政改革会議の中間報告についても、評価する項目が「とくにない」という回答が三三%にも上つて

いる。「行革の実現に必要なものは」との問いに對し、「國民の強い支持」との回答が五三%しかないのも分かる。この数値は高い一方で、実は高くない。我が國の中枢組織の改革、改編に内閣が取り組んでいる時、頼みとなるのは、唯一國民の支援だけである。せめて七割程度の数値でなければ、本格的な行革の実現はおぼつかないだろうというのが、正直な感想だ。

と、そのときに瀨島さんがそのように読売新聞紙上で述べました。読売新聞は、当時行革キャンペーンを盛んに張つておまして、郵政事業は民営化すべきだなどという一面トップで出したような時期でございました。

一九九九年五月十五日、ついでこの間でございますが、十五日から十六日にかけて読売新聞が行革に関する世論調査をまた行つております。

実現を望む項目というのがありまして、行政改革によつて特にどのようなことが実現してほしいかという設問では、予算のむだ遣いをなくし、財政赤字を減らす、これが六三%でトップであります。これに行政組織を簡素化し、公務員数を削減する四五%、政策決定までの手順や内容を國民にわかりやすくする三三%、省庁ごとの縄張り意識をなくす二七%などが続いております。これは太田総務庁長官の答弁と合致する部分がかなりござ

います。

行革を進める上でのマイナズとなつてくるものを聞いたところ、各政党の恩恵や主導権争ひ四六%が最も多く、さらに官僚の抵抗三七%が続くなど、政治家や官僚の改革に対する後ろ向きな姿勢を問題視する回答が目立つた。その一方で、國民の関心の低さ三六%、國民の行政任せの姿勢二三%、これも今回の特別委員会の論議の中で問題視されている項目であります。さて、総理にお伺ひしますが、私はこの世論調

査、一九九七年と九九年に行われているものにおよそ国民が今政府に何を求めるかという傾向があらわれているというふうに思っています。先ほど申しましたように、九七年十月といえば政治の舞台は行革論議に沸き立っていました。しかし、国民は政府に対して社会保障構造改革、財政構造改革を望んでいた。行革は第四位の関心度だった。今また国民の関心は、同じ間いかけではございませんけれども、六三％の国民は財政赤字を減らしてほしいというふうに望んでおります。政府がやろうとしている行革と国民の関心はかなり開いているのではないかとこのように見なければなりません。

行革を達成してから財政赤字に取り組むということもあらうかと思えますけれども、この点について総理はどのように認識されているか、また国民の支持の状況についてどのように受けとめられておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 伊藤委員御自身、第三次行革審の専門委員としてお取り組みいただきまして、そうした思いもあらうかと思えますが、世論調査の関心度につきましてはパーセンテージも今お示しをいただきました。それにはプライオリティーがついておるような感じもいたしますけれども、前の内閣の六次改革、教育改革はある意味でまた違った観点から検討しなきゃならぬと思いますが、五つの問題は相互に極めて関連性の深いものではないかというふうに感じております。

その中で、社会保障改革というものは大変身近な問題でございますので、この点について国民の関心度が非常に高くなることは、これは必然ではないかというふうに考えております。

財政改革につきましては、これはそれこそ赤字体質を直さなきゃならぬということで、前の内閣も必死にこれに取り組まれました。もちろん、私自身も大きな改革のテーマであると考えておりますが、お許しをいただきまして、今日、財政改革につきましては法律で凍結をさせていただいておるわけでございます。

そういう意味で、行政改革につきましては、なるほど国民の皆さんの関心というものは必ずしも高いものと言いたい点があります。

かつて、この問題につきまして非常に熱心に取り組みをいただきました東芝の土光さん、このときには、土光さんの行革に取り組み姿勢もさることながら、毎日の食事も目刺し一本に絞っておる、このくらいにむだを省いていこうということが国民的アピールに非常に受けた点もございまして、関心が高くなったと思えますけれども、自後、それは御指摘のように高いときも、残念ながら低いときもあったと思っております。

しかし、これらは相互に、それぞれの五つの改革というものは分けることのできない問題でございまして、そういう意味では我々も行革、特にこの行政官庁の再編の問題については、国民の皆さんに層一層御理解を求めなければならぬかとは思いますが、長い間行革会議で御検討いただき、また前の内閣としても懸命の取り組みをいただいたことでございまして、今日、この法律の御審議を通じて、国民の理解も深めながら、ぜひ二十一世紀に向けての新しい仕組みをまづはつくらせていただきたい、こういうことで今お願いをいたしておることでございまして、改めて御理解をお願いいたす次第でございます。

○伊藤基隆君 さらに、瀬島さんの述べていることを少し申し上げます。郵政三事業について瀬島さんが述べています。

さらに気がかりな点を挙げると、郵政三事業、とくに「簡易保険の民営化と郵便貯金の民営化方針」に対する評価が二三％と低いことだ。郵政の民営化については、離れ小島や山村の人々などに強い不安感があるのではなからうか。銀行は経済効率で支店を設置しており、離れ小島などは見捨てられる恐れがある。また、国民の関心が行革より、「社会保障構造改革」にあることも考慮すべきことだろう。

郵便局の存廃と医療・介護・年金などの改正については、民意に配慮し、改革を進めてもら

いたい。

そのように言っております。

私は、軒余曲折といましようか、大変なエネルギーを使って、郵政事業といましようか郵便局ネットワークというのは最終的な政府の判断でぎりぎりの線を守られたというふうには評価しております。

私は郵政事業に携わってきた経験があつて、それも郵便局に働いた経験があるから言うわけではございませんけれども、きょうは郵便局そのものというよりは、民意の反映という立場から少し総理に聞いていただきたいというふうには思うわけ

です。

郵政事業を考えるとときには、だれしもまず郵政省があつてその下に郵政局があつて郵便局があるというふうに見ておられますけれども、これでは本質がわからないんじゃないかというふうには私は思っています。確かに行政組織としてはそのとおりなのですが、これを逆転させますと、まず郵便局がある。その郵便局それぞれが十分な機能を果たして、お客さんに親切で、それがネットワークによって維持されている。マイクロエレクトロニクスで維持されているわけじゃない。これを支えるのは線路でもないし電線でもありません。専ら拠点たる郵便局の努力とそれを結びつける機能によつていられるわけでありまして。その郵便局ネットワークを統合して指導、経営するのが郵政省であります。

郵便局は通信・金融基盤サービスの提供をやっているのみじゃなくて、中山間地が七割を超すという我が国の事情から、高齢者にとつて、特に積雪地帯などでは生活を支えるシステムの非常に大事な一部になっております。私は、郵便局ネットワークは国民共有の財産と考えております。国民の生活基盤を支えるセーフティネットでありまして。郵便局のネットワーク二万四千六百は、まさに地域の人たちの協力のもとにでき上がつてきた、そういうものでございます。

一九九七年の行革会議中間報告とそれ以後の議論の中で、実は三千二百を超す全国の地方議会、全体の九八％を超す議会が、郵政三事業の国営一体運営を堅持する意見書を内閣総理大臣、関係各大臣あてに提出していただきました。市町村議会に加え、全国知事会、平成九年七月二十五日、全国都道府県議会連合会、同年の七月十六日、全国町村会、同年の十月九日に同様趣旨の要望書を提出いたしました。四十七都道府県すべてで同様趣旨の決議がなされております。十一の県では県内地方議会の一〇〇％が意見書を提出しました。

これだけ全国の地方公共団体が一致した行動をとった例があつたであつたでしょうか。このような地域社会の一致した声が国政レベルで、行革会議に限つて言つても一顧だにされなかった。その後の我々国会議員、政治家に与えた影響は強いものがあつたけれども、行革会議の中では一顧だにされなかった。

当時外務大臣でありました小淵総理は、その当時の郵便局ネットワークを守る地域社会の一致した声をどのように受けとめておられたのか。私も実は総理大臣のところに、当時の外務大臣でございましたが、直接お伺いして訴えようかと思いましたが、遠慮申し上げて我慢をしておりました。言つておられません。

その当時内閣の重要な一員であつた総理は、地域社会の一致した考えをどのように受けとめておられたか、お聞きしたいと思つてます。

〔委員長退席、理事石渡清元君着席〕

○国務大臣(小淵恵三君) 今、伊藤委員、当時のことを振り返り、当時の状況についてお述べをいただきました。なるほどに全国三千二百の地方議会からも意見書が出されるという状況でございましたし、また郵便局の持つ地域における大きな信頼性、そうしたものも承知をいたしておるつもりでございます。

ただ、この問題につきましては、当時、与党自民党の中でもいろいろと御議論がなされておりました、そうした中で、私自身も閣内における一員

として、考え方につきましては当時の橋本総理ともいろいろお話を申し上げましたが、最終的には内閣の方針に従うということでございました。

その結果、今日総務省として、郵政省の持つ郵便事業、それからまた自治省も御一緒になられて、これから相協力して住民のためにいかに努力するかということを考えてまいらなきやならぬということでございます。先ほど来も御質疑がございましたけれども、総務省の中で、郵政省の持つまいりました大きな役割、これと同時に自治省が果たしておる地域社会における住民のためのサービス、これと相協力してこういう形の中でこれからの方針は定められることとございまして、私自身もそれを理解し納得し、そして今日、この法律を出すに至りました前内閣においての責任を果たしたところでございまして。

○伊藤基雄 ありがとうございます。
次に、自治大臣に一般論としてお伺いいたします。

地方自治法は、地方自治法第九十九条第二項の規定によつて意見書を提出しました。地方自治法に基づく地方公共団体の正規の議決を経た上での正式な意見書でございます。地方分権や地方の時代が一方で強く叫ばれながら、全都道府県、そして既に述べましたようにほぼ全市町村の正式の意見書提出を受けつつ、中央政府に、そして行革会議関係者にそれらが正しく届いていないとすれば、もはやこれは民主主義の根幹の問題というべき事態であらうかと思ひます。

地方自治法に基づく地方公共団体の正規の議決を経た正式の意見書を政府はどのように扱うのか。一般的な問題として自治大臣に認識をお伺いいたします。

○国務大臣(野田毅) 今御指摘ございましたとおり、地方自治法の第九十九条第二項では、「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができ」と規定をされておるわけです。

この制度は、沿革的にはかつての府県制、市制、

町村制までさかのぼるわけですが、明治以来、地方議会の意見を国の行政に反映させるという意味で一定の役割を果たしてきてはおるわけでございます。

そこで、これの取り扱いでございますが、この地方議会からの意見書を受理した関係行政庁においては、その趣旨を十分酌み取った上で、必要に応じて適切な対応が図られているというふうな考えでおります。これから特に地方分権を強く進めていかなければならない、そうしなければますます地方議会の役割も大きくなるわけでありまして、その地方議会の意見をなお一層尊重していくというところが求められていくであろうと考えております。

ただ、ちなみに現在どれぐらい出ているかというところを申し上げておきたいと思ひます。平成九年度中に地方議会から自治省に提出されました意見書の数が一万二千四百九件でございます。全国の自治体の数が約三千三百ぐらいということでありまして、単年度でこれぐらいの意見書が出ておるといふことでございます。

そういう点で、地方議会もいろいろな形で意見書を国のそれぞれ関係行政機関に提出しておられることであるといふことだと思ひますが、国においてもそれぞれその意見を十分尊重して、行政運営の中で反映されていくべきことだろうと考えております。

○伊藤基雄 今、自治大臣の見解はまさにそのとおりだと私も思ひまして、そのことには十分期待はしたいと思ひます。そうでないと、さまざま地方の声が、やつてもしょうがないみたいないことになりまして大変重大な問題になるかと思ひます。

総理大臣には、私の思ひのたけみないなものを申し上げて、ちよつと答えづらい面もあったかと思ひますけれども、十分な答えをいただいたと思つております。

そこで、さらに総理大臣にお聞きいたします。私は、先ほど申し上げたとおり、二十一世紀の

日本にとって必要なものの第一は社会の安定だと思つております。安定した社会、その基礎、基盤をつくることだと考えております。言いかえれば、社会の新たな発展の基盤の再構築というふうな思ひます。きょう、午前中からの各大臣の答弁もそういうことを目指しているんじゃないかというふうに関心取つております。

そこで、現在の経済状況でございますけれども、一般に景気が悪くなりますと、その落ち込みをできるだけ和らげる役割、景気の下支え効果を果たすのは個人消費だといふふうに言われております。バブル崩壊後の九〇年代前半も、例えば九二年から四年にかけては、実質経済成長率の〇・四年から〇・六%を上回る〇・七%から一%の個人消費成長率でありました。すなわち、景気の下支えをしておりました。しかし、戦後二度目のマイナス成長となった九七年度、個人消費は〇・七%減と戦後初めて景気の足を引っ張ったわけでありまして、これは、戦後初のマイナス成長となった七四年度でさえ個人消費は実質〇・九%成長といふことで菌どめ効果としての役割を担ったことを考えると、今日の消費の冷え込みは大変大きいわけでありまして。

さらに、九七年度からの情勢を見れば、四月の消費税率引き上げ、六月以降の特別減税廃止と社会保険料の負担増、そして十一月には大手銀行や証券会社の破綻が相次ぎ、また日本経済全体をリストラの波が襲い、サラリーマン世帯を中心に残業代やボーナスカットが本格化しました。実収入そのものの減少が続いて、それがさらに消費を冷え込ませているのであります。

こういう悪循環から個人の生活を守るものが市場では提供できないセーフティネットであらうといふふうに思ひます。我が国は、高度成長期を通じて、年金、医療といったセーフティネットと言えざる社会保障を構築してきました。その存在があったことによつて、将来に向けた明るい展望を持つて成長路線を進んだといふことも言えます。しかし、経済と社会の構造が変わらうとして

いる現在、かつての右肩上がりの経済成長を前提としていたセーフティネットがほころびを見せています。その一方で、すべてを市場にという主張が大変高に言われている昨今でございます。

今、株価は安定しつつありまして、景気も安定化しつつあるように見えます。しかし、これは財政出動による経済対策の今日の効果のあらわれといふふうに言えるもので、長く続くことをだれしも望みまされども、これが本格的な景気の上昇につながるという予測はなかなか立てがたいんではないだろうか。しかも、国民の生活の基盤、セーフティネットは不安定化を強めております。私は、これは構造改革が進んでいないことを示すものではないだろうか、構造改革の視点がどこにあるかといふことも同時に言えるのではないかといふふうに思つております。

そこで、幾つかのセーフティネットの問題についてお伺いいたします。まず雇用、年金、医療、介護保険、そういう順番でお伺いします。時間的に最後まで詰められないかもしれませんが、それはまた後ほど一般質疑等でお聞きしたいと思つております。

まず、雇用の問題は最重要課題として総理にお伺いします。

昨年四月に初めて四%台に乗った完全失業率が、その後も悪化を続けまして、本年三月は四・八%まで悪化しました。四月に入つても回復の兆しはなく、全体では四・八%と三月と同率でございます。また、男性失業率は最悪の五%に達しています。景気回復がおくれれば早晩五%を超えるのは確実であります。完全失業者数は三百四十二万と過去最多を更新いたしました。倒産やリストラなどによる非自発的な離職者が百十五万人、より有利な就職先を求める自発的な離職者は百八万人でありまして、それを上回ったわけでありまして。しかも、非自発的な離職者の半数強は三十五歳以上の男性が占め、この層が企業リストラの主な対象になっていることを示しております。連合は、今国会において連日国会前で雇用対策

を訴える座り込み行動を行ってきました。六月九日にその行動の目的を集約した政府と国会に訴えるための国会請願デモと集会を開催いたしました。私もそのデモ、集会に参加した一人でございます。集会は、雇用不安を反映して、また政府の実効ある雇用対策の実現への期待を込めておりまして、驚尾連合会長のあいさつに会場から激励の声が飛び交うという熱気があるものでございました。

私は、今日の失業率の上昇、雇用情勢の悪化が社会機能のあらゆる面に悪影響を及ぼす社会不安となつていくというふうに考えなければならぬと思つております。雇用問題は政府の取り組むべき最優先課題と考えますが、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 雇用対策につきまして、今、伊藤委員から御指摘がありました。

私は共通の認識をいたしておると思つておりまして、現下の経済状況にかんがみ、かつ企業におきましても大変な構造改革を行おうとしておるわけでございまして、そうした中で残念ながら失業率が生まれてくるという環境にあります。

したがって、雇用問題というものはこれまでの最大の課題であるという認識のもとに、六月十一日に産業構造転換・雇用対策本部におきまして産業競争力強化とともに緊急雇用対策を決定いたしました。七十万人を上回る規模を対象とした雇用就業機会の増大策を実施することとしたしております。これらの対策につきましてはスピーディーな実施が求められておりまして、今後可能なものから実行に移すとともに、必要な措置について速やかに検討を進め、その具体化に努めてまいりたいと思つております。

今回の対策を決定いたしました当日、経済四団体及び今お話がありました連合の驚尾会長にも御出席をいただきました。ともどもこれは官民あるいは政労使挙げて取り組まなければならない課題として御協力をお願いいたしました。

することはなかなか難しいかとは思いますが、しかしできる限りの施策を織り込みながらこれらに対応していかなくてはならぬ、そのためにはやはり予算も必要とあらばこれは編成をいたしていかなきゃならない、こう考えておりまして、現在大蔵大臣にお願いを申し上げて、総額五千億を超えるような予算を組むことができないか、こういうことで今検討いただいております。願わくば、これが編成を内閣としてできることでありまして、国会にもお諮りをし、一日も早くあらゆる対策を講じていきたい、こうお願いいたしております。

重ねてであります、雇用の問題につきまして、お話のように五%を超えるというような状況になつております。そういった意味で、特に非自発の失業者というのが生まれてきておる、この状況を看過することはできない、一刻も早く対処しなきゃならぬ、こういう気持ちで政府としては対処いたしたいと思つておりますので、この点につきましても御激励をいただければ大変ありがたいと思つておる次第でございます。

○伊藤基雄君 政府の雇用対策につきまして、緊急地域雇用特別交付金を新設して三十万人強の雇用を創出する、全体で七十二万人強の新規雇用創出の雇用対策を決定したと。大変面白いニュースであります、問題は、どう実現していくかということだろうと思つております。

ただ、今そのことについて、私は実は具体化に向けた日程を聞くかと思つたけれども、ほかの問題にすりかわつていく危険がありますので、きょうはこの辺にしておきたいと思つて、突然質問中止になつたら困りますので。

そこで、労働大臣にお伺いします。経済再生と競争力回復のための過剰雇用の調整と雇用流動化、これは経団連が強く主張しております。

しかし、現状の我が国のリストラ、雇用調整の対象は、四十代から五十代を中心とした中高年ホワイトカラーと管理職であります。総務庁の労働力特別調査では、就職できない理由として求人年

齢と合わないということが最も多く、七十一万人となつております。さらに、こうした働き盛りの存在が雇用不安に直面しているということは、彼らが担っている家族に対する役割、教育や住宅といった生活基盤への不安を助長することになっております。

こうして考えると、雇用というものが社会のセーフティネットの基礎として重要な役割だと考えられるし、それゆゑに経済情勢や市場の原理と行政だけで対応することは問題があると考えますが、どうでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) おっしゃるとおり、雇用の安定というのは社会の安定要因の重要な要素でございます。この安定のために政府挙げて全力で取り組んでおります。

その中でも、深刻の度合いが一番大変であるというのは、確かに世帯主の方の失業、現在直近の数字で言いますと九十三万人くらいになつております。そして、その中でも自分の意思ではない、会社の都合で非自発的な理由によつて職を失つてしまつた世帯主、しかもその中でも特に家計支出のピークに差しかかつている中高年齢層、ここにブライオリティ、最優先順位で対策を打つというのが今回の対策の柱の一つであります。

そこで、新しい雇用が見込まれる部分の前倒しをして、それに合わせた職業訓練をするとか、あるいはもちろん先生御指摘の年齢要件につきましては、私自身が企業、事業団体を回りまして年齢要件の引き上げあるいは撤廃等の要請をしております。

公的セクターによる雇用の創出にも今回初めて踏み込みました。しかし、これは過去の失対事業の反省にかんがみ、民間活力をいかに利用するかというところに重点を置かせていただいております。

職業能力開発と需要の先取り、それから雇用の創造、いろんなことに大胆に手を打ち、しかも総理からお話がありましたように、雇用対策としては最大規模の五千億を超えるという補正も恐らく

近い将来組まれるということになるわけでありまして、政府として、ありとあらゆる知恵と策を投じて一番深刻な部分の雇用の安定に努めていきたいというふうに思つております。

○伊藤基雄君 労働大臣に、質問通告をしていないことでちよつと認識をお伺いしたいと思つております。それほど難しいことなのでしょうか、労働大臣がいつも考えておられることだと思つております。

今、雇用の流動化、過剰雇用の調整とかいう一見合理的に見える文言があつて、それによつて経営者団体が雇用調整を進めている。私は、日本の企業は将来このことによつてしつぱ返しを受けるんじゃないかというふうに思つております。というのは、何のために全力を挙げて働くかというのは、将来に対する安心感というか、企業がその従業員に対して、こつちも最後まで頑張るぞ、守るからなというのがある、それが労働協約にあるにせよないにせよ、暗黙の了解であつても、あつて日本は発展してきた。今それがどんどん崩れていくんじゃないか。

〔理事石渡清元君退席、委員長着席〕
かつて造船重機労働組合は、造船の構造不況のときに、残るも地獄、去るも地獄と言われたときに、残る者が自分のもつた給料を提出して去る者に出したということが歴史にあります。私は、その造船重機労働組合は大変な労働組合だと思つて深く尊敬しています。

オランダでも、経営者の方から給料を下げて雇用全体を守ろうという提起に対して労働組合が応じたという例があるようであります。話だけちよつと聞いただけでありますけれども。

そのことがいいか悪いかの価値判断は、経営者側にも労働者側にもあるかもしれない。しかし、日本の製造業が今日まで営々と努力して品質を改良し、世界に冠たる地位を築いてきたところに、一つは会社と労働者との関係、一つは中小企業の存在というものがあつたと思うんですけれども、その働いている労働者のセーフティネットが崩

れようとして同時に、日本の産業構造の重要な部分のセーフティネットが崩れようとしていっているんじゃないか、今、そのことが物すごく心配です。だから、労働省はそのことをぜひとらえていただきたい。

そのことについて、考えていること、感じておられることがありましたら、労働大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のいわゆる終身雇用と象徴される企業と従業員、雇用者との信頼関係に基づく長期雇用、これは内外からいろいろ言われますけれども、私は大事な雇用文化だと思います。そして、企業経営者は雇用について守っていく責任を持つ。経営者としての責任の重要な一つだということに思っております。

ただ、要は、企業というのは同じ業をずっと続けていて未来永劫何の心配もなく続くかといえば、企業三十年説にありますように、同一の事業というのは三十年もすれば必ず限界が来る。そのときにどういふふうに展開をしていくかということだと思ふんです。その同じグループ内で新しい事業分野に展開をしていく。そのときに、そのグループ内での人の融通といいますか移動というのは、過去にも日本にはありました。それを現在、グループ内での人の融通といいますか移動を超えてやらなければならぬ事態が来るか来ないかということだと思ふんです。

その際に、失業という形態を経ずに成熟産業から新しい時代を担っていく産業にスムーズに人材が移動できる。移動することによって損が起きないというような、年金を初めとする周辺の体制整備を行う。これは国際競争に勝ち抜くという点でも大事だと思ふんです。

そして、もちろん産業自身が競争に向かつて立ち入っていくということ、それから働く側にとっても終身雇用のいい点は安定性でありますけれども、卒業で将来の職業を決めたときにそこですべてが決まってしまうということもいかなるものか。何年かやってみて、自分はむしろ別な事業

分野でやりたかったんだといったときに、そこで残りの生涯をチャレンジできるような体制もつくっていく必要がある。

いろんなチャネルを用意して自己実現を図れるように、そして、いかにいかに移動することによっても不利にならないような中立的な周辺の保障、社会保障体制ができていくということが大事だと思っております。

トータルとして、失業の不安がないように、職をかわるときにも失業期間が極力短くなるようにどう体制を整備するか、そういう視点で全力で取り組みさせていただきたいと思っております。

○伊藤基雄君 私は労働組合から出てきたために、そういうことに対する思いが強くて聞きましたけれども、ただいまの労働大臣の答弁は、日ごろから非常によく考えておられるということがよくわかりました。

しかし、私は、日本の産業界においてそういうことが起こる、企業と労働者の信頼関係が労働組合があつても損なわれていくというようなことが起こったとしたら、日本はアメリカ型社会と違いますが、取り返しのつかないことになるんだという危機感だけは強く持っているわけでありま

さて、セーフティネット、雇用、年金、医療、介護に対する質問を続けた上で、総務庁長官にお聞きしたことがございました。きょうはお聞きする時間がございませぬ。予告だけしておきますが、厚生省と労働省が統合されて厚生労働省になります。そうすると、なぜ日本は労働省をつくったのかというところに戻してもらいたい。そこから考えないとならないんじゃないか。労働省をつくったことはその後の日本の社会の発展に大きな役割を果たしたと思っております。統合することは機能を高めることになり得るんだらうか、あるいは統合することによってマイナス面は防げるのだからかという危惧がございませぬ。数合わせじゃないかとは申しませぬけれども、そういう危惧がありますので、それは後ほどまた一般質疑で

お聞かせいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。(拍手)

○山本保君 公明党の山本保です。最初に、この両法案といいますが、たくさんの法案の前に、私からも少しお聞きしたいのでございませぬ。

それは、きのうの韓国と北朝鮮との間の銃撃戦について、けさほど大島委員の方に外務大臣から事実関係について御説明があつたと思ひます。私は、もう時間がありませんので簡単に明瞭でお願いしたいんですが、二つお聞きします。

一つは、この背景から見て、五月二十四日に成立した周辺事態法に言う我が国の安全に重大な危機をもたらすというこの周辺事態、この法律はまだ施行されておられません、近く施行される、こういうものに当たるというふうに考えられているのかどうか、第一。

第二は、これは私もここで何度も質疑をしましたように、こういう法律というのは三つの効果があります。もし万一一つこのことになったときの準備。第二に、準備万端整っているから来てしまったよという抑止力。そして三番目には、もし現場で不幸な小さなトラブルがあつたとしても、それには決して我が国は巻き込まれないという、こういう効果だ。この三番目は私が自分で考えたわけでございます。

この三つの点からして、今回、その三つの点についてでもよろしいんですが、その準備は万端抜かりなくやっておられるんでしょうねということについて、政府からまず答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(高村正彦君) いまだ日本の平和と安全に重要な影響を与える事態ではない、こういうふうには思っております。注視していかなければいけないとは思ひますが、このことで直ちに日本の平和と安全に重要な影響を与える事態ではない、こういうふうに考えております。

○山本保君 注意をしたいと思います。

ら注視をしたいと思います。

○山本保君 ありがとうございます。それでは、本題に入らせていただきますが、最初に、今回たくさんの委員から、これまでの委員からもお話がありましたように、私も国民にとつてなかなかわかりにくい法律改正といひますが、制度改正、大改正であると思ひます。すっきりしない。中央省庁の数を減らしたり、中央と地方の役割の分担を見直したり、大事なことであります。ところが、国民生活にどのようにプラスがあるのかということをもっと政府はきっちりお話をするようにしなければならぬと思ひます。

私は自分自身の関心もそこにありますから、その観点から具体的にお聞きしたいと思ひます。まず最初に、現在この国の最も重大な課題といひますのは少子高齢化であるというふうに一般にも言われます。これはこの二、三年で片のつくような問題ではありません。

総理大臣に最初にお聞きしたいわけでございますが、この少子高齢化の到来について対応の重要性をどのように考えておられるのか、私は二つの点についてぜひお答えいただきたい。

一つは、もちろん子供を育てたい方が育てられない、産むことができないという意味での対応でございます。もう一つは、今後の日本、これまでの日本は子供がたくさん生まれてくるということをもとにして教育制度も雇用制度も、そして産業界も社会保障制度もできていた、これをここで大きく転換していくという改革の課題であります。

この二点について、できれば総理大臣からどのような御所見なのかをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 現在、我が国は諸外国に例を見ない速さで少子高齢化が進行しております。その高齢化に伴ひまして、社会保障の給付と負担の増大が見込まれる一方、少子化によるさまざまな社会的、経済的、影響が懸念されておるところでございます。

め、今後の社会保障について、国民の不安を解消し、成熟した社会経済にふさわしい社会保障とするため、年金、医療、介護など、社会保障制度について将来にわたる安定的運営のできるよう構造改革を進めていかなければならないと考えております。

また、少子化への対応につきましては、この五月に少子化対策推進関係閣僚会議を設置いたしましたところであり、さらに少子化への対応を推進する国民会議を設置いたしまして国民的な広がりのある取り組みを進めていきたいと考えております。

少子化の状況の中で日本の人口がどういふふうに移っていくかということについてはいろいろマスコミ等でも報道されておりますが、ある報道によれば、八十年後には日本の人口が半減するのではないかとというような大変な数字を示すことも出ておりまして、国民の皆さんにも大変不安感もありませんし、特に高齢化になってまいりました場合に、それを支える人口がなくなるものかということについては本当に真剣に考えていかなきゃならぬと思っております。

余談になるかもしれませんが、明日から私はケルン・サミットに出席をさせていただきますが、その機会に、北欧五カ国のサミットというのがございまして、アイスランドで開かれますので、お許しをいただいでそこに出席をさせていただきます。

先般、その五カ国の大使の皆さんと懇談をいたしました。そのときに日本の少子化について話が出ました中で、実は北欧こそ少子化の一番の国々ではないかということでありましたが、昨今は出生率がやや向上になってきておるとのこととございました。そういった観点で、この五カ国がどういふお取り組みをされてきたかということについて、もちろんその検討のためにこの間お話を聞きましたら、日本の国会議員を初めとして大変関係者の皆さんが北欧にいられておるといってお話をされておりました。

やはり、我々の心配しておったいわゆる社会保障が完備し、税が高いという国々において、また男女がともに働くというような形の中で、北欧の最も先進的に人口が減少してきたという国家の中でいろいろと学ばべき点があるのではないかと考えております。日本としても、この趨勢にどこかで歯どめをかけてやはり安定した人口構造というものに持つていく必要があるんじゃないか、改めて政府としても真剣に取り組んでいかなきゃならぬということで、今申し上げたこの閣僚会議並びに推進のための国民会議というものを設置して努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○山本保君 政府は、確かにこれまでも健やかに子供を産み育てる環境づくりというふうな形で、また今、人口構造というお話もありましたけれども、私は、ぜひそれに加えて、構造をどうするということ前に、もっと冷静にこの現状に対する対応というものも、この二、三十年間は必ず必要ですから、それもやっていただきたいと思うんです。

そこで、総務庁長官、そうなりますと、今度の内閣府の中にいろいろな合議体をつくる、当然この少子化対策もしくは少子高齢社会対策という合議体があつてしかるべきではないかと。今そういう会議もつくつたんだというお話もありました。この辺はどのようにお考えですか。

○国務大臣(太田誠一君) 内閣府に設けられます今おっしゃった重要政策に関する会議というものでございしますが、これは一つは、物事がこれから内閣にとつて大変大事な問題であるということももちろんですけれども、もう一つの要件として多数の省庁にまたがっているということが要件としてあるわけでございます。

そしてその中で、重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るためにということがありまして、そのための必要となる企画立案及び総合調整に資するための機関として位置づけられているわけでございます。そして、内閣総理大臣または内閣官房長官をその長とするということ、関係大臣及び

学識経験を有する者を構成員とする、この二つの構成要素となつておりますので、審議会とは異なるわけでございます。審議会は、閣僚は従来の感覚で言うところに入らないわけでございます。学識経験者だけでやるのが審議会でございます。今度内閣府に設けるものは、総理やあるいは官房長官、閣僚も入つてそこでやるということが違いでございます。

そこで、なぜ少子高齢化のような極めて重要な問題がそこに入つていないのかということでございますが、これは、今申しましたように多数の省庁にまたがっているというよりも、すぐれて厚生省の持つております……

○山本保君 十四省庁の連絡会議はできています。十四あります。一つだけじゃないでしょう。

○国務大臣(太田誠一君) それは多数の省庁にまたがっているんだけれども、すぐれて厚生省に於いての集中度合いの大きいテーマではないかということ、もしそういうふうにして、それぞれの省庁が持つていっている中で、厚生省を中心として各省間の調整を行うということでございます。

○山本保君 ちょっと苦しい説明だと思ひます。総理大臣も笑つておられますけれども、法律はそうなつておりますけれども、ぜひこの辺は検討していただきたい。これからまた質問しますけれども、まさにこれは少子高齢と絡み、各省が絡む問題なんだということですか。

それで、時間もありませんので次に移りますが、一つ飛ばしまして独立行政法人についてなんです。ただ、これはこれからつくるといふこととございまして、これに関連しまして、私は特殊法人のあり方について一点だけお聞きしたいんです。

これはいわば庶民感覚で言いますと、役所のトップの方が天下りをされ、大変高い給料で、そして一、二年で高い退職金を取られる。実は私もそう言ひながら本当かなと。わからない、疑心暗鬼。つまり一番大きな問題は、こういう税金も使ひ、また財投ですか、国民の皆様の郵便貯金を四

十兆円ぐらいも使うような大変な仕事をしているのかかわらず、その財政的などうか、役員報酬でありますとか幹部の給料でありますとかが公開されていないのじゃないでしょうか。例えば昨年NPOという法律ができましたけれども、あのような法律において、小さな民間の団体の体ですらそういうものを公開すべしという法律になつておるんですよ。どうしてこの特殊法人についてはそれがおくられているのか、急いでやる決意なのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(太田誠一君) 特殊法人につきましては、中央省庁改革の議論と並行してその存続の必要性を徹底して見直し、その結果、平成九年に三次にわたる統廃合等に係る整理合理化の閣議決定を行ったところであります。

政府としては、これら決定された方針に基づく整理合理化を着実に実施してきており、今国会でも日本政策投資銀行法案、都市基盤整備公団法案等所要の統廃合関連法案を成立させていたでいるところであります。一方、独立法人制度の共通原則である独立行政法人通則法案は、特殊法人について指摘された問題点を念頭に置いて立案をいたしております。今国会にこれは提出されたものであります。

以上を踏まえまして、政府としては、四月二十七日に閣議決定した国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画にあるとおり、累次の閣議決定等を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小、廃止等を進めるとともに、存続が必要なものについては、独立行政法人化等の可否を含めふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討をいたしております。

なお、今お尋ねの役員の報酬につきましては、平成七年十二月及び八年十二月に閣議決定を行い、特殊法人のディスクロージャーの一環として、これから述べますように毎年所要の情報を公開することといたしております。

平成七年の閣議決定、特殊法人のディスクロージャーについて、に基づきまして役員の定数、各

役員の氏名、役職、または任期を官報等に公示いたしてあります。また、平成八年の閣議決定に基づきまして事業報告、附属説明書類、役員の定数、氏名、役職、任期、経歴、給与費の明細を記載いたしてあります。

○山本保君 いろいろやっていると云われましたけれども、私がお聞きしたことについてはやっていないということ。もう少し簡単にお答えを願いたいと思います、時間がありませんから。

これは行政法人ができるまでではない、それまでにまずやらなければだめだと思います。一般の国民に、自分たちの苦しい生活とかけ離れたそういう世界があるのか、こういうことが行政か。また、我々政治家に対しても不信感を生んでいるんじゃないですか。きちんと対応していただきたい。

総理、一言でいいですから、どうでしょうか。一言、イエスと言っていた方がいい。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、太田総務庁長官が申されましたように、ディスクロージャーについてはきちんとやらせていくことでございまして。

一言と言われますが、要するに山本委員がおっしゃるように、特殊法人の役員の給与その他につきましては、国民の目から見てこれでいいかという素朴な気持ちが大変大きいことは承知をいたしております。

さすればということではありませんが、この内閣が発足いたしました初閣議で指示をいたしまして、実は総裁等の役員の給与は事務次官に等しいかある以上というようなことでございまして、閣議決定を行って本年四月から実施をいたしてあるところでございまして、こうした一つ一つの作業を通じて、やはり国民に理解されるような給与体系でなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○山本保君 方針がそうなのだというのですから、ぜひそれを急いでやっていただきたいと申し上げます。

次に、今度は中央省庁の統廃合に關しまして、先ほどからお話が出ています厚生省と労働省についてなんです。

以前の委員会でも私お聞きしましたが、もう一度重ねて。今、大体百二十万人ぐらゐの赤ちゃんが毎年生まれるわけでございまして、このゼロ歳児のお母さん、そして子供さんに対する支援というものは、労働省と厚生省で同じ対象に対して違うものをやっておるわけですね。労働省では育児休業、それも最近是有給育児休業ということでございまして。

労働大臣、まずこれについてどういう現状にあるか、簡単にお願ひします。

○国務大臣(甘利明君) 民間事業所における育児休業の取得者総数といいますが、そのすべてを把握するというのはなかなか難しいのであります。育児休業給付の受給者数は把握をいたしております。平成十年度でいきますと七万一千人、支給総額でいきますと二百九十一億。もちろん、このほかに公務部門の育児休業取得者というのがありますから、これは一般職の国家公務員、地方公務員及び公立学校の教職員を合わせまして、これは平成九年度の数字であります、八万八千人程度となっております。

○山本保君 厚生大臣、ゼロ歳児保育という事業がございまして。同じような形でゼロ歳のお母さんと子供さんに対する事業です。その辺、現状はいかがでございましてか。

○国務大臣(宮下平平君) 十年の出生数は御指摘のように百二十万人でございまして、乳児、いわゆるゼロ歳児でございまして、保育所における入所児童数は五万九千人となっております。そしてまた、乳児の保育に要する費用は、一人当たり平均月額十五万四千円というところでございまして、年間に要する費用総額はおよそ千五百億円程度となっております。厚生省の方では保育料等を含めまして二分の一の補助をしておるということでございまして。待機児童等の問題も指摘されておりますので、施設整備を図ったり、あるいは低年齢

児の待機の完全解消を図るために施設を増設したり今後やっていきたい。

特に、貴党との関係でこの問題について少子化対策の協議も行われておまして、一応の成案は得ておりますので、それに基づいた措置を実行してまいりたいと思っております。

○山本保君 今、大臣が私のお聞きしたいことを先に答えられましたので、質問はやめますけれども、今お話しありましたように、労働省の方の育児休業については約七万人、それプラス今度は八万人、公務員の方の方が多いんですね。非常にこれは差があるような感じがします。そして、その場合、一人当たり計算しますと大体年額四十万円です。同じような数の約六万人の赤ちゃんに対して、今十五万と言われましたけれども、年間事業費で見ますと、同じようなゼロ歳児保育に關しては一人当たり二百五十万円ぐらゐお金を使ってやっております。

これまで労働省というのは働く女性のための施策であり、厚生省はまさに子育ての支援である。概念が違いますが、別々な形で行われてきた歴史的な経緯はわかりますけれども、いよいよこれら二つの省が一緒になると。こうなれば当然ここで総合的な、また財源についてもいろいろ見直しを。労働省の方は保険ですから、みんなで助け合っているわけで、国の金はほとんど入っていない。こういうことも含めて労働大臣はもともとその辺を努力していただきたかと思っております。

きょうは時間がございますので、ぜひそこはお願いしたいということを申し上げまして、次に移ります。

今度は、教育のことについてお聞きしたいんです。たくさん法律が分厚い中に何げなく書いてあつて、大変な問題じゃないかと思つたことを三点ほど私はまずお聞きしたいんです。

一つは、地方教育行政法が変わります。そしてこれまでも、昭和二十三年から五十年以上、どんな大きな市でも教育委員という人は五人しか置いちゃいけない。これはこの前も私は大臣に

申し上げましたけれども、二百万人の都市もあるのに何ですか、これは審議会じゃないんですよ。行政委員会です、これで仕事をします。

ところが、大臣がこの前、ちよつと善処しますとたしかおっしゃったので喜んでおまして、今度見ましたら、何と善処して五人がたつた六人になった。一人ふえただけでございまして。こんな一人ふやしたからといって善処とは言えないでしょう。地方分権という観点からいって、こんな規定を置くこと自体おかしいじゃないですか。文部大臣、どうですか。

○国務大臣(有馬朗人君) 確かに決して多いとは思っておりません。ただ、原則五人としていたところ、それから町村については条例によつて三人とすることができるとしていただけてあります。が、今回の改正で御指摘のように都道府県及び指定都市については教育委員の数をふやすことができるように弾力化した。中教審で言っておりますようにはいまありませんでしたけれども、ともかく一人ふやすと。

これは、私は一人でも随分国民の方々のいろいろな御意見を聞き取りやすくなったと思ひますが、なぜ七人にしなかつたかというふうなことに、ついて後であるいは御質問があるかと思いますが、先にお答えを……

○山本保君 基準をなくせばいいことですよ。

○国務大臣(有馬朗人君) それについてはほかの行政委員会との均衡があるわけでございまして。地方行政制度全体の整合性というふうなことを考慮いたしまして、都道府県及び指定都市について条例で定めることにより委員の数を六人とすることができるようになりました。

なお、教育委員会は教育委員の合意によつて重大な行政施策や教職員人事などを決定する執行機関であることから、教育委員の数を例えば人口規模に応じて余り増員するということは必ずしも適当ではないと考えている次第であります。

○山本保君 まさに、そのことを地方の各市町村で考えればいいというのが今回の法改正の趣旨

じゃないかと思ひます。苦しい答弁だと思ひますから、次にもう一つお聞きします。

今度、地方教育行政法の変更と、また教員のいわゆる定数法です。

今こんな教育問題が非常に大変で重要だから私はお聞きしているわけなんです。そして、今度いろんな改正がありまして、今まではいわば四十人ですか、学級規模を国が全部決めてしまつて、どこに行つても同じだ、どんな授業の教科においてもまた学年においても全部同じだと。法律を見ると「基準」とか「標準」と書いてある。どこにもこうしなくちゃいかぬと書いてないはずなんです。ところが、文部省はそれで全部やると。そのもとなる法律が今度変わったんじゃないかなという気がするわけです。

というのは、地方教育行政法の方ではいろんな、そういうことについて市町村の教育委員会が自由に決めていいというのがありますし、定数法では今までは認可だと、どんな人数にするのかは県教委の認可であるということ、今度は同意を得るように、事前に協議して同意しないといふ。

大臣、簡単に答えていただきたいんです。私は、この規定によつて、中教審も考えておるようですが、例えばある市が学校の全体の定員数だけを決めて、その定数をどのように配置するかは校長先生そして各教員やお父さん、お母さんのことも聞きながら決めていいですよといふ、そういう教育委員会規則を市町村がつくつたら、それを県に出したらいいといふふうに言つてよろしいでしょうね。どうですか。

○国務大臣(有馬朗人君) 今のところは、市町村限りで学級編制を行うことができないということとは現行の仕組みに変わりありません。ただ、許可が事前協議と改められることによつて、市町村教育委員会の意向がさらに十分都道府県教育委員会に伝わる仕組みとなるものと考えております。

なお、学級編制の弾力化につきましては、現在専門家の協力を得ながら今後の学級編制及び教職

員配置のあり方等について検討を行つてゐるところでございます。都道府県や市町村教育委員会等関係者の意見をお聞きしながら引き続き検討をさせていただきたいと思つております。

○山本保君 ありがとうございます。

○委員長(吉川芳男君) 関連質疑を許します。但馬久美君。

○但馬久美君 公明党の但馬久美でございます。午前中、田村議員のお話を伺つていながら、政治家は文化、芸術性が必要である、そういうところを伺ひまして、本当に私も同感だなと思ひながら伺つておりました。

その中で、一つ御報告なのでございますけれども、ことしの秋、中国政府から要請されて宝塚の中国公演が実現いたしました。これに關しまして、本当に皆様方の温かい御尽力によりまして実現したわけですが、今、抑止と対話、このときにやはり日中友好の文化のかけ橋ができたということをお聞きいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。私はいただいた時間がもうあと十四分でございますので、どんな行きたいと思つております。

まず総理に、大規模地震発生における総理の役割についてお伺ひしたいと思います。

私は兵庫県出身なものですから、阪神・淡路大震災の被災に遭つた一人でもあります。そういう中で、既に阪神・淡路大震災から四年半たちました。多少人の流れは回復してきましたけれども、復興状況は現在の構造不況と相まって進展しておりません。そういう意味では、国のさらなる支援が必要ではないかと思ひます。

そこで、総理にお伺ひいたしますが、大震災當時は村山総理でありました。その村山総理の大震災に対する対応が余りにも無責任で、震災市民の心を逆なでするようなものばかりでありました。私もその当時本当にそのことをよく感じておりましたものから、当時マスコミからもスイスの

救助大よりも遅いと言われておりましたし、そういうことは今も鮮明に残つております。

その中で、小淵総理、今首都圏に大規模地震が近い将来起こると予想されておりますけれども、総理の権限強化と情報の伝達、収集等について、阪神・淡路大震災以後どのように改善されたか、まずお聞きいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) 阪神・淡路大震災は大変不幸な事件でございましたが、我々はこれを大いに参考の糧にして、二度と再びこうした災害が起こらないことを念願いたしておりますが、さながら、万が一のことを考えますと、その対応には機敏にこれをいたしていかなくてはならぬと思つております。

その反省を込めまして、実は災害対策基本法改正によりまして、緊急災害対策本部におきましてその設置要件を緩和いたしました。そしてまた、全国務大臣を本部員として位置づけるとともに、新たな本部長たる内閣総理大臣が国務大臣を含む関係指定行政機関の長に対して指示のできる旨の規定をいたしたところでございます。

また、総理のリーダーシップを発揮しやすくするために、平成七年二月の閣議決定により、大地震発生時の関係省庁から総理官邸への迅速な情報伝達体制及び関係省庁の幹部が直ちに官邸に参集のできる体制を整備いたしましたところでありまして、こうした災害緊急事態の布告を設置要件の中から外す等々、この本部長または総理の指示権を拡大強化いたしました。万が一のときに政府として少なくともこれに対して適時適切に対処のできるような体制に向けてさらに努力をいたしていきたいと思つております。

○但馬久美君 迅速な対応をぜひ総理みずからよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、震災で一番困つたのは電話回線のパンクでありました。役所関係も非常に困つたと思ひますけれども、住民が一番困りまして、連絡がとれない状況が当時何日間も続いたわけなんです。

そこで役所関係は、事が起きた場合はNTT回線の方法を工夫すべきだという意見もありましたけれども、その後どのように改善されて、また住民の皆様にも少しでも多くの回線を利用していたかどうか、どのようにそれが可能になったのか、その辺を国土庁と郵政省にお願ひいたします。

○国務大臣(関谷勝爾君) 今回の本当に悲しい教訓を踏まえまして、国土庁では、先ほど総理も触れられましたけれども、官邸、指定行政機関、指定公共機関、それから各都道府県等を接続して情報の収集、伝達手段を確保する中央防災無線網をまず整備いたしていただいております。

特に、阪神・淡路大震災後は大きなことが三つばかりございまして、中央防災無線網が中央省庁の庁舎の損壊等により使用できなくなる場合というようなことも想定いたしまして、首都直下型地震対応衛星通信回線というものを維持しております。それから二つ目が、防衛庁等がヘリコプターで収集した画像を官邸や国の災害対策本部に伝送する画像伝送回線というのをつくつております。それから三つ目が、四十七都道府県と官邸や国の災害対策本部との間の通信手段を確保する緊急連絡用の回線を整備いたしております。

これらの整備によりまして、災害時に確実な通信手段が確保され、適切な情報伝達が可能になるものと認識をいたしております。

○国務大臣(野田聖子君) 先生御指摘のとおり、災害時におきましては、多くの利用者の方が同時に通話を行うことによりまして、電話のふくそうが避けられずに交換機の容量を超えますと電話の不通が生じることとなります。これに対して、緊急の電話の自衛をトーカー、つまりアナウンスによつてお願ひするなどの対策をとりましたけれども、残念ながら十分とは言えませんでした。

そこで、いろいろ検討させていただきました結果、災害時の通信のふくそうを回避して家族の安否情報を的確に伝達するために、ふくそう地点以外の地域にメッセージボックスを置くという災害時伝言ダイヤル、これは一七一、発信するときは

一、そして御自身の電話番号を出していただくこと
安否の伝言が残せるというものでありますけれども、これを去年の三月から開始させていただいて
いるところであります。これによりまして通信の
確保を期待しているところでございます。

あわせて、停電になりますと公衆電話の特に
カードの課金システムが作動しなくなります。そ
ういうときのための対策として、そうなった場合
に公衆電話を無料で切りかえて、そして課金シ
ステムが動かなくても利用可能とする措置を講じた
ところであります。これは一昨年、平成八年から
でございます。

今後とも、災害時の通信の確保のために事業者
とともに努力をしてみたいと思います。

○但馬久美君 どうもありがとうございます。
時間がありませんので次に進ませていただきます
。

警察庁、きょう来ていただいていると思います。
日本全国に独自のマイクロー線を二回線持つて
いらっしゃいます。残念ながら、派出所や交番は
N-T-T回線でありまして、県警本部にはほとんど
情報が入ってこない、そういう状態であったと
伺っております。

それがどのように今改善されたのか、これは警
察庁にお願いいたします。

○国務大臣(野田毅君) 警察では、既に警察庁、
管区警察局、それから都道府県警察の間で、災害
に強い、委員今御指摘のございました大容量の無
線通信回線を二つの異なるルートで敷設してお
るわけですから、この通信回線で結んでおりま
して、阪神・淡路大震災のときにも警察本部と警
察本庁との間の通信などは確保できたわけです。

そこで、今御指摘の問題は兵庫県内の通信の問
題です。これは、有線通信回線の切断などもござ
いまして、県警本部と警察署、それから交番など
の間の情報伝達を一部警察無線で代替したところ
であります。有線通信回線がでなかったもので
すから。

こうした点を踏まえて、警察におきましては、

有線通信回線について二ルート化を図って一層の
強化を図っていかうこととやっております。
それからまた、回線が切断された場合のバッ
クアップとして衛星通信の設備、各種の警察無線
の増強整備を現在推進しているところであ
ります。

○但馬久美君 ありがとうございます。

国民への情報伝達といえますけれども、情報の
共有化という観点で、国がCS放送での防災の
チャンネルを確保することについて私も災害特別
委員会でも提言しておりますけれども、これは一つ
提言として申し上げたいと思っております。

次に参ります。

建設省にお伺いいたします。二〇〇一年一月に
国土交通省として出発するわけですが、公
共事業の大部分を担当する官庁となります。巨大
プロジェクトを推進するに当たりまして、省とし
ての使命感と地域住民の意思をどう調和させてい
くか、これが問題であると思っております。

特に、吉野川の第十堰改築事業はこれを象徴す
るプロジェクトであり、公明党といたしまして過
日、六月九日に建設大臣にこの点を申し入れてま
した。次の四点は、地域住民の意思を尊重するこ
と。二点目は、現地視察を含めた事業説明・見
学会を定期的、積極的に実施すること。並びに、
以前実施され終結した審議委員会とは別に、住民
の意見、要望を聞く場をつくって審議委員会の附
帯事項を中心に議論すること。四点目は、さら
に公正中立な機関による世論調査を県全体で実施
するよう申し入れたところでありますけれども、
この四点につきまして建設大臣に御意見を伺いた
いと思っております。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 私は、建設大臣に就任
しましてから、質問の先生方の心を心として答弁
するものでございまして、時々、余り行き過ぎた
もので役所の方に大変迷惑をかけたというわけで
ございまして、きょうはそういうようなことで
きちっと書いてまいりましたので、これを読ませ
ていただきます、いい答弁になっておりますので。

住民の生命、財産を守ることは建設省の大切な
使命と考えております。片や、大きなプロジェク
トを進める際には地域住民の意見を尊重すること
も大切と考えております。吉野川第十堰改築につ
きましては、この両者を満足させることが大切と
考えており、このため、あらゆる機会を通じ、誠
心誠意地域に説明をしていくよう指導をいたして
おります。

次に、具体的には三月より地区説明会、対話
集会等を通じてわかりやすく幅広い情報提供に努
めております。また、徳島県の協力のもと、県政
バス等を活用した見学会や建設省主催の見学会を
実施しているところでありますが、今後ともより
積極的に事業説明・見学会を実施してまいりたい
と思っております。

三番目に、吉野川第十堰建設事業審議委員会に
ついては、約二年十カ月の間に十四回にもわたる
慎重な審議を行った結果、可動堰への改築は妥当
との意見をいただいたものでありまして、建設省
といたしましてはこれを尊重してまいっております。

次が重要な答弁になるわけですが、一
方、住民の方々の対話も重要であり、審議委員
会において、今後とも情報開示のもと関係住民と
の対話の調整を図ることも要望されたところでご
ざいます。

したがって、先生の御陳情の中にございま
す、当面、第十堰をめぐる現下の状況にかんがみ、
関係する住民の方々と住民参加の意義や対話の
ルールづくりなどを話し合う懇談会の設立を考え
ているところでございます。

最後に、事業を進めるに当たりまして、事業に
対する理解の深まりぐあいを把握するのが非常に
重要であると思っております。その方法として、
世論調査も有力な手段の一つであると考えてお
ります。公正中立な機関により県下全域で世論調
査を行うことについては、県全体の行政をつかさ
どる徳島県当局に相談をしてみたいと思ってい
ます。

○但馬久美君 大変ありがとうございます。

もう一点だけ、時間が来ておりますけれども。
昨年七月に臍帯血移植検討会の中間まとめが出
ました。臍帯血移植の症例の収集や分析が必ずし
も十分でなくて、全国的な期待の盛り上がりの中
でも臍帯血を提供する体制の整備が十分でない
と言われております。こうした訴えを踏まえまして
公的な臍帯血バンクの設立がようやく成ったわけ
でございますけれども、現在、財政措置がとられ
ているために患者さんは臍帯血バンクの利用につ
いてはコストがかかっておりません。臍帯血の採
取、保存、検査等に莫大なコストがかかるとい
うので、このままでは赤字体質の骨髓バンクと同じ
ようになってしまいます。

ぜひ私は厚生大臣にお伺いしたいと思うん
ですけれども、臍帯血バンクの利用に保険が適用さ
れるようにお願いしたいと思うんです。この点に
関しまして御意見をいただきたいと思っております。

○国務大臣(宮下創平君) 時間が参っております
ので簡単に申し上げます。

これは血液疾患であります白血病等の治療方
法でございます。今、臍帯血移植と骨髓移植とい
うのがございまして、末梢血の幹細胞移植とい
うのがございまして、今御指摘なのは臍帯血バンク
の方でございます。現状どうなっているかとい
いますと、臍帯血バンクの場合には、採取にかかる
費用は今まだ保険で見えておりません。それから
また、保存が大変重要であります。これもまた、補
助金としては四億程度出しておりますが、必ずし
も保険で見えるということになっていません。しか
し、臍帯血の移植に関する費用はかなり高額なも
のがかかりますが、これは平成十年の四月一日か
ら保険適用してあります。

今御指摘のように、検討会の中間結果も踏まえ
まして、私どもとしては、この治療方法の有効性
にかんがみまして、できる限りひとつ前向きに取
り組んでいきたいと考えております。

○但馬久美君 ボランティアの会が非常に頑張っ
ていらっしゃいますので、ぜひよろしく願ってい

たしたいと思ひます。

時間をオーバーして済みません。どうもありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

小淵内閣が目指す内閣機能強化とは何か、国と地方の新しい関係とはどういうものか、その具体的な問題として、私は、ガイドライン法、周辺事態法に基づく地方自治体の協力問題について質問をいたします。

日本共産党は、ガイドライン法がアメリカの戦争に日本が参加する憲法違反の戦争法であり、自衛隊のみならず地方自治体や民間をも動員するものであるとしてこれに反対をいたしました。同時に、ガイドライン法に必ずしも反対でない地方自治体からも不安の声が上がっていることは重要であります。

ガイドライン法の採決が強行される直前、五月二十日、米軍基地を抱える全国十四の都道府県の知事が連名で総理に緊急要請書を提出いたしました。

そこでは、周辺事態法に基づく地方自治体の協力について、協力が当たったの手續、期間、程度など具体的な協力の内容が明らかにされませんでした。今後、国においては、同法第九条に基づく協力が当たって、地方公共団体の懸念を解消し、その意向が尊重されるよう要請いたしますと述べております。

具体的協力内容を明らかにせよ、自治体の意向を尊重せよ、総理はこの自治体の声にどうおこたえになるのか。

また、報道では、自治体、民間協力の解説書を政府が作成しているということですが、これは事実かどうか、お答え願います。

○国務大臣(小淵三三) 周辺事態安全確保法につきましても、国以外の者の協力の条項もあること等から、地方公共団体や民間の関心も高いものと承知をいたしております。政府としては、これまでも要望に応じて協力の内容等についてできる限り具体的に説明を行ってきたところでござい

ます。

さらに、政府といたしましては、地方公共団体や民間の不安を払拭し、理解をいただくことが重要であるとの認識のもと、先般の国会での御審議も踏まえまして、地方公共団体や民間の方々によりわかりやすく理解をしていただけるよう、政府内で周辺事態安全確保法第九条について解説書を作成いたしておりますのでございます。

○山下芳生君 私は、政府の提出資料などから、自治体への協力要請、協力依頼項目をまとめてみました。パネルにしております。(図表掲示)

港湾・空港施設の使用、弾薬など危険物の保管場所の設置許可、救急車による米負傷兵の搬送、市営バスなど公営バスによる米兵の輸送、武器弾薬を含む物資の輸送、給水、これは水道がないところにはタンク車で運びます。公立病院による米負傷兵などの受け入れ、物品、施設の貸し出し、そして公民館、体育館、学校、庁舎、公園などの使用の許可、いずれも市民生活に大きな影響を与えるものばかりであります。

問題は、国からこうした協力を要請された地方自治体が、協力をしないかを自主的に判断できるかどうか、拒否できるかどうかであります。この間、政府は正当な理由があれば拒否することができると説明をいたしました。一体、正当な理由とは何か、だれが判断するのか、これが問われていると思ひます。

そこで、自治体管理の港湾と空港の使用について聞きたいんです。自治体の長が港湾、空港の使用を拒否する理由はいろいろあると思ひます。まず一つは、米軍が港湾、空港を使用することによって住民に危害が及ぶと考えられる場合であります。

実は、総理もお認めになった報道された政府の解説書原案にも、米軍艦船の入港で周辺住民に危害が及ぶと考えられるとき協力を拒めるのかという一問一答があります。自治体の長がこれは当然心配する点であります。ところが、この問いに対する解説書原案の回答は、入港しようとする艦船

により周辺住民に直接に危害が及ぶことは想定できないと、こうあるんです。心配無用との回答であります。

運輸大臣、政府はこういう検討を今しているんですか。

○国務大臣(川崎二郎) 自治体への解説書は、今、安全室を中心に取りまとめを急いでいるところでございます。

答弁は再三、特別委員会でも申し上げましたとおり、例えば港湾の使用につきましては、まず日米地位協定によって米軍は使用することが認められております。しかしながら、これは優先事項ではございませんので、例えば港湾が混雑を避けて入ることができないとか、そういう場合は当然順番を待ってもらふということになります。

港湾管理者が混雑を理由に少し待ってくれといった場合は断ることはできる、こういう理由だろうと思つております。

○山下芳生君 ということは、自治体の長が今非常に心配されている、また具体的に私は聞きましたけれども、周辺住民に危害が及ぶと考えられる場合、これは拒否する正当な理由になるんですか、ならないんですか。はっきりお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(川崎二郎) 周辺住民に被害が及ぶ、そのようなことは想定できないと思つております。

○山下芳生君 これはとんでもない認識だと私は思ひます。周辺住民に被害が及ぶことが想定できないと一体誰が保証するんですか。周辺事態というのは米軍の軍事行動を支援する、そういう港湾施設は相手国から攻撃の対象にされる、そういうことになるじゃないですか。相手がどの国かもまだ決まっていなくて、なぜ住民に被害が及ばない、そう想定できるんですか。私は、絶対そんなことを政府が勝手に想定することはできないと思ひます。

いろんな自治体が今意見書を採択しておりますが、その中で、例えば長野県議会、内容いかに

よつては住民生活や地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすものであり、深い危機の念を抱くと。それから、これは千葉県下総町議会、報道されたような軍事協力が行われたとすれば、ミサイルが空港とその周辺地域に撃ち込まれる危険性も十分考えられます。周辺の自治体がこういう危険を

実際にしているじゃないですか。何でこれに想定できないと言ひ切るんですか。

○国務大臣(川崎二郎) 基本的な認識の差だろうと思つておりますけれども、例えば日米安保協定があれば戦争に巻き込まれる、このような議論を展開された方々はいらつしやいますけれども、今日の我が国の平和をどうやって守ってきたか、御理解を賜りたいと思ひます。

○山下芳生君 これは認識の違いで済まされる問題じゃないです。実際に自治体からそういう心配の声が出ていますから。

例えば、米艦船が運んできた、積んできた弾薬などの危険物、あるいは沖縄の少女暴行事件のような米兵による危害、これも当然考えられるじゃないですか。住民の安全に責任を持つ自治体の長だつたら、そうした点を考慮して米軍艦船の入港を拒否することだつて当然あり得るし、当然全くもってこれは正当な理由になるじゃないですか。どうですか、これ。

○国務大臣(川崎二郎) 港湾管理者が港湾を管理するに当たって、先ほど申し上げたように、例えば混雑をしている、したがって少し待ってくださいというものは当然私も正当な行為であらうと思つておりますけれども、管理運営と今のお話というものは私は結びつかないものであらうと思つております。

○山下芳生君 結局、住民の安全に責任を負う自治体の長が幾ら住民に被害が及ぶと考えるても、政府はそんなことは想定できない、拒否する理由にならない、問答無用でこれを排除する、つまり協力させるということでありまして、もう一つ、それでは別の場合を聞きたいと思ひます。

港灣、空港が既にいつばいの場合、今これは拒否できると運輸大臣はおっしゃいました。野呂田防衛庁長官も、民間の船がふくそうしたりしている場合には、これはもう正当な理由ですから拒むことができませんと繰り返して答弁をされています。民間の船で既に港がいつばいの場合、満杯の場合、それからいつばいになる予定がある場合、これは正当な理由になるという答弁であります。

ところが、政府の解説書原案をよく見ますとこんな項目が入っております。民間船舶、航空機の港灣、空港の使用内容の変更を国が直接依頼することもあり得る、これは一体どういう内容の項目なんでしょうか。国が船会社に対して港の使用日数を縮める、保留期間の短縮を直接依頼したり、あるいは国が航空会社に対して空港の使用予定を変更する、離着陸の停止を直接依頼したりできる、こういうことでしょうか。

運輸大臣、これは担当大臣は運輸大臣じゃないですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほど御答弁申し上げましたように、安危室が中心になって解説書をつくっております。解説書のことを言われたもので、私は詳細は承知いたしておりました。

○政府委員(伊藤康成君) 先ほど総理からお話がありましたように、今私どもの方で九条に關します解説書と申しますか、できるだけ地方公共団体からのいろいろな御疑問なり御質問なりにお答えできるようなものを作成する作業中でございます。したがって、今そこは何がどう書いてあるかということはまだ申し上げられる段階ではございません。

今御指摘の点でございますけれども、九条につきましては二つ項目がございます。九条第一項、これは地方公共団体に対するものでございます。それから第二項は、公共団体も含まれますが、一般的に民間の方も含む規定でございます。そうしまして、第一項につきましてはこれは協力を求めるということでございます、基本的に応じていただくという考え方でございます。第二項の方はあ

くまで依頼するという法文でございますが、相手の自由な意思決定に従うものでございます。

港灣等の場合に、周辺事態という我が国にとつても非常に重要な事態でございますので、どうしても入港が必要だというような場合に、場合によつて国から当該の船会社なりなんなりに九条二項に基づく依頼をするということまでこの法律が禁じているということではないということでございます。

○山下芳生君 あるということあります。はっきり今答えました。

これは大変な項目なんです。地方自治体の長が港や空港が既にいつばいなので米軍の使用はできません、拒否します、これはこれまで正当な理由として認めると言ってきたんです。ところが、幾ら拒否しますと自治体と言つても、政府が船会社や航空会社に、例えば一週間のバースの使用予定を五日間に縮めてくれとか、あるいは何月何日の離着陸の予定を変更してくれ、こういうことを直接依頼するということになるわけです。こんなことが行われたら一体どうなるか。

運輸省、政府というのは運輸関係事業者に対して大変大きな権限を持っています。例えば、運輸大臣は航空会社に運輸計画の変更を命令できる権限を持っています。その政府から要請されたら、これは拒否できないのが実態ですよ。使用予定が変更され、港や空港の混雑はもう一遍に解消してしまふ。自治体が米軍の入港あるいは離着陸を拒否する正当な理由がなくなってしまう、受け入れざるを得なくなってしまう。これでは、私は自治体管理の港灣や空港を事実上国の管理に変えてしまふ、それと同じだと思いますが、運輸大臣、いかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほど御答弁申し上げましたように、混雑している場合は断る正当な理由になり得ると申し上げたわけでありませう。

一方、基本計画を組むときに、さまざまな港灣、空港があるわけでありませう。その中において調整という作業があることは事実だろうと。しか

しながら、あくまで協力の依頼でありますから、そういったときに正当な理由をもつてお断りになった。我々が、どうにかなりません、民間の皆さん方の御協力をいただけないだろうか。しかしながら、再三申し上げてお断りなれば、これは強制ではありませうから、お断りになればお断りになったということになります。そして、正当な理由として、混雑ということは認めますよと申し上げていくんです。

○山下芳生君 さつきはつきり安危室長が答えたんです。場合によつてはあり得ると。国が直接民間の船会社や航空会社に使用内容の変更を依頼することがあり得ると言ったんです。そうしたら、運輸省からそういう依頼をされたら、そう使用変更されるのが当然なんですよ、これは。そうせざるを得ない。これはもうはつきりしましたよ。

幾ら自治体の長が周辺住民に危害が及ぶと言っても、それはそもそも認めない。それから、もう港がいつばいなので使えませんが断つても、国がいっぱいお断りしてしまふ、そういうこともできるといふことをおっしゃいました。これはどうあつても自治体は協力を拒否できない、そういう仕掛けになつていくじゃないか。

私は、これは本当に重要な問題だと思ふんです。自治体の協力項目というのは港灣や空港の使用だけではありません。例えば、救急車による米軍傷兵の搬送、それだけでなく消防や救急職員が少なくて消防車出動中は救急車が残念ながら動かせないと言われる自治体もあるんです。その上、米兵の搬送に救急車を回したら、住民の消防や救急体制は一体どうなるんだらうかという不安もありませう。

それからもう一つ聞きたいのは、自治体病院への負傷兵の受け入れであります。これも解説書原案を見ますと、一般患者を排除してまで協力に應じる義務はない、こうあります。これは当たり前前だと思ふんです。そんなことをやったら大変であります。

同時に、解説書原案では、ベッドが満杯でも受

け入れられるよう、医療法施行規則の適用による増床、ベッド数をふやすことも想定しているところありますが、これは事実でしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) 先ほど申し上げましたように、今その解説書というものは作業中でございますので、そこでどういう記述をするかということは現在関係各省庁と協議中でございます。

○山下芳生君 解説書に書くかどうかじゃなくて、そういう自治体病院に対して医療法施行規則の適用による増床、これはあり得るんですか。

自治大臣、どうですか。

○政府委員(伊藤康成君) 病院関係につきましては、先ほど御説明申し上げました中の九条第二項でございます。したがって、その「協力を依頼することができ」という、国からの依頼でございます。これを受けた医療関係者は、当然その医療関係者自身の判断によりまして受け入れるかどうかということをお決めいただけるわけでございます。

その場合に、今、委員が挙げられましたような病床の問題等がありますれば、それは医療法の中で許される範囲のことではある医療関係者の判断でできる、こういうことでございます。

○山下芳生君 医療法施行規則の臨時応急に定員を超過して患者を収容できるという規定は、これは私も見ましたけれども、災害だとか疫病による患者の大量発生を想定したものであります。米軍がアジア太平洋地域で始める戦争を支援するための規定ではございません。

私は、医療関係者に聞きました。増床ということになれば、四部屋を六部屋にする、廊下などにベッドをふやす。しかし、医師や看護婦はふやされません。一般患者の治療や看護は手薄になることは明らかだと思ふんですが、そういうことになって、これは米兵に対する自治体での、これは収容するということですか。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(野田毅君) 病院の病床数をどう扱うかというのは、今お話があったとおり医療法をど

ういうふうな運用するかというテーマでありまして、これは厚生大臣の管轄下において法の運用を判断してもらうということでございます。

ただ、先ほど来いろいろお話がありました。アメリカが日本の平和と安全と無関係に勝手にアジア地域で武力行使をするという話をしている。独断と偏見で言う言われては困るんです。周辺事態安全確保法というものは、法案審議でも申し上げましたが、周辺における事態であつて、我が国の平和と安全にとって極めて重要な影響をもたらすような事態、言うならば日本にとって準有事とも言うべきような事態においてどうするかという話をしているんです。

ですから、そういったときに、当然のことながら、我が国において国だけが勝手にやればいいという話じゃなくて、しかし、そういう場合でも、あくまで強制力を伴わないが、地方公共団体の長の特権限の行使については、関係行政機関の長がその権限の行使についての求めをするわけでありまして、一般民間については協力の依頼をするわけでありまして、いずれも強制力を伴わないものであるということと繰り返し繰り返し申し上げておることでございます。

○山下芳生君 日本の平和と安全ということ言えば、これは何でもありだというふうには絶対ありません。周辺事態というのは、日本に対する武力攻撃がない事態なんです。米軍の軍事行動をそういう日本に武力攻撃がないときに支援するというのは、私は憲法上許されないと思います。しかし、あなた方はそういう法律をつくって仕掛けをつくった。あくまで、それでも自治体の協力は正当な理由があれば拒否できると、これは繰り返し言ってきたけれども、私が問題提起しているのは、事実上そういう仕掛けがいろいろなくなってきたというじゃないかということ提起しているわけでありまして。

それから、医療問題について厚生大臣に答弁ということがありましたので私はもう一回聞きますけれども、一般の患者を排除してまで応じる義務

はないとおっしゃいました。これは事実上、医療法の施行規則によって増床になればそういう一般の患者に対するし寄せが来るということになると思ひますが、それでもやるといふことではないでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 御議論がありますように、先ほど来の病院の収容の問題でございますが、まず何よりも一般患者の医療給付に支障がないようにというのが一義的に考えられなければならないことでございます。

しかし、今御指摘のようにベッドが満床の場合にどうするかということですが、医療法令上は、今医療法施行規則の問題を指摘されましたが、これは臨時応急のために収容するときはそのベッド数を超えて収容することが可能であるという枠組みがつくられております。そして、この臨時応急の場合に該当するかどうかは、これは一概に言えないわけでございます。これをどう判断していくかは、これから日米防衛協力のためのガイドラインの運用がどういふ場合に本当に必要かどうかということと判断をさるべき問題だと思ひます。

○山下芳生君 私、アメリカの統合部隊における衛生業務、つまり医療支援教本というものを持ってまいりました。これがその原文であります。コピーであります。

ここに何と書いてあるか。このシステムの実効性をはかる尺度は患者を任務に迅速かつ可能な限り戦場の前方に復帰させる能力である、兵員の任務への迅速な復帰を促進するために傷病者を治療することによって統合部隊の戦闘力を強化する、こうあるわけですね。

米軍の傷病兵の治療というのは、アメリカは戦力の増強を目的として位置づけているわけですね。それが自治体病院でそういうことを受け入れて一般患者の治療に大きな影響を与えたいということ、これは私はあつてはならないことだと思ひますが、それもあり得るという御答弁でした。さらに、私は聞いてみたいと思ひます。

解説書原案では、公民館、体育館、学校、庁舎、

公園など、自治体施設の使用許可も求められております。政府の原案によりますと、公共施設の使用は一般使用者より優先することは求められるのかという問いに、必ず米軍や自衛隊に許可を与えなければならぬということではないとあります。

これは、優先使用は認める必要はないとはつきり書けない、書いていない。場合によっては米軍の優先使用もあるということでしょうか。自治体の公共施設です。

○政府委員(伊藤康成君) 先ほど来の繰り返しで恐縮でございますが、解説書はまだ作業中でございますのでその文言についてお答えをすることは差し控えたいと思ひますが、公共施設等につきましては、これは周辺事態安全確保法の審議の特別委員会においても何度か御答弁したことでございまして、例えば学校のような場合に、通常、教育で使つておる場というところについて使用をお願いすることは考えにくいというようなことを申し上げたと存じます。それ以外の場合でございまして、米軍、自衛隊に限らず、例えば周辺事態に關しまして、避難民があつたとかそういうようなケースも考えられるわけでございますので、そういう場合に一時的にお願いすることがあるということでございます。

当然のことながら、それは一般の使用に原則としては支障がないということが前提でございまして、それぞれその地方公共団体、その公共施設の管理者の御判断によることだろうと思ひます。

○山下芳生君 それならばつきり優先使用はできないと書くべきであります。実際に公民館や体育館というのは何カ月前にはいっぱいになる、そういうときには、たとえ米軍が来てもこれは優先使用はできないということをはつきり書いていない、書くとしていない。そう読み取れる新聞報道などを私は見たわけですが、これは絶対にしてはならないということで、自治大臣、もう一遍確認をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) いろいろ、先ほど来、何

か解説書ですか、私自身もまだ承知してないものでございます。そういったものをどこで手に入れたかわかりませんが、私は非常に不思議でございまして。これが第一点。

それから、いま一つ……(発言する者多し)そんなに共産党の皆さんが私の答弁をやじるのなら、答弁しなくていいということですか。人が答弁しているときにはしつかり聞きなさい。

今のお話は、地方公共団体が所有している施設をどういふふうな利用に供するかということについて、中には、特定の場合に自治体が特定多数の条文中はちよつと今ここで手元にはございせんが、地方自治法の中で、議会において優先使用に関する特別議決があつた場合に、一定期間、三回ほど議決が必要であつたと思ひますが、そういうごく限定されたケースでは現行法でも可能な体制になつております。

ただ、今のような場合、一般的に、その施設をどういふ利用に供するかということは、それぞれ自治体における自主判断でお決めることになることである、私はそう考へております。

○山下芳生君 自治体の自主性ということ強調されました。そうしたら、もう一つ聞きたいんですが、これも新聞報道ではつきり書かれてあります。協力内容について情報公開することは構わないのか、この問いに対して、公表により米軍のオペレーション、作戦行動が対外的に明らかになつてしまふような場合、必要な期間、公表を差し控えるよう協力要請の段階であわせて依頼する、こうあります。

米軍の機密保護を優先して、協力内容の非公開もあるんですか。また、非公開の対象となる具体的協力内容は何か。だれが決めるのか、自治体か、あるいは国か、米軍か。いかがですか。

○政府委員(伊藤康成君) ただいまの件につきましては、たしか衆議院の方の特別委員会でも同様の御趣旨の質問があつたように記憶いたしております。

その際、私からお答え申し上げましたのは、当然、輸送なり、例えば港湾などの使用をお願いする場合に、何を運ぶかということをお知らせ願うことはあり得ません。ただし、それを公表することによっていろいろ治安その他の問題が生ずるおそれもある場合もあるでしょう、そういった場合には何か公表ということにはならないケースもあるのではないですかということをお答えしたことがございますが、今、委員御指摘のことは、そのようなことを言っているのではないかと思います。

○山下芳生君 その非公開となる対象はだれが決めるのか、これについてはいかがですか。

○政府委員(伊藤康成君) 第九条でお願いをいたします主体は、あくまで関係の行政機関の長であります。行政機関の長が当然のことながらその周囲の状況を判断いたしまして、お願いの申身はもちろん地方公共団体にお伝えするわけでございますが、その取り扱いについても必要な場合にはお願いをさせていただくということになるかと存じます。

○山下芳生君 結局、武器弾薬の輸送や集積に関する情報が地元住民に知られない、提供されないということもあり得るということであり、武器弾薬を満載したトラックが一般道を前ぶれなく往來することも、倉庫に集積される物品の品目が判然としない事態があり得るということでもあります。

非公開では住民の不安がぬぐえない、だから協力できない、これは正当な拒否する理由になるんでしょか。自治大臣、いかがですか。

○国務大臣(野田毅君) その弾薬を満載したトラックが、どういふことですか、ちよつと質問の趣旨がよくわからない。

○山下芳生君 秘密を公表してはならないということをおかれて、住民に安全を保証できない、不安が募ると、非公開では。したがって、これを拒否することもできるのか、正当な理由になるのか、ということをお聞いているわけです。

○国務大臣(野田毅君) 米軍のそれを非公開にすることが拒む正当な理由になるかどうかということですか。いや、そのこと自体はその施設の運用管理の話とは違つた話じゃないでしょうか。

○山下芳生君 それを理由にすることだつて自治体の長としたら当然あり得るわけですね。それもしつかりお答えにならないと思うんですが……

○国務大臣(野田毅君) いや、そうじゃないです。あくまで非公開もあり得ると。そうすると、私が言ったように、住民には何も知らされないまま近所の自治体の施設が武器弾薬の倉庫になったり、あるいはトラックが武器弾薬を満載して通ることもあり得るということでもあります。

○国務大臣(野田毅君) ちよつと、委員長。

○山下芳生君 次、もう時間がありませんので。

○委員長(吉川芳男君) 答弁しますから。

○山下芳生君 じゃ、短くお願いします。

○国務大臣(野田毅君) 住民が何もしらない間に、いつの間にか隣にあった地方団体の体育館や何かが米軍の武器弾薬の倉庫か何かに使われるような事態があるかもしれないという趣旨の今の話であります、とんでもない。私はあり得ない話であると考えております。

○山下芳生君 さっき言ったじゃないですか。非公開もあり得ると言つたじゃないですか。それはだめです。

○国務大臣(野田毅君) あらゆる情報をすべて赤裸々に公開をしないということ、それから地方公共団体の持つてゐる体育館なり学校の施設の一部を武器弾薬の倉庫がわりに使うなどということと同じではない。なぜ全部公開しないということが直ちにあなたの言うように武器弾薬の倉庫に使うという直結した話になるのか、私には全く理解できません。

○山下芳生君 直結する場合だつてあり得るといふことをさつき安室長は答弁したんですよ。これは、あたかもないように言うのは私納得できない。(発言する者多し)

○委員長(吉川芳男君) 静粛に願います。

○山下芳生君 次に進みます。

そういうことを理由にして、あくまで自治体が協力を拒否したらどうなるか。野呂田防衛庁長官は、これはあくまで協力を求めることであつて地方公共団体に強制するものではありませんと繰り返してこれもお答弁してきました。しかし、今回の地方分権一括法案を見ると、地方自治法改正案の中で、本来自治体に任せられ国の強制力の及ばない自治事務に対しても国がいろいろと介入し、押さえ込む権限を認めております。

例えば、自治体のやり方が国の方針と違ふ、こゝうなりますと是正の要求ができる。要求されれば、自治体の方は必要な措置をとることが義務づけられる。今度改正される地方自治法の二百四十五條の五であります。言うまでもなく、自治体管理の公民館、体育館それから空港などの施設は使用許可が自治体に任せられた自治事務であります。

そこで確認したいんですが、米軍に対する使用許可の協力要請をあくまで拒否した地方自治体に対して、国の方針と違ふとしてこの新しい地方自治法に基づく是正の要求の措置、この発動をやるんではないかやらないか。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(野田毅君) これは、地方自治法のこの是正の要求というのは、国が地方自治体の自治事務に対する関与の一つとして一般的な形で決めておるわけです。

先ほどの御議論の話は、あるいは港灣法の運用であつたりその他の個別の法令に基づく運用の世界であらうかと思ひます。したがつて、常識的にこの法律を運用しようという形よりもむしろそつちの方になつていくのではないかと推察をされます。したがつて、今回、「各大臣は」ということでありますので、自治大臣が要求するということではなくて、あくまでこれは各大臣、所管大臣がその所管の法律の適正なる運用、執行という面において、自治事務であらうとその適法な運用がなされた場合、あるいは著しく公益が害される

ような場合において初めてこの要求の措置が行われる、こういうことになつております。

○山下芳生君 もう一回確認します。

個別法で聞いているんじゃないんです、私は。個別法で規定がない場合もあります。例えば航空法とかであります。そういう個別法で規定のない場合、この改正地方自治法の是正の要求を受けたときには自治体は措置を講じなければならぬ、法的義務を負うわけですね。ガイドラインの地方公共団体への国からの協力要請を拒否した場合、個別法のない場合、これを適用することはあるのかないのか、はつきりお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 周辺事態確保法、ガイドライン法の第九條の第一項に基づく規定とこの規定とは全く関係はございません。

したがつて、ガイドライン法の運用においては、あくまでそれは一般的ないわゆる要求を求めることとができるということにとどめております。こちらの方はそれとは別の問題として、あるいは個別の法令に基づいて行われる場合はそちらの個別の法令を根拠として、あるいは個別の法令の根拠がない場合には一般的にそれぞれの業務の所管の各大臣が要求をするということになるわけでありま

す。これは既に御案内のとおり、前から申し上げておりますが、現行法体系においては是正措置要求という形で現存しておるということもあわせて申し上げておきます。

○山下芳生君 この法案の条文を見ますと、所管の各大臣は著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるときは是正の要求ができる、こゝう書いてあります。

では、もう一回確認しますけれども、例えば空港の場合、これは個別法で港灣法十三條のような不平等禁止規定はありません。ありませんから、空港が既に民間の飛行機でいっぱいであるということをお理由に拒否した。しかし米軍から、それでは使えない、何とか使えるようにしてくれ、そ

いう要求が仮にあつたとしましょう。これは仮定の話ではありません。実際に九七年、キャンベル米国防副次官補がブリーフィングで言っており、アメリカが、アジア太平洋地域の危機に際し、さまざまな港湾、空港をどのように使用できるかの保証、それが防衛指針、ガイドラインの目標だ、ガイドラインはそれをするためにこそ作成されたのである、こうはつきり言っているんです。

地方自治体の管理する空港が民間の航空機でいっぱいになっている、米軍の要求にこたえなければならぬ、しかし自治体はいっぱいだから拒否する。そのときに、これを使って民間の空港を米軍のために使用させるといふことは絶対にやらない、絶対に想定してない、運輸大臣、はっきり断言できますか。

○国務大臣(川崎二郎君) いろいろ前提がつかまい。

まず、混雑空港であるという理由によつて拒否をされる。これは、私も再三申し上げている正当な理由だと思っております。それによつて拒否された場合に、私もこのような要求を行うことはあり得ないと思っております。

○山下芳生君 今御答弁がありましたけれども、この地方自治法の是正の要求、これは今ガイドラインには適用がない、そのことは本場に重要な問題であります。しかし、私は今の質問である聞いてまいりました。周辺事態の認定も基本計画の策定も民間協力の内容も、一切政府が決めるわけであり、首相権限、内閣機能強化は法令と一体のものであります。地方自治体の自主性、自立性はどうか。港湾、空港の米軍使用は事実上これは拒否できない。あくまで拒否しても……

○委員長(吉川芳男君) 山下君、時間です。

○山下芳生君 私は、いろんなやり方では正をするということが仕掛けとして今ほとんどつくられていくというところ、国と地方の新しい関係をつくるというんだら、こういうやり方はやめるべきだということをしっかりと申し上げて、質問を終わります。(拍手)

○大脇雅子君 社会民主党の大脇でございます。中央省庁等改革関連法案の基本理念と自己改革努力についてお尋ねいたします。

さきに成立いたしました中央省庁改革基本法に基づいて、今回の省庁の再編法案のねらいは、行政に依存した政治から脱却して、政治家主導という政治の復興であり、行政の過剰介入を廃し、行政の透明性の確保と簡素効率化の追求にあると思われまふ。総理は、省庁再編に伴う行政改革についての国民の関心と期待はどこにあると思われまふか、お尋ねいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) しばし御答弁申し上げますが、今回の中央省庁改革は行政システムを抜本的に改める総合的な改革でありますので、国民の皆さんの関心も広範にわたるのではないかとと思われまふ。

そこで、今回の改革の柱であります内閣機能の強化等による行政における政治主導の確立、省庁の大きく再編等による縦割り行政の弊害の是正、独立行政法人制度の創設等による行政の透明性の向上、事務事業の見直しや公務員の定員削減等による行政のスリム化、効率化といったところがあるのではないかと考えております。

このように、国民の関心や期待にこたえるべく、本改革を強力かつ早急に進めてまいりたい、このように考えております。

○大脇雅子君 私は、今述べられました総理の質問点のほかに、国民の関心と期待は、省庁再編に伴う改革によつて政治主導が確立し、果たして政治家が変わるのか、官僚の省益追求という本質は改革されるのか、これによつて国民の利益を忘れた政治家の構造にメスが入るのか、国民の政治に対する信頼を取り戻すことができるのかどうかというところが大きな関心であると思われまふ。総理は、かねがね富国と強調されております。総理の有徳の形についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(小淵恵三君) 富国と有徳ということ、申し上げておりますのは、やはり戦後の日本の政治の中心がいかにしてあの瓦れきの中から立ち上

がるかというところでございます。経済の発展というところに大きな精力を注いだところでありますが、その結果というわけではありませんが、十年前にあのバブルが発生し、かつこれが崩壊してきたというようなことを考えましたときに、やはり一方で、国家といたしまして、経済的繁栄とともに高い志を持った国家としての日本が形成されるべきものと考えておりまして、経済とそしてまた心と、これが調和のある形で発展をすることは日本に対する世界の大きな評価とつながるわけでありまふ。また、日本国憲法で世界の国々から尊敬に値する国家の姿として望ましい、こう考えて、その二つの調整、調和ということ願つて、言葉といたしましては富国そしてまた有徳ということをお願いをいたした次第でございます。

○大脇雅子君 私どもは、行政改革におきまして、ともに姿勢を正し、内なる自己改革の決意をはつきりと国民に形として示さなければなりません。中央省庁再編という器をつくり枠組みをつくつても、そこに魂を入れる作業に取り組みなければ意味をなさないと思われまふ。行政改革と自己改革はセットであると私は信ずるものであります。

志の高いいわゆる有徳の形の第一は、政治家に求められる高い廉潔性であると思われまふ。これは、あつせん利得罪を創設することによつて担保されます。第二は、国民全体の奉仕者としての公務員の行政執行の公正さであり、これは国家公務員倫理法によつて担保されます。

まず、国会議員が特定の者に不当な利得を得させる目的でその権限や地位を利用して公務員にあつせん行為をしその報酬を受ける行為を処罰するあつせん利得罪を創設し政治家の腐敗を断つ、これが急務であると思われまふが、総理大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 政治家が高い倫理性を持って職務を遂行するということは個々の政治家の責任であると思われまふ。しかし一方、法律によつてこのことをいかに規制するかという

問題についてかねがね議論のあることは承知をいたしております。

この点につきましては、各党各会派におきましていろいろ御議論があるところでございまして、ぜひそういった意味でその検討の結果を踏まえて適切に対処いたしてまいりたい、このように答弁させていただきます。

○大脇雅子君 次に、国土交通省は交通事業の約八割を所轄する巨大な省庁として組みかえが予定されております。いわゆる許認可の件数も二千五百五十件と言われております。関係する政治家はますます高く強固な倫理性を要請されることは論をまちません。政治家の癒着を断つことが大きな課題とならなければなりません。建設大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(関谷勝爾君) 一昨年から昨年の前半にかけまして先生と毎週お目にかかりまして、政治改革を担当いたしました者としてしまして、ここで先生にお目にかかることは大変うれしく思われまふ。

そこで、国土交通省、これはもう社会資本の整備ということで標を正して行いますので、そういう間違いないことはあります。

○大脇雅子君 現在、国会議員の地位利用収賄罪の法案が民主、公明、社民の提案で参議院に提出されております。自由党も入札談合罪というものも提起しておりますから、私も早期成立のための全国会議員の協力をお願いしたい、改めてお願いをいたします。

それから、次の質問は、公務員の職務は国民から負託されたもので、執行の公正さには国民の疑惑や不信を招くものであつてはなりません。これまでのロッキードやリクルート事件、最近では厚生省の老人福祉の彩グループをめぐる汚職事件、大蔵省の収賄や過剰接待事件、防衛庁の調達実施本部の水増し請求事件、通産省の石油卸商からの過剰接待事件など、行政に対する国民の信頼を地に落としました不祥事が後を絶ちません。これらの事件の反省に基づき将来への教訓とし

て、私は公務員の資産や株取引の報告、贈与や接待を規制する法律、こういった国家公務員倫理法の制定が急務であろうと思います。

総理、大蔵大臣、防衛庁長官にお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一) お名指しがありましたのは、大蔵省におきまして不祥事件が相次ぎまして、国民の信頼を裏切ったということであると思えます。深い反省をいたしておりますが、最初には、実は政府といたしまして公務員の倫理規程というようなものを考えようかということがございました。しかし、間もなく私どもの党の方で特別委員会を設けまして、そういう立法をしようということと、それは昨年の一月のことでございますけれども、その後、三党にお呼びかけをいたしまして国会に法案が提出されておるわけでございます。

これに至りますまでにいろいろ経緯がございますけれども、したがってこれ全部で十分だとは申せませんけれども、国会におきましてこの法案について御決定をいただくということは、私は一つの道を示すものではないかというふうに考えております。

○国務大臣(野呂田芳成君) 背任事件等防衛調達に係る一連の不祥事につきましては、防衛庁としては厳正に受けとめており、二度と再びこのような不信や疑惑を招かないように、綱紀の保全や職員意識改革に万全を期してまいりたいと考えております。

国家公務員であります自衛隊員の不祥事等を防止するため、議員立法として、国家公務員倫理法案とともに自衛隊員倫理法案を御提案いただいておりますのであります、私どもとしても国会での御審議を期待している次第でございます。

○国務大臣(小淵恵三君) 公務員の不祥事を防止するため、議員立法として、今、先生も御指摘ありましたが、各党から国家公務員倫理法の御提案をいただいております。したがって、国会におきましてそれぞれ御審議をされ

て成立することを期待いたしております。

法律が成立いたしました晩には、その適正な運用に万全を期し、そして国民の信頼回復に努めてまいりたい、このように考えております。

○大脇雅子君 現在、与野党の国家公務員倫理法案は、平成十年六月十八日、衆議院内閣委員会に付託されております。今なお審議がされておられません、各党ともこの法案の成立に向けてさらなる努力をすることを訴えたいと思っております。

さて、今回の省庁再編につきまして、私は、不透明な行政指導、官民のたれ合いの土壌であった権限規定がいわゆる所掌事務となり、法律に基づかない裁量行政が許されなくなったという点が大きく評価されます。しかし、これがそうあるべきためには、国民の不断の監視行動が大切であると思えます。価値観の多様化の中で、さらに市民が国民がどう政策決定に参加していくのかということとは、大きな国民の関心事であると思えます。

省庁再編において審議会が六分の一に削減されます。審議会の本来の存在意義というのは、政策立案過程に専門家の知見や民意を反映するということにあるのですが、官僚政治の隠れみのとして、立法府や国民に対する密室的な政策手段の手法となつてまいりました。その議事内容の公開が閣議決定されたとはいえ、まだ十分ではありません。

今回、いかなる基準で六分の一というところに審議会の削減を整理したのですか、総務庁長官にお尋ねいたします。

○国務大臣(太田誠一君) 先ほど手を挙げました御指名をいただきましたので、ちょっと申し上げたかったことをここでやらせていただきます。

今回の省庁改革においては、政官財の癒着構造という言葉が適切であるかどうかは別として、考えております問題意識はそこにあります。今回の改革においては、政策の企画立案をするセクションと実施機能というものを分離したい。例えば、こういう事業をやったかどうかというこ

とを考えるセクションと実際に仕事を発注する部門は分けなければいけないというふうなこと。それぞれの部門の役割と責任の分担関係を明確化したいということが一つございました。

それからもう一つは、独立行政法人の制度設計に見られる行政運営の透明化、自己責任化、そして政策評価の結果等の公表ということでもって広く国民にわかりやすい行政の姿をつくるということと求めております。

それから、規制緩和を推進して、事前規制型行政から事後チェック型行政への転換を図ることがございます。先ほどおっしゃいました権限規定の廃止ということとは、事前規制型からの脱皮ということになるわけでございます。大脇委員の問題意識は、私どもも共通の問題意識でもございます。その点を強調しておきたかったわけでございます。

なお、審議会につきましては、基準というよりも原則は、政策を目的とした審議会はなくしたい、なくすという方向で検討したわけでござい

ただし、しかしながら、各省庁に設けられておりますものの中で総合的なものについては残すべしという基本法の制約がありましたので、例外として、今の二十一の省庁についてそれぞれ一つか二つの審議会については残すということにいたしました。線引きは、そういう総合的なものかどうかという判断でございます。なくなった方がずつと多いということで、ひとつ御理解をいただきましたと思うのでございます。

以上、お答えはこれでよろしいでしょうか。

○大脇雅子君 企画立案と実施機能を分離するということは十分法案の中身を読めば了解しておりますが、私が今お尋ねしているのは、企画立案に対する住民の参加、政策決定手続に参加していく一つの手法として今まで審議会が一つの役割を担ったか見えただけでも、それがなかなか本来の審議会として機能せず肥大化し、官僚政治の隠れみのになったということを指摘したかったわけ

であります。

この審議会については定員が二十人とされておりますけれども、しかし法案などを読みますと、下部機関として合併だとあるいは分科会を設置するということができるとされておりますから、結局見直しをした意義が損なわれることになるのではないかと危惧するわけです。また、審議会の公開が義務づけられてから局長等の私的研究会というものの設置が多く行われまして、政策立案のプロセスが不透明になりつつあります。

したがって、この点について歯止めはどのように考えられておりますか、総務庁長官にお尋ねします。

○国務大臣(太田誠一君) まず、審議会の廃止をした中で、分科会などの形でもって姿を変えて同じものがそのまま存続されるのではないかと御心配でございますが、それについてはただいま作業中でありまして、分科会には限られた役目を担うものでありまして、特に分科会の委員は臨時の委員でありまして、一つ一つのテーマ限りでやめていただくということになるわけでございます。しかも、その必要性については、これは十分検討した上でその分科会を認めるわけでござい

なお、審議会について数を減らしたということではなくて、今の委員がお話しになったパブリックコメントのことについても触れておられると思うのでございますが、今までは以上に広く国民の意見を聞くことはやらなければなりません。それは、パブリックコメントの手法というものを新たに導入いたしました。政令や省令などについての改廃、新たな規制を導入する際にパブリックコメント手続を新たに導入するわけでございますが、審議会が持つことは紛れもなく民間の有識者の意見を聞くということは紛れもなく大切なことでありまして、これからはもっとやらないといけないこととあります。しかし、それを十人委員が集まれば十人の意見を一つにまとめてそれに従わなければならないというところがあるわけであります。十

人は十人の大なる意見を持つておられるわけでございますから、それを十分に聞いて内閣の責任でもって決断をするというのが今回の審議会の整理の考え方でございます。

○大脇雅子君 同じ委員でなくさんの審議会の委員を兼ねていたりされる方も非常に多く、批判が出ていたもので、厳しく審議会のあり方についてはチェックをお願いしたいと思います。

今、パブリックコメント制度についてお話しになりました。国民の価値観が多様化して、それを政策立案過程に反映させるための二十一世紀の行政手続法というものはいかにあるべきか。

ことしの三月二十三日、今おっしゃいましたように、規制の設定または改廃に係る意見提出手続、パブリックコメント手続という閣議決定がなされました。

このパブリックコメント制度というのは、インターネット等を媒介いたしまして政策立案に市民の声や意見を広く募集していく手続ですが、今回は法案の中に入っていない。

総務庁のホームページからクリックして各省庁に飛んでみますと、閣議決定前から五十件を超える意見集約をパブリックコメント制で行われている省庁もある一方、全くゼロの省庁もたくさんありまして、温度差があります。そして、まだはつきりしていないのは、集められた意見をどう集約されて政策立案に反映させるかというところは全く明らかではないのですから、これは行政の情報公開とセットで速やかに私は法制化するべきと思うわけですが、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 規制の設定または改廃につきましてパブリックコメント手続というものを導入いたしたわけですが、これは、内閣としての最高の意思決定形式であります閣議決定により決めたものでございます。そして、今は、この法制化についての議論もございしますけれども、法律そのものについてはパブリックコメント手続はないわけでございます。法律による制度の改廃についてはまだパブリックコメント手続はい

たしておりません。政令、省令についての手続でございます。

そして、法制化の議論でございしますけれども、これは、法律そのものの改廃についてパブリックコメント手続ということになりますと、恐らくそういうことになってくるんだらうと思います。しかし、いずれにしても、ことし始めたばかりのことでございますので、総務庁といたしましても試行錯誤のスタートをしなければなりません。法制化のことについては、その試行錯誤の中からそのような妥当な姿を探ってまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 ぜひ立法化、法制化に向けて御検討を鋭意始められるようにしていただきたいと思っております。

行政のスリム化、効率化ということのために公務員の一律二五％削減というものが打ち出されておりますが、国民の側にとってみると、これがサービスの低下につながるのではないかという不安があります。この数値はどこに根拠があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(太田誠一君) 政府におきましては、基本法に規定された少なくとも十年一〇％の計画的削減、それと独立行政法人化によりまして十年二〇％の削減を目指してきたところであります。この目標を一層厳しくする観点から自民、自由両党間の合意がなされ、これを受けて十年二五％の削減の方針を閣議決定いたしましたところであります。

政府としては、自自連立の合意を尊重し、この方針に沿った定員削減を実施する所存でございます。

○大脇雅子君 その自自連立の合意ということは何度も聞いているわけですが、なぜその二五％なのかという根拠がさっぱりわからないので、再度お尋ねをしたわけでございます。

現在、失業率が四・八％、働き盛りの男性は五％。過日、私は労働・社会政策委員会の視察で新宿の職安の窓口に行ってみりました。

夜遅くまで求職者が押しかけ、百五十台のコンピュータで職を探し、相談窓口に通達するまでに八十人待ち、約二時間ということでありまして、そして、到達いたしますと、職員は一人の相談時間間が十分を切るというようなことを余儀なくされて、十分な相談サービスができない。池袋の職安では、失業給付も月間一人に上って、待合室も大混雑であります。こうした場合、臨時的な定員増加等の有効な対策が必要ではないかと思うのですが、労働大臣はどのように対処されているのでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のとおり、今、公共職業安定所にとりましては、創設以来一番忙しい時期を迎えておまして、職員も懸命に努力をいたしておりますが、なかなか求職者の方にとつて十分なところまで行かないのが実情であります。

そこで、行革の中で定数を十年間に二五％削減をする、これは私も例外なくかかっている縛りでありまして、限られた中で人員配置に濃淡をつけて、行政需要の高いところにするだけ多く人を配置していく、あるいは先般も千台、自己検案用のパソコンを導入して、四十七都道府県で立ち上げておりますけれども、最新鋭の機器を導入して人手をカバーしていく。あるいは、今職業安定法として派遣法の議論をしていただいておりますが、民間の雇用のマッチング機能を活用して、官民相まってできるだけスムーズに職業紹介機能が働くように取り組んでいるところであります。そういう事情がありますので、きつと早いところ議論を尽くして採決をしていただけると信じております。

○大脇雅子君 私が申し上げたかったのは、少子高齢化社会における市民の暮らしの設計、ふえ続けるごみ問題、自然破壊や環境ホルモンによる次世代への被害、外国人労働者の人権問題など、現代の行政は時代の要請に応じて、あるいは政策的に臨機応変に組織され、改廃され、機動力に富む人員配置が必要だと思っております。二五％一

律カットの具体的なプログラムにおいて、行政サービスを低下させないための方策というものが大事だということを申し上げたかったのであります。

総理大臣はこの点はどうにお考えでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 二五％削減につきましては、これはやっぱり国民が強い行政に対するスリム化を要請されておられることで、民間におきましても、本当に乾いたタオルを絞るような気持ちで大変苦勞されておられるわけでありまして、そういう観点に立ちますと、まず公の立場として十分この削減に努力をしていかなきゃならぬと思っておりますが、そのことによって行政サービスが停滞するということがあるのではないかとございします。限られた定員の中でそれぞれの公務員がみずからの力を十二分に発揮することによりまして、もとよりサービスが低下しないように努力をし、またそれを達成していくことが今回の削減の目的でもあるかと考えております。

○大脇雅子君 衆議院の附帯決議の第一項でも、中央省庁のあり方の見直しについて決議がされております。多くの問題点がございします。

内閣権限の強化の問題、評価制度のあり方、独立行政法人のあり方など、お聞きしたい問題が多くありますけれども、もう時間が参りました。

国民主権、民主主義の理念に基づきまして、行政改革は不断の見直しが必要であり、今が出発点であります。国民のための行革について、総理の決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(小淵恵三君) 期するところは、国民の皆さんに適切に行政サービスを行うことができるかということだろうと思っております。今回の改革によりまして必ずそのことを達成し、新しい世紀を迎えまして、日本としてより効率的、効果的な行政を行えるように、この法律を制定することによってそれを達成してまいりたい、このように考えております。

○大脇雅子君 終わります。(拍手)

○高橋令則君 自由党の高橋でございます。

ちよつと私事にわたりますが、私はまだ若干障害が残っておりますので、申し上げることがスムーズにいかないかもわかりませんので、それは了承いただきたいというふうに思います。

まず最初に、この二法案は、私は明治以来の本当に大きな改革、このように考えております。そのために法律案ができました。そしてまた、それは第一歩でありまして、今後さらに第二点、第三点にわたっていろんな政策が展開されていくだろうというふうに期待をしております。それによって改革ができるというふうに考えております。

この改革を実現するためには時間も必要だろうと思うんです。それから人も必要だと思ひます。そう考えておきますと、今回の法案もそうですけども、今後あるべき制度等につきましてもやはり基本的な考え方といったものを明確にしなければならぬというふうに思います。当然ながら、本会議でも申し上げましたように、いわゆる自立、そしてまた自己責任というものが基本であろうと思ひますし、小さな政府の実現ということが根底にあるというふうに考えております。

しかしながら、今の実態はどうかといひますと、依存とか、それから大きな政府というのが実情ではなかったかと思ひます。これがそれなりに効果もあり、そして今の我が国の経済社会をつくってきたということも私は認識をしております。

しかしながら、歴史的な転換をするためには、本当にもう国も地方も国民も、やっぱりその意識を変えなければならぬのではないかとこのように私は思ひます。その意識というものの根底が本当に変えられるのかという危惧を私は持っているわけでありまして、特に、戦後の行政システム等については非常に心配をしているわけでありまして。

かつてマッカーサーが、日本人は十二歳だといふように言つたように私は思ひます。とんでもないことを言うなというふうに思つたこともあ

りますけれども、いわゆる占領下の時代です。そういうふうなことが残つて、行政なりいろんな面で依存体質が残つていゝのではないかとこのように思ひます。戦後のそういうふうな日本意識は、占領が終わつて自立してからのもそれを引いていゝのではないかとこのように思ひます。ですから、まず最初に、昭和の語り部というのは大変失礼ですが、歴史的な問題でありますので、大蔵大臣に歴史認識について御指導いただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) お答えをする資格はありませんけれども、戦争に負けましてこゝまで来たのは、私はお互いによくやったなと、この基本的には思つています。

それで、今、依存とおつしやる中に、確かに我が国の安全保障の問題というのはそういう面がないとは言えないと思ひますけれども、しかし、今世界でこの国も、NATOもそうでございますが、自分だけで自分の安全を図るということはいたしていませんから、その点はそんなに考えなくていいんじゃないかなと、いろいろ問題はございすけれども。

それから、本当に食うや食わずで来まして、今思ひますと、もう一つの依存は、ひよつとしたら広い意味でのセーフティーネットというんです、いろいろな福祉であるとか何とかということ、これが国民のある意味で依存心を高めたかもしれない。しかし、我が国はこの地域では唯一のそういうセーフティーネットを持つておる国でございす。そのことは決して後退だとは言えないのではないかな。

総じてそんなことでこゝまで来まして、多分一九八五年ぐらいに先進国に追いついたと思ひます。そのころから大変経済等々が悪くなりました。ただ、今悪いと底底におりますけれども、私はしよせん過去五十年やつてきたことを次の世紀に同じことをやるわけにはいかなかったと思ひますから、そういう意味で、こういう今試験練の中で、我々はもう一度自立してどうか、自分自身が責

任を持つて立ち上がつてという、御審議いただきたい。この法案もそうでございますけれども、そういうことをいづれにしても考えなければならぬ時期にあつた、それでこれをやれば二十一世紀は必ず大丈夫だ。大変失礼でございますが。

○高橋令則君 ありがとうございます。

私も、それなりの時期に合わせた政策なりあるいは国民の認識といったものはあるだろうと思つておりました。それはそれなりのことがあつたといふふうに思つてはおります。しかしながら、こ

ういう時代でございますので、それに合わせて変革していかなければ、全体としてできないと思ひます。最終的には一人一人の問題だと思ひます。

それで、私はどうかといふふうに思つて、実はいろんな新聞とかのアンケートをずっと調べてみたんです。そうしたら、ここに資料もありませんけれども、全体的に申し上げますと、今は大変な時期だ、だから改革をしなきゃならないといふのが多いんです。極端に。朝日だったかは大体九〇%ぐらいに上つていゝんです。ところが、自分の問題になりますとそれが逆転しちゃうんです。

ね。つまり、結果的には依存的な体質のお答えになつちやうなんです。これもアンケートで出ておるんです。したがつて、総論ではそうだけれども、各論ではこうだというのが実態ではないかと思ひます。

したがつて、我々がこれから法律をつくり、そしてそれを行政の中で実施していく中で、いろんな意味の隘路が出てくるだろうと。それには総理を中心に、そうじゃないんだと、二十一世紀を築きやしないんだといふことに対する自立、自己責任といふのがぜひとも必要だといふことについて、繰り返し不退転の決意で総理を中心に、私どもも含めて努力しなきゃならないと思ひます。が、総理のお考え、決意をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) きようの質疑の中でも

行政改革会議の最終報告のお話が出ましたが、その最後のところで、「われわれの目の前には、「黒船」も「瓦礫」も存在しない。あるのはわれわれの意思、そして日本の将来に対する希望と勇気である。他の何者かの圧力や強要によつてではなく、自らの意思によつて、われわれは、勇気をもって、この大きな転換への具体的ステップを踏み出す瞬間を迎えている。」といふこと、これを私は私も拳々服膺しておるわけでございます。

依存心とか依頼心といふお話が高橋先生からございました。日本の明治改革、そして昭和二十年の改革、これはいづれも今申し上げたように黒船あるいはまた戦争によりすべてを失つた日本といふことで、それに戦後はいわゆるマッカーサー司令部のもとにおけるいろいろの改革が行われました。あの力なくして果たして農地改革その他が行われたかなといふ気もしないでもありませんが、今日のまさに第三の改革といふものはみずからの力でここに示しておるようになつていかなきゃならぬと思つております。

一方、グローバルスタンダードといふ名のもとに外圧で日本の改革を行うのではないかという批判もあるようでございますが、私は、確かに明治維新の四杯の黒船によつて驚き、目を覚ましたといふ点もあるかと思ひますし、また、戦後は確かに戦争に敗れてマッカーサー司令部におけるかなり強制的ないろいろの政策を行つてきたわけでありまして、この二十一世紀を前にした日本の改革は、まずみずからの力によつてなし遂げなきゃならぬといふ強い思いをいたしてあり、このことは恐らく国を代表しての議員各位におかれましても、また国民の皆さんにもあらうかと思ひます。

今御指摘のように、総論においてはもう手を挙げて賛成しますが、いざみずからの問題になつてきますとなかなかそう簡単にはいきませんといふのが事実のような気がいたします。これを乗り越えるためには、御指摘をいただきましたように、まず私自身、この国の大きな責任を負わされてい

立場からいえば、みずからが本場に真剣にこの問題に取り組むということが必要であろうと、常々反省を込めておるわけでございます。

そういう意味から、具体的には今回お出しをさせていたでござりまする。この二つの大きな法律案につきましまして、国民の御理解を積極的の得られる努力をさらにしつつ、これを通過させていたでござりまする。そのことを原点にいたしまして新しい世紀を目指し、すばらしい日本の形をつくることのできる前提になろう、こういう信念のもとに進ませていたでござりまする、このように思っております。次第でござりまする。

○高橋令則君 大変ありがとうございます。

それから、私は、依存体質といいますが、こういう問題は結局、今のキーマンである官から民へ、そして中央から地方へというキーマン、これはよほどチェックしてやらなければそれが戻るようなことがあり得る、たまには。したがって、今後進んでいくべきいろんな例えは制度化なりシステム化の過程においては、このキーマンをやつぱり検証してきちつと見ていかなければだめだと思ふんです。

実は、ついこの間の法案の中にも似たようなものがありまして、我が党の方である問題について二週間ぐらいとめたんですよ、申しわけないけれども。私も反対でありました。しかし、やむを得ないのでオーケーということにしました。事例は言いませんけれども。

この後、ちよつと労働大臣とそれから通産大臣にお願いしたいんですけども、今後、緊急雇用対策が必要で、それから産業競争力強化対策、これも大事でござりまする。私も基本的には賛成をしております。今後いろいろ細かな問題が出てくるだらうと思ふんです。そのときに、このキーマンに反するようなことのないような対策をやつてくれませんか。これを基本的な考え方として二大臣に個別にお願いしたいと思ふんです。

○国務大臣(甘利明君) お尋ねは、今回の雇用対策においても官から民へ、中央から地方へ、そう

いう方向性に沿つて策定をされているかというお尋ねであります。

雇用対策につきまして、大きな柱を幾つか立てました。例えば、成長する十五分野で将来必要になろうとする人材を前倒しして採用する、その間に訓練をして時代の要請に見合う人材に育て上げる、そういう意味での前倒し雇用に取り組んでもらう。これも民の力を使って雇用吸収力上げるということでもあります。

そしてもう一方、雇用創出交付金というものを創設いたしまして、これを自治体に配付いたしまして、公的セクターが中心となつて各地域地域で雇用を創出してもらう。ただしこの場合も、官から民へという思想に基づきまして、従来の失業対策事業の反省にかんがみて、できるだけアウトソースするような形で、民の力を使つてどうやって雇用を掘り起こしていくかということに注意を払つております。

それから、中央から地方という視点も、今のものでもありまして、例えば今回の雇用対策のキーマンの一つに地域ということがございます。雇用のマッチング機能というのは、各エリアごとに、求職側、求人側、使う側、働く側、その情報をしつかりと共有することが大事じゃないだらうかということで、県レベル、そしてちよつと大きいブロックレベルで政労使の雇用対策の会議を持つというふうなことも配慮をいたしまして、先生の御指摘に沿つて対応を組んでいるつもりでございます。

○国務大臣(与野野野君) 競争力強化の件でござりますが、先ほど先生の御質問の中に、二十一世紀もまた繁栄の日本ということをおっしゃいました。私も、競争力強化というのは、過去を清算して二十一世紀の日本が展望の開ける経済を持つ、豊かな日本にするためにこれから作業をしたいと思つております。

一つは、過去を清算するということで、これは、不要な部分に張りついておられます資本と労働をスムーズに他の分野に移動させるという、マクロに

見ればそういうことでござりますが、過剰設備とか過剰債務とかというものを解消していくことは、政府が果たす役割よりは、やはり民間それぞれが企業がみずからの責任でやつていただくということが大原則でござりまする。我々政府ができませんことは、また国会にお願いいたします。これは、競争優位を確保できるような環境を整備する。これは、法律の問題であり税制の問題であり、そういう環境整備をするというのが我々の役目だと思つておられます。やはり企業それぞれがみずからの責任で物事をやつていただくということが大原則であるというふうに考えております。

○高橋令則君 私は最後に、市町村合併について質問をさせていただきます。

私は地方で長年仕事をさせていただきまして。この市町村合併についても直接やりました。その問題点を考えるときたびに経験があります。その中で一番必要なのはやつぱり地域のバランスの問題なんです。それから首長の意識なんです。それから当然ながら議員なんです。これが、おまえのできた分はどのくらいだと言いますと、まず議会を説得しなくちゃいかぬ。それから、議会を説得するために、それを囲んでいる経済団体とか商工団体とかそういう連中をそこに全部徹底的に、議会に、議員に何とか言えというふうな形でやりました。それから、最後には知事の姿勢だったんですよ。したがって、この問題は、具体的にはもう時間もありませんので、私は非常に重要な問題だと思ふので、自治大臣の取り組みをお伺いして終わります。

○国務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、地方分権を積極的に進めなければいけない。そのためには、当然のことながら権限、財源等の移譲といいますが、自主性、自立性を高めていくシステムをつくるということも大事でござりまする。一方で、その受け皿になる自治体自身の事務遂行能力等々について、その組織力あるいは財政力等々の基盤強化をしなければいけない。そういった点で、この市町村合併ということは極めて大事な中心課題

の一つであると考えております。細かくはもう時間の関係で申し上げませんが、本法案におきましても合併特例法の改正案を盛り込んで、平成十七年までの期限ではござりますが全力を挙げて、もちろん住民が中心になつて合併への仕事をしてもらわなければなりません。それを全力を挙げてバックアップできるように財政面等々の支援を行つてまいりたいということを盛り込んでおります。

○高橋令則君 ありがとうございます。

終わります。(拍手)

○奥村展三君 参議院の会に所属をいたします。きかけの奥村展三でございます。

明治、戦後の改革、そして第三の改革と位置づけられて、この中央省庁改革の議論をさせていただいておられます。いろいろ同僚の先生方からもお話がござりまする。組織改革であるわけですが、私はもつと大事なことは意識改革だということに思つております。後ほど野田自治大臣にも伺いをいたしますが、地方分権にいたしましてやはり地方の受け皿といいますが、皆さんがその意識をどのように構築しながら進めていたかということが大きく課せられておられるのだと思ふんです。

けさほどから民主党の江田議員からもいろいろ財政・金融分離のことにつきまして質問がございました。ちよつと私が当選をさせていただいた平成七年十二月の国会だったと思ふんですけれども、例の住専に六千八百五十億という公的資金の投入が決定されたときでござりまする。当時は私も与党にいたわけでござりまする。それがやはり大蔵省の改革に大きく寄与してきたと思つております。そして、平成八年になつて橋本政権ができたわけですが、そのときに新しい政権に向けての三党政策合意ということに基本等を置きました。大蔵省中心の金融行政、検査・監督のあり方について総点検を行い、自己責任原則の確立と透明性の高い新しい金融システムの構築に取り組むということが明記されたわけであります。

しかし、それ以後も三党でいろいろと財政、金融の分離について速やかに検討するとかいろいろ進めてまいりました。しかし、考えてみますと、経済がこういう状況になっておりますから、長年の経過からいまして大蔵省が財政、金融を分離していくということはなかなか至難なことであると思いつつも、いろいろな議論をさせていたでいて、平成十年の一月だったと思いますが、きょうここにおいでになる、今、通産大臣をなされております与謝野大臣が副長官だったと思いがすが、その当時、この財政、金融の分離は「当分の間」という言葉を入れるのに私どもの武村代表と頭をつくねていろいろと議論をいたした結果、「当分の間」という文字が入って今日に至つてきたことを覚えておられるわけでありまして。そうした流れの中で考えますと、今回出されましたこの中央省庁改革の関連法案の中で金融庁と財務省の共管というようになつておりました。大蔵大臣も、先日我が会派の水野議員の質疑にお答えをいただいたわけでありまして。

こういうことを考えてみますと、今、小淵総理が一生懸命になつて、お人柄だと思ふんですが、人気がどんどん上がつてきておりますし経済も上向いてきたようではあります。やはり私は、それだつたらこの三党合意とは一体何だつたんだらうなど。あるいはまた、自民党と民主党、平和・改革の三党派が合意されたこともほかにされてしまつて、一体この政権の枠組み、あるいは、大蔵・自民党さんに失礼であります。これから単独政権というものはもうあり得ない。今の参議院の状況から見ても、これからは国民が期待するのは連立政権である。そういう流れを考えたときに、もう少し政権あるいはまた政党、その信義、信頼感というものは非常に大事になつてくるというように私は思ふのであります。

そういうことを考えますと、この三党合意やあるいは三党派が合意されたこういうことがどんな踏み場にじられて、ある意味ではこの財政、金融の一つのことに象徴されるように、こういう結

果になつてしまふのではないかなという思いでいっぱいでありまして。

このことにつきましては、ぜひ私はこれからあらゆる諸問題を解決し、国民の皆さんの期待にこたへながら進めていく我々の立場としても、そしてまた総理の立場としても、ぜひこういう信頼、信義というものが損なわれるようなことがあつてはならないというように思ふわけでありまして、まず総理にお伺いし、後ほど大蔵大臣にこのことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 原則といたしまして、奥村議員の御指摘はそれとおりと認識をいたしております。政党間の話し合いというものは議会制民主主義の中ではしばしば持たれることでありまして、そういった意味で公党としてのお約束については誠実に遵守していくべきものと考えております。

ただ、この財金分離の問題につきましては、三党派でいろいろお話をいたしました。実はなかなか合意に至りません。その結果につきましては大蔵大臣が内容につきましては一番御存じのところではございますけれども、政府としてこれをどうのようにするかということにつきまして努力いたしました結果、最終的にはこの問題について政府といたしましては国民に理解をいただけるような形としてこの結論を得て進ませていただける、こうなつたと考えておられて、ぜひこの点につきましては新しい財務省とそれから金融庁がそれぞれ責任を果たしていくという形の中で、なぜもしなければならなかつたかという問題については、その結論を得て理解を得られるものにしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(宮澤喜一君) お時間をとりませんように申し上げます。大蔵省に対する長年の不信がございまして、国会におきまして昨年御議論がございまして、その結果を私どもはできるだけ忠実に反映すべくこの法案を御提出したつもりでございます。非常に膨大な法案でありますために、意外に御存じいただけていない部分、委員は御

存じですが、ございます。

かなり明確に両方が分離されておまして、すなわち財務省設置法案では第三条、これは金融ということは一切何も書いてございせん。ですから、財務省は基本的に金融については何も持っていないということでございます。

これに反しまして、今度は、金融庁設置法には、金融庁は、我が国の金融の機能の安全を確保し、金融の円滑を図ると、すべて金融で任務が書いてございます。それから、さらにそれを確実に行うために、中央省庁等改革基本法の改正を行ひまして、従来、財務省の任務の中に、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案等とございましたものを全部削除してございまして、したがひまして、現実にははつきり両方の仕事は分離されておまして、ただ金融危機が発生したときに、それが財政とか国庫とか為替とかいふものに関係いたしますから、そういう流れがありますときには財務省も金融庁と一緒に仕事をすることができ。これは任務としてでなく、流れた所管事務として規定してありまして、この点だけが財務省がそういう事態に關与する、こういうことでございまして、法制的に私はかなりきちつと整備されたものと考えております。

○奥村展三君 そこで、総務庁長官にお伺いをいたしたいと思ひます。

任務と所管事務の關係はどのようになるのか。そしてまた、共管關係の行政組織法上の説明も一緒にお願いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(太田誠一君) 今回の中央省庁等改革におきましては、各省は任務を基軸として総合性、包括性を持った行政機能になるように編成することといたしております。

国家行政組織法の改正案におきましては、任務及び所管事務を各省の組織構成原理といたしております。各省等の設置法案において、任務規定は各省が達成すべき行政目的をあらわすものであり、所管事務規定は任務を達成するために各省がつかさどる事務を列挙しているものであります。

○国務大臣(宮澤喜一君) その結果といたしまして、現在、大蔵省には金融企画局というのがございますが、これは財務省になりますと廃止されます。そして、財務省のこの問題に關係する職員の数が必要最小限度にするということになりました。局としてはなくなりまして、課であるとか室であるとか、そういうことになつております。

○奥村展三君 この財政、金融、いろいろな議論をしてきたわけでありまして、ぜひスムーズに、財政、そして金融という根幹になる行政ができますようにお願いをしておきたいと思ひます。

次に、国土交通省についてお伺いをいたしたいと思ひます。

特に、先ほど来ずっといろいろな議論の中に、巨大官庁と言われておるわけでございますが、国土交通省の地方整備局の組織、体制の整備に私は万全を期すべきだと思ふのであります。

地方支分部局に公共事業の事務など、主体的かつ一体的に処理はなされるわけでありまして。そうしたときに、公共事業の見直しを行うことも不可欠であると思ひます。そういう流れを考えますと、現在の補助事業の事務を地方支分部局が行う、運輸省の事務も含めてでございますが、二重行政にならないかどうか、工夫を行う必要があると思ひます。

特に、国土交通省のこの部局におきましては、地方整備局について、従来の建設省の地方建設局が所管してゐなかつた地方計画の調整だとか、都市計画だとか、住宅行政だとか、あるいは土地収用等の補助金事務が大幅に私は委任されると聞いておりますが、こういうブロックにおける公共事業の推進のために、責任体制を整備するということ意味で今回の改革の大きな目玉の一つであると思ふんですが、この地方整備局の組織、体制について十分な手当てを行う必要があると思ひますが、総務庁長官の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(太田誠一君) 現行の建設省地方建設局及び運輸省港湾建設局を統合して設置する地方整備局におきましては、基本法第二十二條第六号

に基づき、公共事業の実施及び助成のほか、今おっしゃいましたように地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させることとしたしております。

公共事業の実施に当たっては、事業の決定及び執行に関する大臣の権限をできる限り地方支分部局長に委任するとともに、地方支分部局ごとに所要の予算額を一括して配分することにより地方支分部局長は主体的かつ一体的に公共事業に関する事務の処理を行うことができることとしたしております。

地方整備局の体制整備に当たりましては、現在関係省庁との間で具体的に当該機関に担わせる事務及び委任する権限の内容、地方建設局と港湾建設局の統合による新たな管轄区域及び組織及び人員の体制などの事項につきまして検討を進めていくところであります。統合後においても現行の地方建設局及び港湾建設局が担っている機能が十分に確保されとともに、基本法及び方針の趣旨に沿った機関として設置されますように留意してまいりたいと思っております。

○奥村展三君 建設大臣、今、総務庁長官からお答えをいただいたわけでございますが、権限が地方整備局の方にどんな移譲なされていくわけです。今の答弁をお聞きになって所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 私も、先生御指摘のように、二つの観点からこの地方整備局に対しては考えていかなければならないと思うわけでございます。

一つは、まずやはりそれだけ大きな権限が移譲されるわけですから、その組織、体制というものをはっきりとしたものをつくっておかなければならないということ。ということは、先ほど御指摘がありましたように、今まで地方建設局で行っていた都市行政であるとか住宅行政あるいは土地の収用、業行政あるいは補助金等に関する事務を本省から地方整備局に移すわけでございます。

から、そういう組織をやつぱりきちつとやっておかなければならないということ。

もう一つは、やはり意識といましようか、人的な問題。ハードの受け皿と同時にそういうちゃんとしたソフトの人材がいなければならぬ。その中にいる方々はそれだけの意識というものをきちつと持つていなければ、今までのような、やはり何だかんだ言いながら、地方建設局でございまして最終的には本省に相談すればまた処理ができるというような安易な考え方もあったと思うのでございますが、すべてそちらに任すわけですから、相当なる努力、熱意、勉強というものをやつてもらわなければならぬと思っております。

○奥村展三君 ありがとうございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、環境省の機能強化について、まず総理にお伺いをいたしたいと思います。

総理は、今後の環境省の体制については、さらにこれを担い得るものになるよう平成十三年一月の省庁発足時には組織、定員等体制の充実強化を図っていききたいと衆議院の特別委員会等で答弁をなされております。充実強化とは具体的にどのようなにされるのか、その体制づくりを詳しく説明していただきたい。

廃棄物の対策等が厚生省から環境省に移管されるに当たり、この体制が十分確保できなければならぬ。そしてまた、今日、国民的なあるいは世界的な課題となっております環境ホルモンあるいはダイオキシン問題につきましても、研究、科学的知見など不可欠であります。こういう問題について、やはり私は政府全体がリードしていくために研究体制の充実というのが必要になってくると思えます。環境研究所の強化などどのようにお考えになっておられるのか、総理にお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回の中央省庁改革の中で、庁から省に格上げと申しますか、省として大きな責任を背負うことになりましたのが環境省でございます。

環境省につきましては、御指摘の廃棄物行政等の新たに付与された事務事業も含めまして、さらにこれを担い得るよう、平成十三年一月の新省発足時に組織、定員等の体制の充実強化を図ってまいりたいということでございます。具体的に申されましたが、まさに組織、定員等につきましては環境省にふさわしい体制を整えるように、その時点まで十分その努力をしていきたいと考えております。

○奥村展三君 ありがとうございます。

環境庁長官にお伺いをしたいと思います。環境省の、政府全体のリーダーシップの機能というのは私は大事になってくようと思えます。下水道を含めて、私の地元琵琶湖などの湖あるいは川の水質保全について環境省はどのようなリーダーシップを発揮されようとしておられるか。そしてまた、安全な水を確保するために総合的な水環境保全法等を制定することが大くくりをコンセプトとする行革の趣旨に合致すると思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(眞鍋賢二君) 環境庁に対する御理解をいただいた感謝にたえない次第であります。

今、総理から御答弁いただきましたように、廃棄物を初めといたしまして、環境ホルモン、ダイオキシン、環境問題等々、たくさん問題が続出したしておるわけでありますから、それにふさわしい人員をぜひ確保させていただきたいと思っておるわけであります。中央省庁の再編成という大命題はございますが、その中でやりくり算段をしてその体制を整えていかなきゃならない、こう考えておる次第であります。

それから、国立環境研究所の問題でございますけれども、私も先般現地を視察いたしまして、皆さんの御意見も伺いました。確かに研究者の数が少なくなっております。今、ダイオキシンの対策研究棟もつくっておりますけれども、しかしながらそれに専念する人が少なくなっております。環境研究所でしっかりとした研究をなさって世界的な知見を得た人たちがいる意味では大学教授という名前に

誘われてそちらの方に移転するというようなこともあるわけでありまして、そういう点をどのように対策を講じていったらいいのか、これは文部省とも十分相談してその対策を立てていきたい、こう思っております次第であります。

それから、水問題でございますけれども、来年の環境サミットは先生の地元滋賀県で開催することになったわけでありまして、それはやはり滋賀県が環境行政にしっかりとした対策を講じていただいておりますという証明じゃないか、こう思っておりますわけでありまして、関西にまたがる千四百万人の水がめとしてしっかりとした対策を講じていかなきゃならない、こう思っておりますわけでありまして、そして、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法等を引き継ぐほか、新たに浄化槽についての所管もすることになっておるわけでありまして、また下水道事業等、他省庁と主管する事業についての連絡もとっていかねばならないわけでありまして、これらの問題につきましては水質保全全般にかかわる行政上のリーダーシップを環境省として発揮していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長(吉川芳男君) 時間が来ました。○奥村展三君 ありがとうございます。地方分権についてお伺いをしたかったんですが、時間が参りました。私の地元から、五十市町村の首長からこれだけのファクスが送られてまいりました。後日、自治大臣にお伺いをいたしたいと思います。

ありがとうございます。(拍手) ○佐藤道夫君 ラストバッターの登場でございます。昨日来、大変御苦労だと思えますけれども、持ち時間は十分でございますので、しばらくおつき合いたいただきたいと思えます。

今回の行政改革は二十一世紀の国家行政のあり方についての基本を定める極めて重要な意味を持つ法案である、私もそう考えております。しかし、昔から仏つくって魂入れずという言葉がありますとおり、どんないい制度をつくりまし

でも、これを運営する人の精神がゆがんでいたのでは制度の成果をおさめられない、これは当たり前のことである。

今度は、行政と政治のかかりが非常に深まってきた、これは間違いない事実でありまして、大臣、副大臣、それから政務官、合わせて百名ぐらゐの国会議員が行政にかかりを持つことになる。ですから、行政の側から見まして、国会の悪習を持ち込んだと言われても大変な問題でありましうし、それから利権あさりばかりしているというような批判が出てこれば全く問題だと思ひます。何も仕事をしない、さっぱりわかたてくれないと言われることも問題で、やはり行政の模範となるような政治家が行政にかかりを持つ、そういう心構えが必要であらうかと思ひます。

そういう意味で、私は、政治家のあり方あるいは内閣のあり方にかかわる二つの問題を取り上げて、小淵総理の端的な御意見を承ればと思ひます。

第一の問題は、衆議院議員竹下登氏の動静についてであります。

彼は、三月二十三日、衆議院の本会議に出席いたしましたのを最後として国会から姿が消えてしまいました。衆議院で本会議が開かれる都度、事故のため欠席という届け出がなされる。事故とは何だと、こう聞きましても、それはプライバシーですからお教えできません。委員会にはもちろんあらわれません。

どこで何をしているのかと思ひましたら、五月八日、自民党のある集まりにテープが送られてきて、元気でやっているよというのを言われたという話を一、二のマスコミが取り上げておりましたが、これも情報程度の話でありまして、本当にどういふ状況になっているのか、皆目見当がつかない。

言うまでもなく、彼は私人ではありません。公人です。選ばれて、国民の代表といたしまして国政に奉仕する、邁進する、そういう責務を帯びているわけでありまして、その人がどこで何を

しているかわからない。えらい問題だと思ひます。少なくとも、彼を選んだあるいは主権者である国民は、竹下氏がどこで何をしているのか、これをきちんと知る権利があると言つてもいいと思ひます。竹下氏には、自分が今どこにいる、こういうことをやつておる、国政以上の大変重大な仕事をしているとか、そういうことを説明する義務があると思ひます。

竹下氏はもう三十年来の国会議員をやつておりまして、こんな物事の道理は私が言うまでもなく彼の方がよく心得ておるんだらうと思ひますけれども、遺憾ながら彼からは何のあいさつも我々にならぬわけでありまして、大変問題だと思ひます。国民だつて皆、竹下さんはどうしたんだらうかといふおかしき思つておることだらうと思ひます。

本来ならば、竹下氏が記者会見をしてくだあだつと、あるいは説明を發してしばらく御容赦ありたいというのを説明すべきだと思ひますけれども、それをなさる気は全くなさそうでありまして、大變申しわけないんですけれども、彼が所属している自民党の総裁でもあられる小淵総理に對しまして、一体どこで何をしているのか、いつごろになったらこの国会にあらわれるのか、やつぱり議員一人一人、しかも国会議員でありますから、これは総理また総裁の私は重大な責任だと思ひます。

皮肉を言うようですけども、多分今まで、竹下さん、やつぱりそういうことはきちつと国民の前に明らかにした方がいいのじゃないんでしょうかというのを示唆されたとも思ふのでありますけれども、そういうことを踏まえて、竹下氏がどこでどうやつてゐるのか、ちよつと説明していただければありがたいと思ひます。

○國務大臣(小淵惠三君) 竹下元総理は、本年四月から、変形性脊椎症で病院に入院し治療を受けていると聞いております。

このことは関係者から報告されており、また御本人の意向や病院の患者の皆様を初め関係者の配慮などをあわせ考えますと、私も長い間御指導

もいただいてまいりまして、今日、どの病院であれ、どの事態であれということにつきましては御報告を一つ申し上げることは、病院にもまたた病院に入院されておられる方々にも非常な御迷惑もかかるという御配慮もあらうかと思つております。そういう意味で、今日みずから、佐藤委員御指摘のように、記者会見その他のようなことはされる状況にはない、こう考えております。

○佐藤道夫君 わかりました。竹下氏自身もそういうことを一切言う気はないというお話だったのであらうか。それとも気がつかなくなつたのであらうか。言われてみたらなるほどそうだと、では説明文ぐらゐ出そうというふうなお考えでございましょうか。簡単に結構でございます。

○國務大臣(小淵惠三君) 逐一承知をいたしておりません。

○佐藤道夫君 総裁として大變私は問題だと思ひますが、これはこのぐらゐにいたしまして、次は首都機能移転について取り上げたいと思ひます。これは前の予算委員会でも取り上げたわけでありまして、首都機能移転、もう二十年來の仕事を着々と軌道に乗りまして、近々候補地が決まる。そして、二〇〇五年から移転作業が始まる。二〇一四年には新しい首都が完成する、こう言われておりますけれども、私が大變いぶかしき思ふのは、そういうことを横目でにらみながら総理官邸の新宮が始まつたことと、それから霞が関でも同じように総合庁舎の建築が着々と進んでおることでありまして。

率直に言いますと、こういう建物をつくつてゐる人たちは新しい都に移る考えがない、あんなものは国会が移ればいいんだ、我々はこの便利な東京で行政をやつていく、用があればそこに駆けつけていくからと、そう考えていると思ひます。いわけです。しかし、国会だけ移して首都移転なんということは言へた義理じゃありませんから、国会が移ればまた総理官邸をつくる、行政各庁をつくる、こういうことになるわけでありまして。

今度は、しかし、国民が許さないと思ふんです。東京でいつぱい新しい建物をつい最近つくつたではないかと。総理官邸なんというのは五百億、七、百億もかけて、五階建ての、けんらん豪華という言葉を使ひますけれども、この前も使ひましたけれども、けんらん豪華な建物をつくつた、そしてまた新しい都市で同じものをつくろうとしてゐる、一体何をやってゐるんだと。そんなことが日本の政治かとみんな憤慨するでしょうし、国民だけじゃなくて外国から来た人も皆物笑ひの種にする、日本の政治家は少しく頭がどうかしてゐると思ひます。言ひようがありません、同じ国に二つの同じものをつくつてどなんつもりなんでしょうかと、こういうことになりまして。

ですから、小淵総理、申しわけないんですけれども、もうこの時期まで来まして、一体首都移転をする考えがあるのかないのか、移転するとすればどういう規模で移転するのか、国会だけだ、総理官邸は動かさない、総理はここに、東京に残るんだというとなのか、いずれでもいいんですけれども、もうそろそろ内閣としての方針をきちつと説明すべき時期ではないのか。将来の歴史家からばかにされないために、私はこれをお勧めいたします。はつきりさせてください、いづれか。

○國務大臣(小淵惠三君) 首都機能移転につきましては、現在国会等移転審議会において調査、審議が精力的に進められてゐるところであり、本年秋ごろを一応の目安として移転候補地の選定作業を行うこととされております。

なお、審議会の答申が行われたときには、国会等の移転に関する法律の第二十二條で、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されるものとされております。さらに第二十三條で、移転を決定する場合には、第十三條第二項、内閣総理大臣は、諮問に對する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとするの規定による報告を踏まえ、移転先について別に法律で定め

第三五四四号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願(二通)

請願者 茨城県つくば市金田一八四ノ一
手島昌己 外五百八十一名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四五号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 大阪府泉南郡田尻町りんくうポ
ト北五ノ一七ノ三〇三一 高山
健 外四百八十一名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四六号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 茨城県つくば市松代五ノ一六ノ五
一七ノ三〇三 池上三和子 外四
百八十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四七号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 愛知県春日井市勝川町西四ノ一四
〇ノ五〇五 河口一見 外四百八
十一名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四八号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 石川県金沢市三ツ屋町ハノ五一

松坂里美 外四百八十一名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五四九号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 札幌市西区山の手五条九ノ二ノ一
ノ五〇二 池下省吾 外四百八十
一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五〇号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 東京都八王子市川町二八ノ二六
〇 八木下一枝 外四百八十一名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五一号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 愛媛県松山市久米窪田町四四三
小松章三 外四百八十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五二号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 静岡県掛川市篠場五二五 松浦徳
一 外四百八十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

請願 第三五五三号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 神戸市中央区上筒井通七ノ三ノ二
六 梶原喜久雄 外四百八十一名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五四号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 東京都練馬区東大東五ノ一七ノ二
一 池田一成 外四百八十一名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五五号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 沖縄県浦添市前田一、三八六ノ一
五ノ三〇二 平田邦夫 外四百八
十一名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五六号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 岐阜県羽島郡柳津町佐波一、〇六
七 吉村弘政 外四百八十一名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五七号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 熊本県玉名郡岱明町庄山七一一ノ
六 鎌田弘史 外四百八十一名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五八号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 岩手県一関市内四ノ八 後藤賢
治 外五百二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五五九号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 和歌山県田辺市神島台一〇 外林
佳史 外四百八十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五六〇号 平成十一年六月九日受理
国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する
請願

請願者 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘二ノ七〇
四ノ四〇三二 佐藤圭一郎 外
四百八十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三三二〇号と同じである。

第三五六一号 平成十一年六月九日受理
国民生活を重視した行政改革に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町豊科二、五
五四ノ四 唐澤靖 外四千五百七
名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八二号 平成十一年六月九日受理
国民生活を重視した行政改革に関する請願

請願者 東京都墨田区押上二ノ二ノ四 中
江田真行 外四千五百七名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八三号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 高知市一宮一、八八二ノ五 村田

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八四号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 福井市篠尾町五四ノ二三 杉本元

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八五号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 大阪府門真市沖町七ノ一七 松谷

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八六号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 岡山市上阿知一、二二一 中尾友

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五八七号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 栃木県佐野市石塚町一、七二六

紹介議員 宮本 練三君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五九〇号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 北九州市小倉南区葛原高松Aノ二

〇三 池川あずみ 外四千五百六

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五九一号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 山形県天童市北久野本四ノ七ノ五

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三五九二号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡飯田川町飯塚九八

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三六六一号 平成十一年六月九日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見中央五ノ一ノ七

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三六七八号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 愛知県西尾市下町宮東三五ノ三ノ

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三七二〇号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 仙台市泉区南光台六ノ二六ノ一六

横田俊策 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

紹介議員 松前 達郎君

第三七二一号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 岐阜市金園町九ノ一七七ノ九 熊

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三七三三三号 平成十一年六月十日受理

国立試験研究機関の独立行政法人化反対に関する

請願者 茨城県つくば市松代五ノ六一七ノ

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二三二〇号と同じである。

第三七八二号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 新潟市藤見町三ノ五ノ一 佐々木

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三七八三三三号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸一ノ七ノ三ノ六

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第三七八四号 平成十一年六月十日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町岡仲間二三

紹介議員 福島 瑞穂君

〇ノ四 蔵岡多仁 外九百九十九

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。